

令和5年（第1回）山鹿市議会3月定例会

会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議 / 委 員 会
1	2月28日	火	開会・提案理由説明
2	3月1日	水	休会（発言通告締切 正午まで）
3	3月2日	木	休 会
4	3月3日	金	
5	3月4日	(土)	
6	3月5日	(日)	
7	3月6日	月	
8	3月7日	火	質疑・一般質問
9	3月8日	水	質疑・一般質問・委員会付託
10	3月9日	木	予算決算常任委員会
11	3月10日	金	休 会
12	3月11日	(土)	
13	3月12日	(日)	
14	3月13日	月	建設経済委員会／分科会
15	3月14日	火	市民福祉委員会／分科会
16	3月15日	水	総務文教委員会／分科会
17	3月16日	木	休 会
18	3月17日	金	予算決算常任委員会
19	3月18日	(土)	休 会 (春分の日)
20	3月19日	(日)	
21	3月20日	月	
22	3月21日	(火)	
23	3月22日	水	議会運営委員会
24	3月23日	木	委員長報告・討論・採決・閉会

令和5年（第1回）山鹿市議会3月定例会

目 次

第1号（2月28日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	5
3. 出席議員	7
4. 説明のため出席した者	8
5. 事務局職員出席者	9
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	10
7. 日程第2 会期の決定	10
8. 日程第3 閉会中の議員辞職許可報告の件	10
9. 日程第4 市長の説明	10
10. 日程第5 議案第1号～議案第56号 報告第1号～報告第4号	15
11. 提案理由の説明	15
(1) 議案第1号（大林総務部長）	15
(2) 議案第2号（大林総務部長）	16
(3) 議案第3号（山崎福祉部長）	17
(4) 議案第4号（山崎福祉部長）	18
(5) 議案第5号（山崎福祉部長）	18
(6) 議案第6号（松尾建設部長）	18
(7) 議案第7号（大林総務部長）	19
(8) 議案第8号（大林総務部長）	19
(9) 議案第9号（大林総務部長）	19
(10) 議案第10号（山崎福祉部長）	20
(11) 議案第11号（山崎福祉部長）	20
(12) 議案第12号（山崎福祉部長）	20
(13) 議案第13号（石井経済部長）	20
(14) 議案第14号（石井経済部長）	21
(15) 議案第15号（渡邊教育部長）	21
(16) 議案第16号（渡邊教育部長）	21
(17) 議案第17号（渡邊教育部長）	21

(18) 議案第18号 (渡邊教育部長)	22
(19) 議案第19号 (有尾消防本部消防長)	22
(20) 議案第20号 (大林総務部長)	22
(21) 議案第21号 (野満福祉部次長)	25
(22) 議案第22号 (野満福祉部次長)	26
(23) 議案第23号 (野満福祉部次長)	27
(24) 議案第24号 (栗原経済部次長)	28
(25) 議案第25号 (栗原経済部次長)	28
(26) 議案第26号 (栗原経済部次長)	28
(27) 議案第27号 (阿蘇品水道局長)	29
(28) 議案第28号 (高山市民医療センター事務次長)	29
(29) 議案第29号 (松尾建設部長)	30
(30) 議案第30号 (松尾建設部長)	31
(31) 議案第31号 (石井経済部長)	32
(32) 議案第32号 (阿蘇品水道局長)	33
(33) 議案第33号 (石井経済部長)	33
(34) 議案第34号 (石井経済部長)	33
(35) 議案第35号 (大林総務部長)	34
(36) 議案第36号 (山城建設部次長)	34
(37) 議案第37号 (山城建設部次長)	35
(38) 議案第38号 (山城建設部次長)	35
(39) 議案第39号 (山城建設部次長)	35
(40) 議案第40号 (早田市長)	35
(41) 議案第41号 (早田市長)	36
(42) 議案第42号 (阿蘇品副市長)	36
(43) 議案第43号 (阿蘇品副市長)	36
(44) 議案第44号 (阿蘇品副市長)	36
(45) 議案第45号 (阿蘇品副市長)	36
(46) 議案第46号 (阿蘇品副市長)	36
(47) 議案第47号 (阿蘇品副市長)	36
(48) 議案第48号 (阿蘇品副市長)	36
(49) 議案第49号 (阿蘇品副市長)	36
(50) 議案第50号 (阿蘇品副市長)	37
(51) 議案第51号 (阿蘇品副市長)	37

(52) 議案第52号 (阿蘇品副市長)	37
(53) 議案第53号 (阿蘇品副市長)	37
(54) 議案第54号 (阿蘇品副市長)	37
(55) 議案第55号 (阿蘇品副市長)	37
(56) 議案第56号 (阿蘇品副市長)	37
(57) 報告第1号 (渡邊教育部長)	37
(58) 報告第2号 (渡邊教育部長)	37
(59) 報告第3号 (渡邊教育部長)	38
(60) 報告第4号 (山崎福祉部長)	38
12. 日程第6 常任委員会委員の選任	39
13. 日程第7 議長の常任委員辞任の件	39
14. 日程第8 議会運営委員会委員の選任	40
15. 散会	41

第2号 (3月7日)

1. 議事日程	45
2. 本日の会議に付した事件	46
3. 出席議員	46
4. 説明のため出席した者	46
5. 事務局職員出席者	47
6. 日程第1 質疑・一般質問	48
(1) 北原昭三議員一般質問	48
○中尾市民部長答弁	49
(2) 北原昭三議員一般質問	49
○中尾市民部長答弁	50
(3) 北原昭三議員一般質問	51
○中尾市民部長答弁	51
(4) 北原昭三議員一般質問	52
○松尾建設部長答弁	52
(5) 北原昭三議員一般質問	53
○松尾建設部長答弁	54
(6) 北原昭三議員一般質問	54
○中尾市民部長答弁	55
(7) 北原昭三議員一般質問	55

○大林総務部長答弁	56
(8) 北原昭三議員一般質問	57
(9) 松見真一議員質疑	58
○石井経済部長答弁	58
(10) 松見真一議員一般質問	59
○大林総務部長答弁	60
(11) 松見真一議員一般質問	61
○大林総務部長答弁	62
(12) 松見真一議員一般質問	62
○石井経済部長答弁	63
(13) 松見真一議員一般質問	64
○早田市長答弁	65
(14) 松見真一議員一般質問	65
(15) 永田壮拓議員一般質問	66
○石井経済部長答弁	67
(16) 永田壮拓議員一般質問	68
○石井経済部長答弁	69
(17) 永田壮拓議員一般質問	70
○山崎福祉部長答弁	71
(18) 永田壮拓議員一般質問	72
○山崎福祉部長答弁	73
(19) 永田壮拓議員一般質問	73
○渡邊教育部長答弁	74
(20) 永田壮拓議員一般質問	75
○早田市長答弁	76
(21) 永田壮拓議員一般質問	77
(22) 深牧大助議員一般質問	77
○石井経済部長答弁	78
(23) 深牧大助議員一般質問	78
○石井経済部長答弁	79
(24) 深牧大助議員一般質問	79
○石井経済部長答弁	80
(25) 深牧大助議員一般質問	81
○中尾市民部長答弁	82

(26) 深牧大助議員一般質問	82
○石井経済部長答弁	82
(27) 深牧大助議員一般質問	83
○早田市長答弁	83
(28) 深牧大助議員一般質問	83
(29) 関口和良議員一般質問	84
○松尾建設部長答弁	85
(30) 関口和良議員一般質問	85
○石井経済部長答弁	86
(31) 関口和良議員一般質問	87
○山崎福祉部長答弁	87
(32) 関口和良議員一般質問	88
○山崎福祉部長答弁	88
(33) 関口和良議員一般質問	89
○山崎福祉部長答弁	89
(34) 関口和良議員一般質問	90
○大林総務部長答弁	90
(35) 関口和良議員一般質問	91
○大林総務部長答弁	91
(36) 関口和良議員一般質問	91
(37) 勢田昭一議員一般質問	92
○早田市長答弁	93
(38) 勢田昭一議員一般質問	93
○早田市長答弁	94
(39) 勢田昭一議員一般質問	94
○早田市長答弁	95
(40) 勢田昭一議員一般質問	95
○渡邊教育部長答弁	96
(41) 勢田昭一議員一般質問	97
○渡邊教育部長答弁	97
(42) 勢田昭一議員一般質問	98
○吉野首席教育審議員答弁	98
(43) 勢田昭一議員一般質問	99
○渡邊教育部長答弁	99

(44) 勢田昭一議員一般質問	100
○松尾建設部長答弁	100
(45) 勢田昭一議員一般質問	101
7. 散 会	101

第3号（3月8日）

1. 議事日程	105
2. 本日の会議に付した事件	106
3. 出席議員	106
4. 説明のため出席した者	106
5. 事務局職員出席者	107
6. 日程第1 質疑・一般質問	108
(1) 芋生よしや議員一般質問	108
○中尾市民部長答弁	109
(2) 芋生よしや議員一般質問	109
○中尾市民部長答弁	111
(3) 芋生よしや議員一般質問	111
○中尾市民部長答弁	112
(4) 芋生よしや議員一般質問	112
○早田市長答弁	113
(5) 芋生よしや議員一般質問	113
○早田市長答弁	114
(6) 芋生よしや議員一般質問	114
○中尾市民部長答弁	114
(7) 芋生よしや議員一般質問	115
○中尾市民部長答弁	115
(8) 芋生よしや議員一般質問	116
○渡邊教育部長答弁	116
(9) 芋生よしや議員一般質問	116
○渡邊教育部長答弁	117
(10) 芋生よしや議員一般質問	117
○渡邊教育部長答弁	117
(11) 芋生よしや議員一般質問	118
○渡邊教育部長答弁	118

(12) 芋生よしや議員一般質問	119
○渡邊教育部長答弁	119
(13) 芋生よしや議員一般質問	120
○堀田教育長答弁	120
(14) 芋生よしや議員一般質問	121
○石井経済部長答弁	121
(15) 芋生よしや議員一般質問	121
○早田市長答弁	122
(16) 芋生よしや議員一般質問	122
(17) 古川和博議員一般質問	123
○中尾市民部長答弁	124
(18) 古川和博議員一般質問	124
○中尾市民部長答弁	125
(19) 古川和博議員一般質問	126
(20) 金光一誠議員質疑	127
○石井経済部長答弁	128
(21) 金光一誠議員一般質問	128
○大林総務部長答弁	129
(22) 金光一誠議員一般質問	130
○大林総務部長答弁	130
(23) 金光一誠議員一般質問	131
○早田市長答弁	132
(24) 金光一誠議員一般質問	132
○石井経済部長答弁	133
(25) 金光一誠議員一般質問	134
○早田市長答弁	134
(26) 金光一誠議員一般質問	135
○早田市長答弁	136
(27) 金光一誠議員一般質問	137
(28) 有働辰喜議員一般質問	137
○渡邊教育部長答弁	138
(29) 有働辰喜議員一般質問	138
○渡邊教育部長答弁	139
(30) 有働辰喜議員一般質問	139

○渡邊教育部長答弁	140
(31) 有働辰喜議員一般質問	140
○渡邊教育部長答弁	141
(32) 有働辰喜議員一般質問	142
○渡邊教育部長答弁	143
(33) 有働辰喜議員一般質問	143
○渡邊教育部長答弁	144
(34) 有働辰喜議員一般質問	144
○渡邊教育部長答弁	146
(35) 有働辰喜議員一般質問	146
○渡邊教育部長答弁	148
(36) 有働辰喜議員一般質問	148
(37) 永田紘二議員一般質問	148
○山崎福祉部長答弁	149
(38) 永田紘二議員一般質問	150
○早田市長答弁	150
(39) 永田紘二議員一般質問	151
○大林総務部長答弁	151
(40) 永田紘二議員一般質問	152
○大林総務部長答弁	152
(41) 永田紘二議員一般質問	153
○早田市長答弁	154
(42) 永田紘二議員一般質問	154
○大林総務部長答弁	154
(43) 永田紘二議員一般質問	155
○大林総務部長答弁	156
(44) 永田紘二議員一般質問	156
○早田市長答弁	158
(45) 永田紘二議員一般質問	158
7. 日程第2 委員会付託	159
8. 散会	159

第4号（3月23日）

1. 議事日程	163
---------	-----

2. 本日の会議に付した事件	165
3. 出席議員	165
4. 説明のため出席した者	166
5. 事務局職員出席者	166
6. 日程第1 議案第1号～議案第56号	
陳情第3号	167
7. 各常任委員長の報告	167
(1) 建設経済常任委員長報告	167
(2) 市民福祉常任委員長報告	168
(3) 総務文教常任委員長報告	169
(4) 予算決算常任委員長報告	170
8. 質 疑	171
9. 討 論	171
(1) 芋生よしや議員討論	171
10. 採 決	175
11. 日程第2 議員提出議案第1号・議員提出議案第2号	178
12. 提案理由の説明	178
(1) 議員提出議案第1号(永田壮拓議員)	178
(2) 議員提出議案第2号(永田壮拓議員)	178
13. 質 疑	178
14. 討 論	179
15. 採 決	179
16. 日程第3 所管事務調査の委員会付託	179
17. 閉 会	179

2月28日(火曜日)

令和5年（第1回）山鹿市議会3月定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年2月28日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 閉会中の議員辞職許可報告の件
- 第4 市長の説明
- 第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度山鹿市一般会計補正予算（第7号）)
- 議案第2号 令和4年度山鹿市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第3号 令和4年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 令和4年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 令和4年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 令和4年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 山鹿市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 山鹿市未来創造基金条例
- 議案第10号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する等の条例
- 議案第14号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 山鹿市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算
- 議案第21号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
- 議案第24号 令和5年度六郷財産区特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度城北財産区特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度稲田財産区特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度山鹿市水道事業会計予算
- 議案第28号 令和5年度山鹿市病院事業会計予算
- 議案第29号 令和5年度山鹿市下水道事業会計予算
- 議案第30号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計予算
- 議案第31号 財産の譲渡について
- 議案第32号 権利の放棄について
- 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市矢谷溪谷キャンプ場(奥矢谷溪谷きらり))
- 議案第34号 山鹿市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に関する事務の事務委託の変更について
- 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第36号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の認定について
- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 教育委員会教育長の任命について
- 議案第41号 教育委員会委員の任命について
- 議案第42号 公平委員会委員の選任について
- 議案第43号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第44号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第45号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第46号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第47号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第48号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第49号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第50号 稲田財産区管理委員の選任について

- 議案第51号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第52号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第53号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第54号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第55号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第56号 稲田財産区管理委員の選任について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 専決処分の報告について
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 第6 常任委員会委員の選任
- 第7 議会運営委員会委員の選任



本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 閉会中の議員辞職許可報告の件
- 第4 市長の説明
- 第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度山鹿市一般会計補正予算(第7号))
- 議案第2号 令和4年度山鹿市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第3号 令和4年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第4号 令和4年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第5号 令和4年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第6号 令和4年度山鹿市下水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第7号 山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 山鹿市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 山鹿市未来創造基金条例
- 議案第10号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する等の条例
- 議案第14号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

- 議案第15号 山鹿市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算
- 議案第21号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計予算
- 議案第24号 令和5年度六郷財産区特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度城北財産区特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度稲田財産区特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度山鹿市水道事業会計予算
- 議案第28号 令和5年度山鹿市病院事業会計予算
- 議案第29号 令和5年度山鹿市下水道事業会計予算
- 議案第30号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計予算
- 議案第31号 財産の譲渡について
- 議案第32号 権利の放棄について
- 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市矢谷溪谷キャンプ場(奥矢谷溪谷きらり))
- 議案第34号 山鹿市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に関する事務の事務委託の変更について
- 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第36号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の認定について
- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 教育委員会教育長の任命について
- 議案第41号 教育委員会委員の任命について

- 議案第42号 公平委員会委員の選任について
- 議案第43号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第44号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第45号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第46号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第47号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第48号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第49号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第50号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第51号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第52号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第53号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第54号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第55号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第56号 稲田財産区管理委員の選任について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 報告第2号 専決処分の報告について
- 報告第3号 専決処分の報告について
- 報告第4号 専決処分の報告について

- 第6 常任委員会委員の選任
- 第7 議長の常任委員辞任の件
- 第8 議会運営委員会委員の選任



出席議員（19名）

- | | | | | |
|-----|---|---|---|----|
| 1 番 | 関 | 口 | 和 | 良 |
| 2 番 | 永 | 田 | 壮 | 拓 |
| 3 番 | 深 | 牧 | 大 | 助 |
| 4 番 | 原 | | 芳 | 郎 |
| 5 番 | 隈 | 部 | 賢 | 治 |
| 6 番 | 高 | 橋 | 龍 | 一 |
| 7 番 | 豊 | 田 | 新 | 二郎 |
| 8 番 | 山 | 下 | 誠 | 治 |
| 9 番 | 古 | 川 | 和 | 博 |
| 10番 | 金 | 光 | 一 | 誠 |

11番	松見真一
13番	小川榮二
14番	芋生よしや
15番	勢田昭一
16番	有働辰喜
17番	服部香代
18番	富丸洋一郎
19番	北原昭三
20番	永田紘二



説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	大林秀樹
総務部首席審議員	池田淳志
市民部長	中尾雄二
福祉部長	山崎寿雄
経済部長	石井耕一郎
建設部長	松尾正都
教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	有尾壽朗
市民部次長	白石浩二
福祉部次長	野満ふみ子
経済部次長	栗原昭浩
建設部次長	山城一夫
水道局長	阿蘇品健
教育部次長	園田正尚
市民医療センター事務次長	高山英雄
財務課長	迎田祐樹
鹿本市民センター長	都田英樹
福祉課長	飯川浩一

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 小 山 天
局 長 補 佐 兼 議 事 係 長 森 英 州
書 記 木 村 隆 寛

午前10時00分 開会

○

○服部香代 議長

ただいまから令和5年（第1回）山鹿市議会3月定例会を開会いたします。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○服部香代 議長

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、原芳郎議員、深牧大助議員を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○服部香代 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月23日までの24日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。

○

日程第3 閉会中の議員辞職許可報告の件

○服部香代 議長

日程第3、閉会中の議員辞職許可報告の件を議題といたします。

閉会中に、立山 大二郎議員から、一身上の理由により、議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、山鹿市議会会議規則第147条第2項の規定により、令和5年1月31日にこれを許可いたしましたから、ご報告いたします。

○

日程第4 市長の説明

○服部香代 議長

日程第4、この際、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

まず初めに、2月6日に発生したトルコ南部を震源とする大地震により、トルコ、シリアでは、5万人を超える多くの方が尊い命を亡くされ、甚大な被害が出ております。犠牲となられた方のご冥福をお祈りするとともに、1日も早い復興を願っております。

山鹿市におきましても、本庁舎1階を初め、各市民センターに募金箱を設置し、市民の皆様には支援のご協力を呼びかけております。また、市内の小中学校においても児童・生徒が中心となって募金活動を行うなど、支援の輪が広がっております。

それでは、本定例会において、令和5年度の市政運営に関する私の所信を申し上げます。

日本の経済について、政府は「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直しており、先行きについては、ウィズコロナのもとで、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としております。

また、熊本県においては、世界有数の半導体企業であるTSMCの進出決定により、県全体において経済への大きな波及効果が期待されています。

しかしながら、令和4年12月の消費者物価指数において、前年同月比4%の上昇率を記録し、第2次オイルショック以来の41年ぶりの上げ幅となっており、特にエネルギー、食料品等の価格上昇による市民生活への影響が生じています。

このような中、国において、物価高・円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野とした政策が行われているところであります。

それでは、令和5年度における市政運営の基本的な方針について申し上げます。

私の市政運営は、任期3年目の折り返しに入ります。新型コロナウイルス感染症への制限が緩和される兆しが見えておりますが、引き続き、市民の生命と健康を守るための新型コロナウイルス感染症対策に取り組むとともに、ウィズコロナへの転換を図ってまいります。

また、日本全体が人口減少社会へ突入し、本市においては、年少人口、生産年齢人口ともに顕著な減少傾向にあり、市内の高校においては、卒業後に就職する市内在住の学生の約4分の3が市外に就職するなど、若者の流出に歯どめがかからない状況にあります。

また、年間出生数についても急速に減少しており、将来人口推計より7年程度早いペースで出生数が減少する局面に入り、少子化がより一層加速している状況にあります。

こうした状況を打破するには、戦略的な人口減少対策に取り組む必要があると考え、1つに、人口減少のスピードを抑制すること、2つに、人口減少社会にあっても持続可能な社会を構築すること、この2方向からのアプローチで、選ばれる山鹿

を目指してまいります。

さらに、TSMCの進出に伴い、県内への半導体関連企業の集積や、それに伴う波及効果が予想される中で、積極的に企業誘致の推進及び既存企業の事業拡大を支援するため、新たに用地取得に対する奨励金の交付を行うとともに、工業団地や住宅用地の適地調査を行います。これらの施策を通して、熊本県に訪れている半導体需要を逸することなく、つかみにいきます。

続きまして、令和5年度における予算編成の考え方について申し上げます。

第2次総合計画の基本構想に掲げるまちづくりの基本姿勢である「人を創る」、「経済を創る」、「住み続けたいまちを創る」を具現化するためには、戦略的に施策を展開していくことが重要です。そのため、令和5年度は人口減少対策に主眼をおいた、結婚・子育て応援プロジェクト、しごと・人材応援プロジェクト、移住・定住応援プロジェクトを重点的な取り組みの柱として位置づけ、各種施策を強力に推進し、市民や企業、市外在住者に選ばれる山鹿に向けた取り組みを加速化させていきます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルが1に引き下げられるなど、飲食業、旅行・宿泊業を中心とした需要の回復が見込まれる一方で、世界情勢の不安定化による原油価格・物価高騰のあおりを受け、社会経済情勢は依然として厳しいものがあります。このため、疲弊した地域経済の活性化に向けて事業継続や新たな事業展開への支援拡充を重点的に進めます。

そのほか、近年多発している災害に対する防災・減災対策の強化、学校施設を初めとする公共施設の長寿命化対策・老朽化対策に、引き続き取り組みます。

さらに、限られた経営資源を有効活用する観点から、公共施設等の保有量の適正化に向けた遊休資産の処分、窓口業務等への民間活力の導入、業務の省力化・効率化に資するデジタル技術の活用にも積極的に取り組んでまいります。

このような考えのもとに編成しました、令和5年度の一般会計予算総額は、当初予算としては最大の322億1800万円となり、これに6特別会計と4企業会計を合わせますと、純計では545億4022万9000円となっております。

ただいま申し上げました予算編成方針に基づき、令和5年度においては、選ばれる山鹿の実現に向け、3つの重点プロジェクトを推進してまいります。

それでは、プロジェクトごとに重点的に取り組む施策の概要について申し上げます。

まず1つ目は、結婚・子育て応援プロジェクトであります。

全国的に未婚率が上昇していますが、本市においても同様の傾向にあり、その原因として経済的不安が挙げられます。そのため、経済的負担の軽減と結婚後の本市

居住を後押しします。具体的には、結婚新生活のスタートアップに対する支援として、婚姻に伴う住宅取得や賃貸住宅、引っ越しに係る費用を助成します。

また、児童福祉法に基づく子ども家庭総合支援拠点と、母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターを一体化した、こども家庭センターを設置します。当センターは、国から令和6年をめどに設置するよう努力義務が課せられておりますが、前倒しで設置するものです。全ての妊産婦、子ども・子育て世帯の一体的な相談支援を、より効果的かつ迅速に行えるようにします。

さらに、共働き世帯やひとり親家庭において、仕事の関係などで育児に専念できない場合に、子供を預けることができるファミリーサポートセンターについて、利用時間に応じた負担をお願いしておりましたが、新たな拡充支援として、1回の利用につき3時間を超えた利用料金については、市で負担することとします。これにより、ファミリーサポートセンターの利用者負担の軽減を図ります。

次に、しごと・人材応援プロジェクトであります。

意欲ある商工・観光事業者のチャレンジを促し、地域経済の活性化を図るため、商工団体のサポートを受け、新たに創業または開業を行う、本市に居住する個人や市内に登録のある法人に対してスタートアップに必要な経費を助成します。

また、農業後継者不足が深刻化している中、地域農業を担う専業農家の後継者を目指す親元就農者に対し、農業経営の継承や発展に資する市独自の支援をスタートさせます。地域農業を知りつくした専業農家の後継者を未来のリーダーとして位置づけ、地域農業を盛り上げ、活性化させていくことで、魅力ある農業の実現を図ります。

さらに、さまざまな産業等の従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地や空き店舗の増加といった地域課題を解決するため、地域を盛り上げたいという若手事業者を集め、熊本大学等と連携しながら、地域の実情等を学び議論する、やまが未来創造塾を開催します。本塾を通して、地域資源やそれぞれの知見を生かした新たなビジネスモデルを創出する人材の育成を図ります。

最後に、移住・定住応援プロジェクトです。

全国的に増加している地方への移住需要を取り込むため、子育て世帯をターゲットとした支援として、Uターン子育て世帯住宅支援補助を創設するとともに、東京圏からのUターンを促す移住支援金の対象や支給額を拡大し、移住・定住を促進してまいります。

また、森林面積が総面積の50%以上を占める本市において、林家、製材業等を含む林業経営体数は、合併時と比較すると200体ほど減少し、令和2年は57体となるなど、林業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。

そこで、地域産材のブランド化と移住人口の増加や定住人口の減少に歯どめをかけることを目的に、山鹿市産の木材を活用し、木造住宅を新築する方への木材購入費の補助制度を創設します。

さらに、T S M C 進出を契機とした住宅需要への波及効果を逸することがないように、関連企業の従業員等を主なターゲットとした新たな居住地の創出を目指します。住宅地として開発可能な用地の調査を行い、その候補地を数カ所に絞り込み、民間事業者が開発着手できるよう、必要な情報を整理した開発計画の策定を急ぎ、市外からの人の流入を促すと同時に、市内からの流出抑制を図ります。

これらの重点施策のほかに、次の重要事業にも取り組んでまいります。

令和4年の市内宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年と比べて45%減少し、依然として厳しい状況にあり、飲食店や土産店の売り上げも減少が続いております。現在行われている全国旅行支援の終了後、引き続き観光需要を呼び込むため、市内宿泊者に対し、市内の飲食店や土産店、公衆浴場、旅客運輸などの観光事業者の店舗で使用できるクーポンを進呈し、観光業の回復を図ります。

また、近年急速に浸透し、多くの方が利用しているキャッシュレス決済について、現在、市税の納付についてのみ導入をしておりますが、これを拡大し、住宅使用料や水道料金などの納付にも対応できるようにします。

さらに、市民課の窓口及び各市民センターに、キャッシュレス決済に対応したセミセルフレジを導入し、利便性の向上及びデジタル化の推進を図ります。

さらに、市税等について、現在、口座振替、コンビニ収納やキャッシュレス決済などの収納手段を多様化することで収納率の向上に努めているところです。新たな取り組みとしまして、将来にわたって持続可能な安定した財源を確保するために、市税等の収納業務の一部を民間委託し、さらなる収納率の向上と業務効率化を図ります。

このほか、昨年10月に熊本県から取得した山鹿保健所跡地については、各種福祉団体の活動の場、高齢者福祉、介護予防事業の拠点となり、避難所機能をあわせ持つ福祉会館の建設に向けた基本構想の策定に着手します。

以上、令和5年度の市政運営や予算編成に当たっての、私の基本的な考え方と施策の概要について申し上げましたが、これらの施策をより効果的に推進することを目的とした組織改編を4月に行います。

具体的には、農林業の振興及び商工業・観光振興施策の充実強化を図るために、現行の経済部を農林部と商工観光部に再編し、こども家庭庁の設置及び所掌事務の見直しに伴う子育て支援に係る施策を福祉部の所管とします。

また、ことし9月には、第78回熊本県民体育祭菊池地域・山鹿大会が開催されま

す。本市においては、軟式野球、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、柔道の5競技が予定されています。この大会を通して、スポーツの普及はもちろんのこと、市民の皆様が健康で生きがいを持ち、心身ともに豊かに暮らせる健康都市づくりにつながってまいります。

最後に、市民の皆様と積極的に対話を行い、未来ある子供たちのためにも、先人が残してこられた豊かな自然環境、歴史、文化遺産、伝統工芸を生かしたまちづくりを展開し、市民や企業、市外在住者から選ばれる山鹿を目指し、全力で取り組んでまいります。

本日から24日間にわたりご審議いただきます議案は、予算17件、条例13件、財産の譲渡1件、権利の放棄1件、市道路線の廃止及び認定4件、人事案件17件、その他3件の計56件及び報告4件でございます。

これらの諸議案の内容につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、市政運営に関する私の説明といたします。



日程第5 議案第1号～議案第56号

報告第1号～報告第4号

○服部香代 議長

日程第5、議案第1号から報告第4号までの全案件を一括議題といたします。
提案理由の説明を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、令和4年12月2日に国の令和4年度第2次補正予算が成立し、その後、12月22日に熊本県の補正予算が成立したことを受け、妊産婦に対する経済的支援等及び物価高騰の影響を受けている保育施設に対する支援に要する経費につきまして、令和4年度一般会計補正予算（第7号）として、地方自治法第179条第1項の規定により、1月19日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

3ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は4316万円です。

予算の内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

(款) 民生費、(目) 児童家庭支援費の補正額3700万円は、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進するため、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身

近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図るとともに、経済的支援として、令和4年4月1日以降に妊娠届け出をした妊婦に、1人当たり5万円の出産応援給付金を、また、同日以降に出生した児童の養育者に対して、出生児1人当たり5万円の子育て応援給付金を支給するものです。

次の（目）保育支援費の補正額616万円は、国が定める公的価格により経営を行う保育施設が、物価高騰による経費の上昇分を利用者等に転嫁できず、安定した保育サービスの提供に支障を来すおそれがあることから、保育施設の利用定員区分に応じて、支援金を支給するものです。

続きまして、議案第2号 令和4年度山鹿市一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は6億3309万4000円です。内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策関連経費9457万円、事業費の確定に伴う財源組み替え等の調整8519万2000円、国の補正予算に係る取り組みを含む一般行政経費4億5333万2000円です。

5 ページをお願いいたします。

第2表は繰越明許費です。（款）民生費の子育て世帯生活支援特別給付事業ほか19の事業につきまして、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費を設定いたします。

7 ページをお願いいたします。

第3表は債務負担行為補正です。道の駅小栗郷等管理運営業務ほか3件の物産館施設における指定管理料の見直しに係るもののほか、矢谷溪谷キャンプ場（奥矢谷溪谷きらり）の指定管理に関するものを、記載のとおり追加するものです。

8 ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正です。臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴うもののほか、事業費の決算見込み及び財源の組み替えに伴い、限度額の変更をそれぞれ行うものです。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）児童家庭支援費の中の子育て世帯生活支援特別給付事業2495万5000円は、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯を対象に、1世帯当たり2万円を給付するものです。

さらに、第2子以降の児童がいる場合は、児童1人当たり5000円を加算します。財源につきましては、全額県補助金であります。

18ページをお願いいたします。

(款) 農林水産業費、(目) 農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業3338万6000円は、国の農地利用効率化等支援交付金や、担い手確保・経営強化支援事業補助金を活用し、農地の集約化や農業経営の強化を図るための設備投資を支援するものです。

また、農産物生産振興事業2億2157万1000円は、国の産地生産基盤パワーアップ事業補助金を活用し、収益力強化に取り組む事業者の生産体制強化を図るための設備投資を支援するものです。

次の(目) 農業振興施設費の補正額5236万6000円は、コロナ禍における著しい収益悪化の現状に鑑み、収益事業と施設管理事業を区分して指定管理料を算定する方法に見直すことに伴い、指定管理料を増額するものです。あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入が減少しているため、指定管理協定のリスク分担の規定に基づき、指定管理料を増額するものです。

次に、(目) 林業振興費の中の林業・木材産業振興施設等整備事業3475万円は、熊本県の林業・木材産業生産性強化対策事業補助金を活用し、林業経営者の設備投資を支援するものです。

21ページをお願いいたします。

(款) 教育費、(目) 幼稚園費の補正額1800万1000円は、私立の認定こども園の教育認定児童数が見込みより増加したこと及び運営費の基準単価等の見直しに伴い、運営費を増額するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

議案第3号 令和4年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれに1億3200万円を増額し、71億2036万3000円とするものです。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出により、ご説明を申し上げます。

6ページをお願いします。

(款) 保険給付費、(目) 一般被保険者療養給付費の1億3000万円は、療養給付

費が不足する見込みであることから、増額補正するものでございます。

(款) 諸支出金、(目) 一般被保険者保険税還付金の補正額200万円は、被保険者の資格喪失等により、還元する保険税の還付金に不足が生じることから補正するものでございます。

続きまして、議案第4号 令和4年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

今回の補正で、歳入歳出予算の総額に増減はございませんが、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入、中段の(款) 繰越金の補正額1007万6000円は、令和3年度の決算剰余金の全額を歳入予算に計上するもので、上段の(款) 後期高齢者医療保険料と組み替えを行うものでございます。

続きまして、議案第5号 令和4年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億770万4000円を追加し、総額を69億7616万4000円とするものです。

6 ページをお願いいたします。

補正予算の内容について、歳出によりご説明を申し上げます。

(款) 基金積立金、(目) 介護給付費準備基金積立金の補正額1億770万4000円は、令和3年度決算剰余金及び基金利子を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

議案第6号 令和4年度山鹿市下水道事業会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、国費の追加補正に伴い、令和5年度に債務負担により予定していました山鹿浄水センター脱水汚泥乾燥機更新の一部を前倒しして実施することが可能となったため、補正を行うものでございます。

1 ページをお願いします。

第3条、資本的収入及び支出であります。

(第1款) 資本的収入の既決予定額に3億7100万円を追加し、総額を13億6970万円とするものです。

次に支出であります、(第1款) 資本的支出の既決予定額に3億7100万円を追加し、総額を16億8861万8000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第7号 山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、電子情報処理組織による申請等、申請に係る手数料の電子納付等について所要の規定を整備するものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第8号 山鹿市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、空き家等の倒壊などにより、隣接する住家や人命に危険が切迫している場合に、行政が緊急安全措置をとることができるようにするため、所要の規定を整備するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第9号 山鹿市未来創造基金条例について、ご説明申し上げます。

本案は、合併特例事業債を活用し、地域住民の連帯の強化や、地域振興に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設けるため、新たに条例を制定するものです。

第1条は基金の設置に関する事項を、第2条は基金の積み立てに関する事項を定め、第3条以降におきまして基金の管理、処分、その他の運用に関する事項を定めるものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

議案第10号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、新たに市長の附属機関として、新福祉会館建設推進委員会を設置するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたします。続きまして、議案第11号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の改正に準じて、出産育児一時金の額を40万8000円から48万8000円に改定するものでございます。

なお、附則として、この条例は令和5年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第12号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されたことに伴い、引用しておりました本条例の条項を整備するものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。

○服部香代 議長

石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

○石井耕一郎 経済部長

議案第13号 山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する等の条例について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市らんらんハウス及び山鹿市水辺プラザかもとを一体的に管理運用するとともに、同施設の温泉使用料等を改定するため、条例を改正する必要があると提案するものです。

改正の内容としましては、水辺プラザかもとに隣接しておりますらんらんハウスを一体的に管理運用するものとし、使用料を変更するとともに、現行の山鹿市らんらんハウス条例を廃止し、あわせて水辺プラザかもとの温泉使用料の料金を改定するため、所要の規定を整備するものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行し、

必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第14号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本県内での半導体産業を中心とした企業の進出や設備増強など、新たな投資が予想されており、今後の新規企業の誘致や既立地企業に対する事業拡張の取り組みを促進するため、用地取得に対する助成制度を新たに設け、所要の規定を整備する必要があると、提案するものです。

附則としまして、本条例は令和5年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

議案第15号 山鹿市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、山鹿市奨学生選考委員会の委員構成を見直すため、所要の規定の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第16号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、児童福祉施設等における児童虐待など、児童を取り巻く情勢の変化に対し、利用者の安心・安全の確保に関し、対応の厳格化が求められていることから、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関し、関係法令が改正されたことに伴い、子供に対する懲戒に係る権限に関する規定を削除するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第17号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関し、関係法令が改正されたことに伴い、子供に対する懲戒に係る権限に関する規定を削除し、加えて送迎バスでの確認不足、置き去りによる事故の防止、保護者の就労支援や安心・安全な保育環境維持のための、安全計画の策定や自動車を運行する場合の所在の確認方法、感染症及

び食中毒の予防及びまん延の防止に必要な措置等について、所要の規定を整備するものでございます。

附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第18号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関し、関係法令が改正されたことに伴い、放課後児童健全育成事業に係る安全計画の策定や、自動車を運行する場合の所在の確認方法、学童クラブの継続運営計画の策定、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に必要な措置等について、所要の規定を整備するものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

有尾消防長。

[有尾壽朗 消防本部消防長 登壇]

○有尾壽朗 消防本部消防長

議案第19号 山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、災害の現場に出動した消防団員に対して、出動1回につき、従事時間に応じた出動報酬を支給するため、条例を改正するものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算について、ご説明します。

令和5年度当初予算につきましては、令和4年度当初予算と比べ17億1800万円、5.6%の増であります。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を322億1800万円と定めるものです。

第2条から第5条までは、それぞれ、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用について定めております。

8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。軽自動車税納税通知書印刷等業務のほか、6つの事項につきまして、債務の期間、限度額は記載のとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。臨時財政対策債のほか、38の事業について定めており、総額41億2260万円です。

次に、歳入予算の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

市税につきましては、令和4年度の税込見通しや景気の動向を勘案し、個人及び法人の市民税において、前年度比8790万円の増加を見込んでおります。

32ページをお願いいたします。

地方交付税につきましては、地方財政計画の伸率等を勘案し、前年度と同額の105億円を見込んでおります。

72ページをお願いいたします。

市債につきましては、(目)未来創造基金債の未来創造基金積立金への財源として合併特例債を活用することなどから、前年度当初比11億4710万円増の41億2260万円の発行を予定しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

75ページをお願いいたします。

(款)総務費、(目)企画費の中のやまが未来創造塾事業は、地域課題の解決に向けた人材育成やビジネスモデルの創出に取り組むものです。

次の特定地域づくり事業推進費は、特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、地域の仕事を組み合わせて、年間を通じた雇用の場を創出する取り組みを支援するものです。

79ページをお願いいたします。

(目)地域振興費の中の結婚支援事業は、若年層の市内への定住促進を図るため、結婚新生活に係る新たな支援制度を創設するものです。

2つ下の移住定住支援事業は、移住を一層促進するため、関係人口要件を追加した移住支援金制度の拡充のほか、子育て世帯に重点化した支援内容の充実を図るものです。

87ページをお願いいたします。

(款)民生費、(目)社会福祉総務費の中の福社会館構想推進事業は、誰もが安心して暮らせる社会を目指し、福祉団体の活動の場や、高齢者福祉・介護予防事業の拠点、さらには避難所機能をあわせ持つ福社会館を整備するため、基本構想の策

定等を進めるものです。

102ページをお願いいたします。

(款) 農林水産業費、(目) 農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業のうち、未来のリーダーづくり支援事業は、専業農家の後継者支援制度を創設し、未来の地域リーダーを確保することで、農業の活性化を図るものです。

107ページをお願いいたします。

(目) 林業振興費の中の山鹿市産木材の家づくり推進事業は、定住人口の減少に歯どめをかけるとともに、移住者の増加を図るため、木造住宅の新築に対して、新たに補助制度を創設するものです。

108ページをお願いいたします。

(款) 商工費、(目) 商工振興費の中の商業振興対策事業のうち、創業開業チャレンジ応援事業は、地域経済の活性化を図るため、新たに創業・開業する事業者に対する支援制度を創設するものです。

109ページをお願いいたします。

一番上の商工業跡継ぎ支援事業は、市内中小企業者の円滑な事業承継による商業振興を図るため、公的機関の支援を受けて事業承継を行う事業者を支援する新たな制度を創設するものです。

110ページをお願いいたします。

(目) 観光費の中のやまが観光応援事業は、コロナ禍の影響を受け、消費が落ち込んでいる観光関連産業の活性化を図るため、市内宿泊者に対し、飲食店や土産物店などの店舗で使用できるクーポンを配付するものです。

112ページをお願いいたします。

(款) 土木費、(目) 道路橋梁維持費の中の交通安全施設整備事業は、高齢者や子供が安心して通行できる道路空間の確保を図るため、交通安全施設の整備を進めるものです。

116ページをお願いいたします。

(目) 住宅管理費の中の住宅用地整備促進事業は、菊陽町へのT S M C進出に伴う波及効果として、住宅需要の高まりが予測されることから、住宅地として開発可能な用地の調査を行い、その候補地を数カ所に絞り込み、民間事業者が開発に着手できるよう、必要な情報を整理した開発計画の策定を進めるものです。

118ページをお願いいたします。

(款) 消防費、(目) 消防施設費の中の消防庁舎施設整備事業は、昭和49年に建設された東分署について、老朽化や耐震力不足に対応するため、令和5年9月の竣工を目指して、引き続き整備を進めるものです。

122ページをお願いいたします。

(款)教育費、(目)小学校の学校管理費の中の学校施設LED化事業は、脱炭素社会に向けて、学校施設の照明のLED化を進めるものです。

123ページをお願いいたします。

(目)小学校の学校建設費の中の安全・安心な学校づくり事業は、老朽化対策として、令和6年8月の竣工を目指し、八幡小学校の屋内運動場等の整備を進めるものです。

130ページをお願いいたします。

(目)体育施設費の中の弓道場整備事業は、建築後30年以上が経過している山鹿市弓道場について、老朽化対策及び観覧席の設置などの機能強化を図るものです。

131ページをお願いいたします。

(目)学校給食費の中の学校給食施設再編整備事業は、老朽化が進む給食施設への対応として、今後の児童生徒数の推移や財政見通しを考慮した再編整備を計画的に進めるため、基本構想の策定を行うものです。

以上が予算の概略であります。事業ごとの内容及び性質別の内訳、基金の状況、地方債の状況など、予算に関する資料につきましては、予算に関する説明書及び当初予算のあらましをご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時59分 休憩

○

午前11時09分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

野満福祉部次長。

[野満ふみ子 福祉部次長 登壇]

○野満ふみ子 福祉部次長

議案第21号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を71億1885万3000円とするものです。

第2条は、歳出予算の流用について定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入予算につきまして、ご説明いたします。

(款) 国民健康保険税につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者等分を合わせまして、総額10億4239万5000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

下段の(款) 県支出金、(目) 保険給付費等交付金53億908万円は、主に山鹿市が保険給付費として支払う額を県から受け入れるものです。

10ページをお願いいたします。

中段の(款) 繰入金、(目) 一般会計繰入金は6億150万1000円を計上しております。

下段の(款) 繰入金、(目) 財政調整基金繰入金は1億3000万円を計上しております。

15ページをお願いします。

歳出予算をご説明いたします。

下段の(款) 保険給付費、(項) 療養諸費は、被保険者の入院、外来等の医療の給付に係るもので、総額は次のページ、44億7164万7000円を計上しております。

18ページをお願いいたします。

(款) 国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険事業の財政運営の主体となる熊本県に対し支払う納付金で、(項) 1の医療給付分と、(項) 2の後期高齢者支援金等分及び(項) 3の介護納付金分の合計額としまして、16億9718万4000円を計上しております。

20ページをお願いします。

(款) 保健事業費、(目) 特定健康診査等事業費は、特定健診や保健指導等に係る経費で、7043万4000円を計上しております。

続きまして、議案第22号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を9億8163万6000円と定めるものです。

歳入歳出予算の主なものについて、ご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入予算につきまして、ご説明いたします。

(款) 後期高齢者医療保険料は、総額6億2231万7000円を計上しております。

3段目の(款) 繰入金、(項) 一般会計繰入金は、事務費繰入金と保険料軽減分補填のための保険基盤安定繰入金であり、合わせまして2億7913万5000円を計上し

ております。

9ページをお願いいたします。

歳出予算につきまして、ご説明いたします。

(款) 後期高齢者医療広域連合納付金は、山鹿市が徴収しました後期高齢者医療保険料等を熊本県後期高齢者医療広域連合に支払うもので、9億170万9000円を計上しております。

下段の(款) 保健事業費は、高齢者健診、健康教育及び訪問指導など、後期高齢者の健康増進に資する経費で6661万8000円を計上しております。

続きまして、議案第23号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を67億9093万8000円と定めるものです。

第2条は、歳出予算の流用について定めるものです。

続きまして、歳入歳出予算の主なものにつきまして、ご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入予算につきまして、ご説明いたします。

(款) 保険料、(目) 第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料として12億1746万2000円を計上しております。

9ページをお願いいたします。

(款) 繰入金、(項) 一般会計繰入金は、法定負担割合に基づき、11億267万円を計上しております。

13ページをお願いいたします。

歳出予算につきまして、ご説明いたします

(款) 保険給付費、(目) 介護サービス給付費は、要介護1から要介護5までの認定を受けられた方に対する介護サービスの給付に係るもので、57億5928万6000円を計上しております。

中段、(目) 介護予防サービス給付費は、要支援1及び要支援2の認定を受けられた方に対するサービス給付費で、1億2521万5000円を計上しております。

15ページをお願いします。

(款) 地域支援事業費、(目) 介護予防・生活支援サービス事業費1億5156万5000円は、介護予防や生活支援が必要と認められる方への各種サービスに係るものでございます。

16ページをお願いいたします。

(目) 包括的支援事業費8281万3000円は、地域包括支援センターが行う高齢者の

総合相談・支援、また権利擁護業務などに係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

栗原経済部次長。

[栗原昭浩 経済部次長 登壇]

○栗原昭浩 経済部次長

議案第24号から議案第26号までの財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

まず、議案第24号 令和5年度六郷財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額を79万6000円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

(款) 総務費、(目) 財産管理費68万6000円、主なものは委員報酬及び作業道などの管理作業に係る経費でございます。

次に、議案第25号 令和5年度城北財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額を117万6000円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

(款) 総務費、(目) 財産管理費66万円、主なものは委員報酬及び作業道などの管理作業に係る経費でございます。

最後に、議案第26号 令和5年度稲田財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算総額を222万7000円と定めるものです。

歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

(款) 総務費、(目) 財産管理費212万円、主なものは委員報酬並びに下草刈りの作業委託及び作業道の維持管理に係る経費でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

議案第27号 令和5年度山鹿市水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量です。給水戸数1万3790戸、年間総給水量300万5100立方メートル、1日平均給水量8211立方メートルと見込んでおります。

主要な建設改良事業は、津留配水池整備事業で6億5000万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。(第1款)水道事業収益を5億7360万5000円と見込んでおります。内訳は、主に料金収入及び手数料等の営業収益4億7814万3000円であります。

次に、支出ですが、(第1款)水道事業費用は5億5178万6000円を予定しております。内訳は、営業費用5億410万9000円、企業債利息等の営業外費用4236万5000円であります。

2 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額です。(第1款)資本的収入を8億8836万1000円と見込んでおります。内訳は、企業債8億2800万円、工事負担金840万円などであります。

次に、支出ですが、(第1款)資本的支出は11億3209万2000円を予定しております。内訳は、津留配水池整備及び配水管整備等に係る建設改良費9億824万3000円、企業債償還金2億2384万9000円であります。

第5条から第9条につきましては、債務負担行為、企業債、経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びたな卸資産購入限度額について、それぞれ定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

高山市民医療センター事務次長。

[高山英雄 市民医療センター事務次長 登壇]

○高山英雄 市民医療センター事務次長

議案第28号 令和5年度山鹿市病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量です。

病床数は、一般病床197床、感染症病床4床、計201床です。

年間延べ患者数は、入院4万6848人、外来5万2245人を見込んでおります。1日平均患者数は、入院128人、外来215人を見込んでおります。主な建設改良事業は、施設改良事業に2950万円、医療機器整備事業に2億2273万4000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出です。

まず、収入です。

(第1款) 病院事業収益は、42億6313万7000円を見込んでおります。内訳の主なものとして、入院、外来収益などの医業収益、補助金、負担金などの医業外収益、また特別利益であります。

次に支出ですが、(第1款) 病院事業費用は、42億4281万6000円を予定しております。内訳の主なものは、給与費、薬品等材料費などの医業費用、償還利息などの医業外費用、また特別損失であります。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出です。

まず、収入です。

(第1款) 資本的収入は、2億5222万円を見込んでおります。内訳として、医療機器整備事業等に係る企業債、また他会計繰入金であります。

次に、支出ですが、(第1款) 資本的支出は、7億848万4000円を見込んでおります。内訳は、建設改良費、企業債の元金償還に係る企業債償還金、また長期借入金償還金であります。

第5条は、債務負担行為です。医療事務等業務について、期間及び限度額を定めるものです。

3ページをお願いいたします。

第6条から第10条につきましては、企業債、一時借入金、経費の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、そして、たな卸資産購入限度額について、それぞれを定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

議案第29号 令和5年度山鹿市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で、排水件数を1万2071件、年間総排水量を712万260立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業としましては、管渠及び下水道処理施設の整備であり、事業費で16億5804万3000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額について定めるものです。

収入より、ご説明いたします。

(第1款) 下水道事業収益として、営業収益など13億5989万9000円を見込んでおります。

次に、支出でございますが、(第1款) 下水道事業費用として、営業費用など13億1645万7000円を予定しております。

2 ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額について定めるものです。

収入より、ご説明いたします。

(第1款) 資本的収入として16億5638万1000円を見込んでおり、内訳としましては、建設改良事業に係る企業債9億1920万円、国庫補助金7億3518万1000円などがあります。

次に支出でございますが、(第1款) 資本的支出として20億5344万3000円を見込んでおり、内訳としましては、下水道処理施設の整備に係る費用16億5804万3000円、企業債償還金3億5540万円などがあります。

第5条は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給、下水道広域化推進総合事業業務委託など、期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

3 ページをお願いいたします。

第6条から第9条ですが、こちらは企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、それぞれ定めるものです。

続きまして、議案第30号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計予算について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条は、総則です。

第2条は、業務の予定量で、排水件数を4245件、年間総排水量を119万7568立方メートルと見込んでおります。主な建設改良事業としましては、新規の公共汚水柵設置や高圧受変電設備の更新などで、1112万2000円を予定しています。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額について定めるものです。

収入より、ご説明いたします。

(第1款) 農業集落排水事業収益として、営業収益など8億4669万9000円を見込んでおります。

次に支出でございますが、(第1款) 農業集落排水事業費用として、営業費用など8億4635万7000円を予定しております。

2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額について定めるものです。

収入より、ご説明いたします。

(第1款) 資本的収入として1億9110万円を見込んでおり、内訳としましては、建設改良事業に係る企業債1010万円、他会計借入金1億8000万円などであります。

次に支出でございますが、(第1款) 資本的支出として3億7705万8000円を見込んでおり、内訳としましては、建設改良費1112万2000円、企業債償還金3億6593万6000円であります。

第4条の2は、特例的収入及び支出について定めるもので、地方公営企業法適用前の農業集落排水事業特別会計年度時に発生した未収金1660万円及び未払金2321万円について、法適用後の農業集落排水事業会計で整理をするものです。

第5条は、債務負担行為です。水洗便所等改造資金利子補給に係る期間及び限度額を記載のとおり定めるものです。

3ページをお願いいたします。

第6条から第9条ですが、こちらは企業債、一時借入金、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、それぞれ定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

○石井耕一郎 経済部長

議案第31号 財産の譲渡について、ご説明申し上げます。

本案は、本市財産の効率的運用並びに山鹿市鹿本高齢者コミュニティセンター親和荘の用に供していた財産の有効活用を図るため、土地及び建物を譲渡する必要がある、規定により議会の議決を求めるものです。

譲渡する財産の土地及び建物は、所在が、山鹿市鹿本町来民字東原962番地2、地目は宅地、地積は1074.30平方メートル。

構造及び床面積は、3棟とも木造平屋建て、本体及び倉庫、ポンプ小屋の面積の

合計は427.37平方メートルです。

譲渡価格は290万円、契約の相手方は、山鹿市鹿本町来民1234番地、山鹿市商工会会長、梶川隆徳氏でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

阿蘇品水道局長。

[阿蘇品健 水道局長 登壇]

○阿蘇品健 水道局長

議案第32号 権利の放棄について、ご説明申し上げます。

本案は、回収不能、または明らかに回収見込みのない水道料金債権につきまして、債権の合理的な管理を図るため、権利の放棄を行いたいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回、放棄する権利は、水道料金債権101件、放棄する債権の金額は合計で11万3055円、債務者の人数は24人であります。

放棄する債権の内訳は、表に記載しているとおりでございます。

放棄の理由であります。所在不明とは、債務者の所在が不明であり、かつ消滅時効の期間の経過した債権につき放棄するものであります。また、破産とは、債務者が破産申立を行い、裁判所による免責許可の決定が確定した債権につき放棄するものであります。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

○石井耕一郎 経済部長

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、山鹿市矢谷溪谷キャンプ場（奥矢谷溪谷きらり）です。

指定管理者は、熊本市北区植木町岩野48番地1、合同会社P O A Tです。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とするものです。

続きまして、議案第34号 山鹿市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に関する事務の事務委託の変更について、ご説明申し上げます。

今回、事務委託の範囲に定められている国営造成施設管理体制整備事業（管理体制整備型）が廃止され、恒久的な維持管理事業として水利施設管理強化事業へ完全

移行されるため規約を変更する必要があるとあり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものです。

附則としまして、この規約は令和5年4月1日から施行するものです。

なお、本案の変更手続に関しましては、委託先の菊池市及び本市と同じく事務委託を締結している熊本市、合志市、大津町においても、同様の内容で議会の議決が必要となります。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

議案第35号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち、交通災害見舞金に関する事務から玉名市が外れることに伴い、当該組合の共同処理する事務及び規約の変更をするものです。

附則として、この規約は令和5年7月1日から施行するものです。

なお、本案に関する変更手続につきましては、熊本県市町村総合事務組合を構成する全ての団体において、議決が必要となります。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

山城建設部次長。

[山城一夫 建設部次長 登壇]

○山城一夫 建設部次長

議案第36号 市道路線の廃止及び認定について、説明いたします。

本案は、市道路線の廃止及び認定を行うため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があります、提案をするものです。

今回、市道へ新規認定する区間は東部農免道1号線ですが、当該道路は1級市道である杉方保田線に接続しており、山鹿市杉から山鹿市方保田までを結ぶ幹線道路として、杉方保田線と一体的に一般車両の通行に利用されており、今後とも市道路網の一つとして一般交通の用に供する必要があります、市道として認定するものです。

以下、1ページの市道路線を廃止及び認定する路線調書により、説明いたします。

まず、廃止する市道路線は、路線番号60001号、杉方保田線、起点は山鹿市杉字

浦田、終点は山鹿市方保田字鳥越です。

次に、新たに認定する市道路線は、路線番号60001号、杉方保田線は、路線番号、路線名、終点は変わらず、起点が山鹿市杉字小峯に変更となります。

なお、2ページに位置図を掲載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、議案第37号から議案第39号までについては、いずれも市道路線の認定ですので、一括して説明いたします。

本案は、市道路線の認定を行うため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があります、提案するものです。

今回提案します3つの路線につきましては、地域住民の生活に欠かせない道路及び公共性の高い施設に接続する道路であり、各路線の道路状況を調査した結果、道路網の一つとして一体的に管理すべきと判断し、認定をしようとするものです。

以下、議案の市道路線に認定する路線調書により、説明いたします。

まず、議案第37号です。市道路線に認定する路線は、路線番号81481号、川田高道線、起点は山鹿市南島字川田、終点は字高道です。

次に、議案第38号です。市道路線に認定する路線は、路線番号82958号、栗林2号線、起点は山鹿市中字栗林、終点も同じく字栗林です。

次に、議案第39号です。市道路線に認定する路線は、路線番号86455号、青井線、起点は山鹿市鹿央町合里字青井、終点も同じく字青井です。

なお、市道路線調書の次のページに位置図を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

議案第40号 教育委員会教育長の任命について、ご説明申し上げます。

本案は、堀田浩一郎教育長が、本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市教育委員会教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

同氏は、山鹿市立山鹿中学校長を最後に、教職を退かれた後、平成25年4月から教育長として、本市教育行政の運営に全力を傾注していただいております。

同氏の教育行政全般に対する豊富な経験と幅広い知識、また熱意あふれる姿勢は、教育長として適任であると考えております。

なお、次のページに略歴を記載しております。

ご参照の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第41号 教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

本案は、現委員、野中米里氏が本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、再度、同氏を本市教育委員会の委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

同氏は、長く学校教育に携われ、市内小中学校などの要職を歴任され、教育現場の実情をよく理解されておられます。

また、学校教育のみならず、学術及び文化に関し高い識見を有しておられ、教育委員会委員として適任であると考えております。

なお、次のページに略歴を記載しております。

ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○服部香代 議長

阿蘇品副市長。

[阿蘇品貴司 副市長 登壇]

○阿蘇品貴司 副市長

議案第42号 公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、現委員、中原正則氏が本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、新たに隈部健氏を本市公平委員会の委員に選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、次のページに略歴を記載しております。

ご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第43号から議案第49号までの六郷財産区管理委員の選任について、ご説明申し上げます。

これらの案件は、現在の7名の委員が本年3月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の六郷財産区管理委員を選任するため、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第43号では、現委員、田中和義氏の任期満了に伴い、新たに原田良一氏を、次の議案第44号では、現委員、月足正信氏の任期満了に伴い、新たに中池充氏を、次の議案第45号では、現委員、山品森雄氏の任期満了に伴い、新たに宮崎錦也氏を、次の議案第46号では、現委員、丸山信敏氏の任期満了に伴い、新たに吉里敏明氏を、次の議案第47号では、現委員、田中正信氏の任期満了に伴い、新たに井上邦光氏を、次の議案第48号では、現委員、前田信博氏の任期満了に伴い、新たに蒲嶋隆俊氏を、次の議案第49号では、現委員、岡東洋夫氏の任期満了に伴い、新た

に古閑泰隆氏を、それぞれ六郷財産区管理委員に選任しようとするものでございます。

以上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第50号から議案第56号までの稲田財産区管理委員の選任について、ご説明申し上げます。

これらの案件は、現在の7名の委員が本年3月31日をもちまして任期満了並びに退職となりますので、次期の稲田財産区管理委員を選任するため、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第50号では、現委員、古閑龍二氏の任期満了に伴い、新たに佐藤栄治氏を、次の議案第51号では、現委員、緒方孝徳氏の任期満了に伴い、新たに平本和幸氏を、次の議案第52号では、現委員、前田益男氏の退職に伴い、新たに猪嶋隆氏を、次の議案第53号では、現委員、池田雄一氏の任期満了に伴い、新たに富田徹也氏を、次の議案第54号では、現委員、前田春喜氏の任期満了に伴い、新たに山崎慶一氏を、次の議案第55号では、現委員、星子千幸氏の任期満了に伴い、新たに星子昭春氏を、次の議案第56号では、現委員、渡邊孝氏の任期満了に伴い、新たに高倉治水氏を、それぞれ稲田財産区管理委員に選任しようとするものでございます。

以上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○服部香代 議長

渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

報告第1号及び第2号の専決処分の報告について、関連しておりますので、一括してご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、学校施設の管理瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和4年8月16日、午後9時30分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市立平小城小学校の敷地内の樹木が倒れ、隣接する民家の車庫及び駐車していた車両が破損をしたものでございます。

損害賠償の額は、それぞれ22万円と11万6270円でございます。

和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条

項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

続きまして、報告第3号の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、山鹿市奨学金の返還の請求に係る裁判所への訴えの提起について、専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

当事者は、山鹿市長を原告とし、被告の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

事件の概要は、被告が山鹿市奨学金の返還を怠っているため、原告が山鹿簡易裁判所に支払督促の申し立てを行ったところ、被告が同裁判所に督促異議の申し立てを行ったことから、民事訴訟法の規定により、原告から同裁判所に訴えの提起があったものとみなされるに至ったものでございます。

請求の趣旨は、被告は原告に対し、滞納山鹿市奨学金及び申立手続費用を支払えとの判決を求めるものです。

以上、ご報告申し上げます。

○服部香代 議長

山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

報告第4号 専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、ご報告をするものです。

2ページをお願いします。

事故発生日時は、令和4年12月27日、午後4時ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、山鹿市山鹿地内において、方向転換をするために後退をしていた公用車が、相手方の所有をする車庫に接触し、それを損傷させたものでございます。

損害賠償の額は、1万3200円です。

和解事項として、山鹿市は相手方に対し、本件事故に関する一切の賠償金として、上記金額を支払い、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代 議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

○

日程第6 常任委員会委員の選任

○服部香代 議長

日程第6、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、永田 紘二議員、富丸 洋一郎議員、有働 辰喜議員、古川 和博議員、高橋 龍一議員、原 芳郎議員、私、服部 香代、以上7名を総務文教常任委員会委員に、勢田 昭一議員、芋生 よしや議員、金光 一誠議員、山下 誠治議員、深牧 大助議員、永田 壮弘議員、以上6名を市民福祉常任委員会委員に、北原 昭三議員、小川 榮二議員、松見 真一議員、豊田 新二郎議員、隈部 賢治議員、関口 和良議員、以上6名を建設経済常任委員会委員にそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、それぞれの常任委員に選任することに決しました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、副議長と交代いたします。

[服部香代 議長 退場]

[北原昭三 副議長 議長席着席]

○北原昭三 副議長

しばらくの間、服部議長にかわって、議長の職務を行います。

議長から常任委員辞任の申し出がありました。

お諮りをいたします。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北原昭三 副議長

ご異議なしと認めます。よって、議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○

日程第7 議長の常任委員辞任の件

○北原昭三 副議長

日程第7、議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

服部議長から、その職責上の理由によって、常任委員を辞退したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北原昭三 副議長

ご異議なしと認めます。したがって、服部議長の常任委員の辞任を許可することに決しました。

ここで、議長と交代いたします。

[服部香代 議長 入場]

[服部香代 議長 議長席着席]

○服部香代 議長

この際、委員会条例第10条の規定により、議長招集による各常任委員会を招集いたします。

休憩中、直ちに各常任委員会は、委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は、各常任委員会控室といたします。

ここで、各常任委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

○

午後0時10分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま各常任委員会において、正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、富丸 洋一郎議員、副委員長、原 芳郎議員。

市民福祉常任委員会委員長、勢田 昭一議員、副委員長、金光 一誠議員。

建設経済常任委員会委員長、小川 榮二議員、副委員長、隈部 賢治議員。

以上のとおりです。

○

日程第8 議会運営委員会委員の選任

○服部香代 議長

日程第8、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、富丸 洋一郎議員、勢田 昭一議員、小川 榮二議員、松見 真一議員、原 芳郎議員、永田 壮

拡議員、以上6名を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました6名を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第10条の規定により、議長招集による議会運営委員会を招集いたします。

休憩中、直ちに議会運営委員会は、委員会条例第10条の規定により、委員長、副委員長の互選を行ってください。場所は、第3会議室といたします。

ここで、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後0時12分 休憩

○

午後0時17分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会において、正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、永田 壮拡議員、副委員長、小川 榮二議員。

以上のとおりです。

今定例会において受理した請願等は請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告をいたします。

○

散 会

○服部香代 議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時18分 散会

~~~~~

3月7日(火曜日)

# 令和5年（第1回）山鹿市議会3月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○  
発言通告

#### 1. 北原昭三

##### 一般質問

- (1) あいのりタクシーについて
- (2) 道路異状箇所の早期発見について
- (3) 市役所の各種申請書について

#### 2. 松見真一

##### 質 疑

- (1) 議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算  
P107（目）林業振興費 山鹿市産木材の家づくり推進事業

##### 一般質問

- (1) 地域防災と防災士の連携について
- (2) スーパー中山間地域創生事業について

#### 3. 永田壮拓

##### 一般質問

- (1) 森林環境譲与税について
- (2) こども家庭庁設置に伴う本市の体制整備について
- (3) 国際交流について

#### 4. 深牧大助

##### 一般質問

- (1) 物価高騰による支援や消費喚起事業について
- (2) 熊本空港の新旅客ターミナル開業に伴う山鹿市へのアクセスについて

#### 5. 関口和良

##### 一般質問

- (1) 地域観光戦略について
- (2) 骨髄等移植ドナー助成事業等について
- (3) ふるさと応援事業について

6. 勢田昭一

一般質問

- (1) 早田市政の2年間の成果と課題について（検証とスクラムを組む視点）
- (2) 学校教育・社会教育の環境充実について（進捗状況を確認する視点）
- (3) 熊本市とつなぐ社会インフラの整備について（人口増加につながる視点）

----- ○ -----

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

----- ○ -----

出席議員（19名）

|     |   |   |     |    |
|-----|---|---|-----|----|
| 1番  | 関 | 口 | 和   | 良  |
| 2番  | 永 | 田 | 壮   | 拓  |
| 3番  | 深 | 牧 | 大   | 助  |
| 4番  | 原 |   | 芳   | 郎  |
| 5番  | 隈 | 部 | 賢   | 治  |
| 6番  | 高 | 橋 | 龍   | 一  |
| 7番  | 豊 | 田 | 新   | 二郎 |
| 8番  | 山 | 下 | 誠   | 治  |
| 9番  | 古 | 川 | 和   | 博  |
| 10番 | 金 | 光 | 一   | 誠  |
| 11番 | 松 | 見 | 真   | 一  |
| 13番 | 小 | 川 | 榮   | 二  |
| 14番 | 芋 | 生 | よしや |    |
| 15番 | 勢 | 田 | 昭   | 一  |
| 16番 | 有 | 働 | 辰   | 喜  |
| 17番 | 服 | 部 | 香   | 代  |
| 18番 | 富 | 丸 | 洋   | 一郎 |
| 19番 | 北 | 原 | 昭   | 三  |
| 20番 | 永 | 田 | 紘   | 二  |

----- ○ -----

説明のため出席した者

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 |   | 長 | 早 | 田 | 順 | 一 |   |
| 副 | 市 | 長 | 阿 | 蘇 | 品 | 貴 | 司 |
| 教 | 育 | 長 | 堀 | 田 | 浩 | 一 | 郎 |

|            |       |
|------------|-------|
| 総務部長       | 大林秀樹  |
| 総務部首席審議員   | 池田淳志  |
| 市民部長       | 中尾雄二  |
| 福祉部長       | 山崎寿雄  |
| 経済部長       | 石井耕一郎 |
| 建設部長       | 松尾正都  |
| 教育部長       | 渡邊義明  |
| 消防本部消防長    | 有尾壽朗  |
| 市民部次長      | 白石浩二  |
| 福祉部次長      | 野満ふみ子 |
| 教育部次長      | 園田正尚  |
| 教育部首席教育審議員 | 吉野栄治  |
| 総合戦略課審議員   | 松山政史  |
| 防災監理課長     | 園田和雄  |
| 地域生活課長     | 鬼塚敦夫  |
| 福祉援護課長     | 原幸徳   |
| 健康増進課長     | 徳丸和孝  |
| 農林整備課長     | 鶴川浩一郎 |
| 商工観光課長     | 中村武志  |
| 建設課長       | 樺浩介   |
| 都市計画課長     | 隈部光磨  |

---

事務局職員出席者

|           |      |
|-----------|------|
| 議会事務局長    | 小山天  |
| 局長補佐兼議事係長 | 森英州  |
| 書記        | 木村隆寛 |

---



ず号を皮切りに、平成21年1月に鹿央キンカン号、平成21年9月鹿北たけんこ号、平成23年12月より山鹿チヨマツ号の導入が、スタートをいたしました。あいのりタクシーは、交通不便地域の交通手段として利用されてきました。平成23年12月2日金曜日、JA鹿本平小城集荷場で山鹿チヨマツ号の出発式が挙行をされました。私もこの出発式に参加をさせていただいたことを思い出します。

それから11年が経過をしております、いろいろとそのときにあったあいのりタクシーの改善がなされてきたと思っております。高齢者になれば、自動車運転免許証は返納しなければなりません、山鹿市は現在この運転免許証返納に対する特典はありませんし、交通手段が限られてまいります。あいのりタクシーの導入により、多くの方々から大変助かっていますとの声を聞いております。

これまであいのりタクシーのこの内容につきましては、8回の質問をいたしております。今回は約1年ぶりの質問となります。コロナ禍により、利用者数は減少しているとは思いますが、令和3年度の利用者の状況をお伺いいたします。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

**○中尾雄二 市民部長**

ご質問の、令和3年度におけるあいのりタクシーの利用状況について、お答えいたします。

運行区域ごとの延べ利用者数は、山鹿チヨマツ号が4312人、鹿北たけんこ号が3236人、菊鹿あんず号が9891人、鹿央キンカン号が4436人、合計の2万1875人で、前年度から628人増加しております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

令和3年度利用者数2万1875人ということで、前年度から628人増加しているとの答弁でございました。コロナ禍により、外出される機会が減り、ここ数年間は減少傾向にありましたが、今後は利用者がふえてくるのかなと思っております。

それでは、2回目はこの質問に対する進捗状況について、お伺いをいたします。バス停から500メートル以内の方は利用できない、前回、80歳以上の方はバス停から500メートル以内であっても、あいのりタクシーの利用ができるよう検討を依頼

をいたしておりました。前市長からは、80歳以上の利用の件については、早急に検討が必要との見解もお聞きをいたしておりました。また、鹿北たけんこ号、菊鹿あんず号、鹿央キンカン号は、月曜日から土曜日までの週6日運行をされておりますが、山鹿チョマト号は火曜日と金曜日のみ、週2日の運行となっております。運行日数をふやしてほしい、また鹿北たけんこ号、菊鹿あんず号、鹿央キンカン号の市街地運行並びに一部地域への運行は、火曜日と金曜日の2日となっておりますが、今後この運行回数をふやす考えはありますでしょうか。質問をいたします。

まず1点目、高齢者におけるバス停から500メートル以内のこの利用について、2点目はエリアごとに異なる6日、2日、運行日数の統一についての見解をお伺いをいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

#### ○中尾雄二 市民部長

ご質問の、あいのりタクシーにおける過去の質問に対する進捗状況について、お答えいたします。

これまで、大きく2つのご質問があっていたかと思えます。1つ目は高齢者におけるバス停から500メートル以内の利用について、2つ目はエリアごとに異なる週6日、2日の運行日数の統一についてです。

1つ目のバス停からの500メートル以内の利用については、これまで路線バスとの競合を避けるため利用制限を設けておりましたが、進展する超高齢化など、社会的な要因を背景に、庁内関係部局や公共交通を所管する九州運輸局熊本運輸支局と協議を重ね、70歳以上の高齢者に限定して、あいのりタクシーの利用を可能とする方針を固めたところです。4月開催予定の、市民代表、交通事業者、公共交通の専門家及び行政などで構成される山鹿市地域公共交通活性化協議会にお諮りし、令和5年10月から実施する予定です。

2つ目のエリアごとに異なる週6日、2日の運行日数の統一についてですが、あいのりタクシーは通院や買い物への利用が多いことから、市民の生活の足を充実させるため週6日運行に統一していきたいと思っております。ただし、あいのりタクシーは公共交通がない、いわゆる交通空白地をカバーするものであるものから、路線バスと完全に重複する鹿北地域と、市街地を結ぶ区間に限り週2日の運行のままといたします。こちらも地域公共交通活性化協議会を経て、10月からの実施を見込んでおります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

九州運輸局熊本運輸支局と協議を重ねていただき、バス停から500メートル以内の方であっても、70歳以上の高齢者を限定して、このあいのりタクシーの利用を可能とする方針を固めたところですのでの答弁がありまして、このエリアごとに重なる週6日、2日運行の統一については、週6日運行に統一していきたいとありました。山鹿チョマツ号も、現在、先ほども申しましたけども、月曜日と金曜日2日より月曜日から土曜日で週6回へ拡充されることで、このチョマツ号を利用される方は大変喜ばれると思います。70歳以上の対象者の方は何名ぐらいいらっしゃいますでしょうか。また、その対象者の方への登録方法並びに周知方法はどのようにされますか。また、あいのりタクシーの今後の展望についてをお伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の、制度見直しに係る対象者数、周知、登録方法、そして今後の展望について、お答えします。

今回の見直しの1つであります、バス停から500メートル以内にお住まいの70歳以上の方は、約3700人を見込んでおり、その周知につきましては、対象となる行政区へのチラシ配布や住民説明会など、積極的に行っていきたくて考えております。

ご利用される方は、事前に登録していただく方法を予定しておりますが、対象者が70歳以上であることから、チラシと同時に申込書も配布し、本庁もしくは各市民センターで受付をしたいと思っております。

今回のような大きな見直しは、あいのりタクシーの制度導入後初めてになります。15年を経過する中で、路線バスの状況、AI技術の進歩、国の規制緩和など、公共交通を取り巻く環境は日々変化し、今後もますます進展していくものと予想しております。同時に、人口減少と超高齢化社会の中にあっては、公共交通が担う社会的役割も当然ながら増してまいります。

本市においては、当面、あいのりタクシーを基軸としながらも、新しい技術、交通体系など注視・研究しながら、利用者に寄り添った安全・安心な公共交通を実現してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

周知方法の徹底をよろしく願いをいたします。

当面、あいのりタクシーを基軸としながらも、新しい技術、交通体系など注視・研究しながら、利用者に寄り添った安心・安全な公共交通を実現してまいりたいとの答弁がございました。今後も高齢者支援が必要と思います。利用者に寄り添った安心・安全な公共交通の推進をよろしく願いをいたします。

それでは、2件目、道路異状箇所の早期発見について、通報ツールの導入に対する考え方についてをお伺いいたします。道路異状箇所の早期発見については、令和元年6月定例会並びに令和3年12月定例会で質問をいたしております。令和3年12月定例会での答弁見ますと、管理している市道は1768路線、距離で1014キロメートル、山鹿地域が712路線、鹿北地域が261路線、菊鹿地域364路線、鹿本地域259路線、鹿央地域172路線、システムの導入は職員の負担軽減を見込め、期待は大きいものですが、利用自治体もまだ少なく、システム導入に係る初期投資のほか、月額使用料を加えて台数に応じた追加料金等の多額な費用となるため、これまで導入に至っていない状況ですという、この答弁でありました。

また、業務の効率化を図るためには、SNSの情報を共有したオンライン化を進める必要があります。そのため、道路や公園等のふぐあいを位置情報とともに市民が通報できるシステムの導入について、今後、関係部署と協議を進めてまいりたいとの答弁がっております。

参考事例として、以前紹介しました摂津市は、LOGOフォームを利用した情報収集をされております。山鹿市もLOGOフォームを導入済みと聞いております。前回の質問から1年以上が経過をいたしております。変化があるかどうかわかりませんが、地域ごとの市道路の路線数、また距離について、そして関係部署とのこの協議内容についてお知らせをいただきたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

ご質問の、市道の路線本数と路線距離及び導入に向けた関係部署との協議内容について、お答えいたします。

まず、管理しております市道は1770路線、距離にいたしますと約1014キロメート

ルでございます。地域別に申し上げますと、山鹿地域712、鹿北地域261、菊鹿地域365、鹿本地域259、鹿央地域173路線でございます。

次に、本市の行政デジタル化については、当時の情報システム広報課、現在の情報政策推進課が担当しており、まずは道路の異状箇所の通報のみならず、ほかの行政サービス全般に至る活用方法はないかとの観点から協議を開始いたしました。

協議内容としましては、まず最も重要なこととして、職員や市民の誰もが簡単に使いこなせること、そして初期投資や月額の利用料の経費を抑えられること、また他の自治体での導入実績等を調査し、協議を進めてきたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

前回質問より、路線的には2路線ふえておりますが、距離的には変わっていないことがわかりました。職員や市民の誰もが簡単に使いこなせること、そして初期投資や月額の使用料の経費を抑えられること、また他の自治体での導入実績等も調査し、協議を進めていきたいとの答弁でございました。導入に対しては、誰でも簡単に使いこなせることが最も重要と思います。

他市の情報をご紹介をさせていただきます。市の道路のふぐあいをホームページから投稿の新聞記事がございました。東京都日野市は、市のホームページ上で市民が道路の陥没やカーブミラーの損傷などを通報できるシステムの運用を開始しています。2月28日現在、19件の修理に結びついた。現地の住所や要望項目、氏名などを入力し、写真を添付することで、市道路課に対応を要望し、これに伴い、多くの市民の声を集めることができるようになったというようなことでございます。市の担当者は、公園の遊具や水路の補修にも活用したいと話をされていたとのことでございます。

山鹿市デジタル化実施計画2022年から2025年の中に、道路異状箇所の通報ツールの導入、道路の異状等についてオンラインで写真や位置情報などの情報提供を行えるツールを導入しますとあります。2022年導入、2023年から運用というふうに記載をいたしてありますが、この計画は予定どおり進んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

○松尾正都 建設部長

ご質問の、導入に向けた進捗状況について、お答えいたします。

通報ツールの運用開始は、ことし4月を予定し、現在準備を進めているところです。今月中には、山鹿市のホームページに通報ツールの2次元コードを掲載し、市民の方はもとより、道路を利用される方がスマートフォンなどを使って道路の穴ぼこなどを撮影し、その写真とGPS機能による位置情報を送信していただくことで、異状をより早く把握することができるというシステムでございます。

この通報ツールの運用により、業務の効率化に加え、市民の利便性も高まることで、迅速な道路異状への対応につながるものと考えております。

なお、この通報ツールの運用開始の周知については、広報やまがとやまがメイトにてお知らせいたします。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

4月から導入でとの答弁をいただきました。導入遅れがないよう推進をよろしくお願いをいたします。

今後、農林道管理、公園等管理など、ほかの部署でもこの同様の取り組みを行っていただき、異状箇所の早期発見、事故防止につなげていただけたらいいなと思った次第でございます。

それでは、3件目、市役所の各種申請書について、書かない窓口の取り組みについてをお伺いをいたします。住民と行政の双方がデジタル化のメリットを実感できる取り組みであり、導入する自治体がふえております。書かない窓口とは、住民が申請書に記入することなく、住民票などの交付が1カ所で受け取られるワンストップ窓口でございます。この窓口では、住民が提示したマイナンバーカードや運転免許証などの身分証明書に基づき、職員が氏名や生年月日といった個人情報を確認し、書類を作成します。住民は書類の記載内容を確認した上で、署名するだけとなっております。全国の自治体に先駆けて、2016年に導入されております北海道北見市では、転入や婚姻などで必要な複数の手続について、申請1件当たりの手続時間が短縮され、業務時間の削減につながっております。

各種申請書の発行枚数及び処理方法について、今現在、山鹿市の状況をお知らせいただきたいと思っております。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の、各種申請書の発行枚数、処理方法について、市民課及び市民センター窓口における発行状況により、お答えいたします。

まず、令和3年度における戸籍、住民票、印鑑証明書及び税証明書等の発行枚数は7万1055件で、婚姻届などの戸籍関係届け出、転入転出などの住民異動関係届け出の件数は6829件でありました。

これらの窓口での処理方法につきましては、各種証明書においては、来庁者に申請書への記入を、住民異動届の手續においては、住民異動届への記入を求めています。その後、本人確認書類の提示により、申請書または住民異動届を受け付け、証明書の交付、住民異動の手續を行っているところです。

なお、戸籍・住民票の写し、印鑑登録証明書は、同時に請求される場合も多いため、平成26年からは申請書を1枚に統合し、申請者の窓口での手間を省く工夫を行っております。

また、来月1日から手数料を引き下げますコンビニ交付、これはマイナンバーカード所有者が利用できるものでありますが、令和3年度の利用件数は3141件でありました。このサービスは、市役所へ行かずとも、申請書に記入しなくとも、店舗のマルチコピー機を申請者みずから操作することで証明書等を取得することができ、さらに待ち時間も短縮されるなど、市民の負担軽減、利便性向上につながっているものと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

○北原昭三 議員

平成26年からは、この申請書を1枚に統合し、申請者の窓口での手間を省く工夫をされているとの答弁でありました。この職員の方々の手間削減も大事と痛感をいたしております。令和3年度における戸籍、住民票、印鑑証明書及び税証明書の発行枚数は7万1055枚で、婚姻届などの戸籍関係届け出、転入・転出などの住民異動関係届け出の件数は6829件との答弁でございました。税証明書の発行数は単純にこの月平均5921枚となり、かなり多い枚数と思ったところであります。コンビニ交付数、令和3年度利用件数3141件、マイナカードの申請数が3月1日時点で約9416万件、人口に対する申請率は74.8%となっており、今後はコンビニ交付枚数がふえる

と思われます。

それでは、2回目の質問に入ります。デジタル庁が主張するように、住民が行政窓口で書かない、待たない、回らないで済む意義は大きい。書かない窓口が可能となった背景には、市役所の各部署がオンラインで結ばれていることや、マイナカードで個人情報の確認が容易になるといったデジタル化の進展があります。現在、70の自治体が書かない窓口の導入が進んでおります。導入に必要な費用の財源としましては、政府はデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を促しております。さらに、政府は自宅にしながら行政手続きができる行かない窓口の検討を進める方針とも聞いております。行政サービスを飛躍的に向上させる自治体のDX、デジタルトランスフォーメーション推進があります。自治体の行政手続きのオンライン化を掲げ、処理件数が多い手続や職員の業務向上の効率が高いと考えられる手続は2022年度までにオンライン化を進めるよう提示をされております。ガバメントクラウドの活用を加速させて、業務の効率化やコスト削減、災害時の行政機能の維持などが図れます。

それでは、質問いたします。山鹿市のオンライン化の進捗状況について、並びに当市における書かない窓口の導入について、可能な範囲で段階的に進めていくなど、今から検討が必要であると考えますが、見解をお伺いをいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

ご質問の、オンライン化の進捗状況及び書かない窓口の導入について、お答えをいたします。

初めに、オンライン化の進捗状況につきましては、議員ご指摘のとおり、国が今年度末までにオンライン化を進めるよう提示した、子育て・介護等に関する26手続について、本年2月からマイナンバーカードを用いたマイナポータルからのオンライン申請を可能にしています。

また、その他の市独自のオンライン化につきましても、随時進めているところですが、例えば本年度に健康増進課で実施した各種がん検診の希望調査などは、約700件の申請がオンラインで行われています。

さらに、令和5年度中には住民票や印鑑登録証明書などの発行について、スマートフォン等を用いて、マイナンバーカードから申請・決済を行うことで、必要とする証明書等が自宅まで郵送されるサービスを開始する予定でございます。

このように、オンライン化が進み、いわゆる行かない窓口の取り組みについては、

住民の利便性向上のため、今後も着実に推進してまいります。

続きまして、書かない窓口の導入につきましては、先ほどご紹介のありました北海道の北見市が注目され、全国でも導入する自治体がふえているところです。

書かない窓口の手法につきましては、北見市のように、職員が住民から聞き取りをして申請書を作成する方法や、マイナンバーカードを読み取って申請書を作成する方法などがあり、国も書かない窓口の推進に力を入れており、窓口業務に関するシステムの構築も検討されているところです。

本市における書かない窓口の導入については、現在、情報収集や国の動きを注視しているところですが、将来的に導入を行う場合、さまざまな内部調整が必要であると考えております。書かない窓口の導入による市民サービスの向上ばかりでなく、職員の業務効率化・事務負担の軽減などをあわせて検討していく必要があるため、行かない窓口であるオンライン申請等については、着実に進めていく一方で、書かない窓口については導入自治体や国の動き等を注視しながら、調査・研究を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

北原議員。

[19番 北原昭三 議員 登壇]

**○北原昭三 議員**

オンライン化の進捗状況につきましては、本年2月からマイナンバーカードを用いたマイナポータルからのオンライン申請が可能となっており、健康増進課で実施された各種がん検診の希望調査などは、約700件の申請がこのオンラインで行われているとの答弁でございました。

行かない窓口の取り組みについては、住民利便性向上のため、今後も着実に推進をされることとございます。書かない窓口の導入につきましては、導入自治体や国の動きなどを注視しながら、研究・調査を進めるとの答弁でございましたが、全ての世代がデジタル技術になれ、家にいながら手続きすることが当たり前になるまでのステップとして、書かない窓口は重要かと思えます。まだオンライン化についていけない方もおられるかと思えます。先ほど申しました書かない窓口については、利用者と職員双方に手続き時間の短縮や業務改善につながる方法の推進、調査・研究をよろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○服部香代 議長**

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時39分 休憩

○

午前10時44分 開議

**○服部香代 議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、松見真一議員の発言を許します。松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

**○松見真一 議員**

おはようございます。議席番号11番、清風やまが、松見真一です。

先日より、山鹿市内の各小学校に出向き、5年生・6年生を対象に、主権者教育の一環で、議会を知ろうという出前講座を行っています。

まず、子供たちに議会って知っていますか、議会はどこにあるか知っていますかと聞くと、ほとんど無反応で、または知らないとの答えが返ってきました。これは大変な講座になると汗ばんでいましたが、議員の仕事や役割を説明し、その後、模擬の選挙投票を行っていくと、子供たちの反応も変わっていき、投票の結果が同数だったり、白票であったり、興味を持ってくれました。ある小学校では、リモートの投票の新しい試みも出ました。最後には、将来、議員になりたい人と聞くと、3名から4名の児童が手を挙げてもらい、ほっといたしました。近年、議員のなり手不足が報じられていますが、政治や自治に小さいときから興味を持ってもらう活動も議員の大事な仕事だと感じた1日でした。

本日は、質疑1点、一般質問2点、地域防災と防災士の連携、スーパー山間地連携創生事業についてお聞きします。

まず質疑、議案第20号、(款)農林水産業費、(項)林業費、(目)林業振興費、山鹿市産木材の家づくり推進事業4600万円、政策の必要性、財源措置、将来にわたる効果についてお聞きいたします。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

**○石井耕一郎 経済部長**

ご質疑の、山鹿市産木材の家づくり推進事業について、お答えをいたします。

本事業は、山鹿市内で新築される木造住宅において、山鹿市産材の利用を促進し、市産材の需要拡大を図ることにより、林業後継者や製材業、地元工務店の活性化と森林所有者の所得向上など、林業全般の活性化を図るほか、移住定住の促進にも寄

与することを目的に、令和5年度より新たに取り組むものでございます。

事業の内容としましては、山鹿市内に新築される木造住宅で、使用する木材の6割以上を市産材にすることで、市産材の購入経費の2分の1、上限100万円を補助するもので、来年度の予算につきましては、46件、4600万円を見込んでいますところでございます。

補助事業の採択要件としましては、6割以上の市産材使用のほか、建築主が山鹿市内に住所を有する者、または新築された後、本市に住所を有しようとする者で、使用木材が市産材であることを証明する木材の出荷証明書や、図面などの書類の提出を義務づけるものです。

また、事業の流れにつきましては、本要綱が施行された日以降に着手される物件で、工事着手前に事前承認を受けていただき、工事完了後30日以内に補助金交付申請書を提出された上で、交付決定並びに補助金交付を行うこととしております。

以上、ご答申し上げます。

#### ○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

#### ○松見真一 議員

山鹿市の総面積は約3万ヘクタールのうち、約半分に当たる1万5000ヘクタールが森林です。9000ヘクタールが人工林で、主に杉、ヒノキが植栽されています。中でも山鹿市に多くある杉はアヤスギという品種で、大変重宝されています。

今回の事業では、林業、製造業者、地元の工務店、さらには移住定住を考えている施主、およそ50棟前後にとってはまさに三方よしといえます。ただ、補助金が出るのはいいが、書類提出や事前申請が煩雑で、面倒くさいとよく聞きます。せっかくのいい事業です。多くの方々にご利用いただけるため、告知の徹底、手続の簡素化など、ぜひ図っていただきたいものです。

先ほど、三方よしとは言いましたが、実は林業の後継者不足は深刻です。山鹿市では、製材業を営む林業家が57名程度と捉えていますが、いわゆる木を切り育てるきこりさんだけを見ますと、1桁もいないのではないかと聞きます。山鹿の広大な森林を維持管理、育てていくためには、後継者育成も喫緊の課題です。今後、農商業者後継と同等の若手のきこり育成制度をお願いして、次の質問に移ります。

近年、世界中で災害が多発しています。大きく分けて、人的災害と自然災害があります。人的災害の最たるものはロシアのウクライナ侵攻による戦争です。1年以上は過ぎましたが、いまだ終息が見えません。各国からの戦争中止の要請も行われていますが、めどは立ちません。結局、一番の被害者はウクライナ・ロシアの両国

民です。

自然災害を見てみますと、気象変動による災害では、南米チリの山火事、また隣のペルー、ボリビアでは、大雨による災害が起こっています。気象変動自体が人的災害ではないかというような声もあります。地震では、記憶に新しいところでは、1カ月前、2月6日に起きたトルコ・シリアの大地震、死者が5万2000人以上を超え、トルコの被災地では150万人以上がテント生活を強いられています。地震自体は自然災害ですが、建物崩落により生き埋めになられた方々は人的災害ではないかとも言われています。世界中から支援活動が続いていますが、復旧・復興はほど遠く、援助活動ですらままならない状態です。

熊本でも平成28年4月14日・16日、熊本地震が起きました。また、体に記憶として残っていらっしゃる方も多いと思います。令和2年7月豪雨災害は、山鹿市にも多くの災害をもたらしました。かなりの復旧・復興は進んだものの、個人の所有地はいまだそのままのところも多く見受けられます。大災害時は、国や県の対策・対応が必要です。しかし、災害時の初動は市町村の災害対策が大事なものとなります。今回は、山鹿市の地域防災とのかかわりについてお聞きします。

地域防災と防災士の連携、1点目、災害を想定した市職員の防災訓練について、日ごろから災害を想定した訓練を行うことは非常に重要であり、市民の生命と安全を確保する上で、市の危機管理体制の構築は、災害時、とても有効であり、必要ではないかと思います。山鹿市地域防災計画の中でも、市及び防災関係機関は大規模地震の発生時において、迅速かつ的確な初動対応を実施するため、山鹿市災害対策本部を設置するものとし、直ちに職員の動員配置、応急活動体制をとることとなっています。

そこで、先日、山鹿市の参集訓練を実施されたと聞いておりますが、その内容と参集結果についてお聞きします。また、熊本県でも参集訓練を毎年実施されているとお聞きします。参考までに、令和4年度の参集結果についても、あわせてお聞きします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

#### ○大林秀樹 総務部長

ご質問の、災害を想定した市職員の防災訓練の結果について、お答えをいたします。

この訓練は、現体制において危機管理体制の現状を把握するために、大規模地震を想定した参集訓練を訓練日の予告なしで、本庁、各市民センター、健康福祉セン

ターに勤務する約430名の職員を対象に、初めて実施したものです。

実施日は、令和5年2月7日火曜日、早朝6時、本市で震度6弱以上の地震が発生したという想定で、やまがメイト防災山鹿（職員用）及び各所属が定める連絡体制による情報伝達、徒歩・自転車・バイク・車等による各勤務地への参集、参集後には各所属での非常時優先業務の確認を行いました。また、鹿本地域振興局からも参観していただいたところでございます。

参集状況につきましては、30分以内の参集率は28%、60分以内の参集率は65%、90分以内の参集率は75%でございました。

なお、熊本県では令和4年4月13日に実施されておりますが、県全体として60分以内の参集率は62%、鹿本地域振興局における60分以内の参集率は68%と伺っております。

今後も訓練を継続的に実施し、職員の危機管理に対する意識向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

#### ○松見真一 議員

初めての参集訓練での結果としては、30分以内28%、60分以内65%、90分で75%は、いい結果だったのでしょうか。当然、本庁と各市民センターでは、また違う結果だったでしょう。職員の所在地によっても参集時間は大きく変わります。他市町村との比較、目標に対する達成率も必要でしょう。反省点を洗い出し、さらなる参集率の向上を目指していただきたいものと思います。

次に、2点目、防災士の認証登録状況との連携について、防災活動を行政だけで担うのは困難な時代になっています。よく自助・共助・公助という言葉を使いますが、このような時代だからこそ、自助・共助を高めていくことが必要だと思います。まずは自分の身は自分で守る、それでも困難な方々は地域の支え合いで守っていく必要があります。隣近所のことをよくご存じの区長さん、民生委員さん、消防団の方々などの協力が必要です。それに、防災士の方々です。

防災士とは、平常時は地域の防災活動、自主防災組織等に参画し、企画・立案・実施等の活動を推進したり、アドバイスしたり、災害時には被災地の支援活動、被災情報の収集及び伝達、さらには被災後の復旧活動などを行う方々で、認定特定非営利活動法人日本防災士機構が2003年に創設した民間資格であり、十分な知識・技能を有すると認められた方々に対して、日本防災士機構が認証した方です。令和5

年1月末時点では、全国で24万6862名、熊本県では3780名の方が認証登録されています。

さらに、熊本県では、防災士との連携や活動促進を図る目的として、令和4年9月に熊本県防災士アドバイザー制度を設け、地域防災力の向上を目指し、防災士の知識や経験を持つ防災士を、自治会や自主防災組織への派遣する制度が始まり、令和5年2月末時点で46名が登録され、菊池市を皮切りに、防災士アドバイザーの活動が始まりました。

また、県内でも荒尾市が初めて企画した防災士交流会の開催、八代市では八代市登録防災士やつしろソナエイター、合志市では合志市防災士連絡協議会などが立ち上げられています。

そこで、山鹿市における防災士の認証登録状況についてお聞きします。また、山鹿市と防災士の方の連携について、あわせてお聞きします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

**○大林秀樹 総務部長**

ご質問の、防災士の認証登録状況とその連携について、お答えをいたします。

本市における防災士の認証登録状況につきましては、令和4年3月末時点の64名から、15名ふえまして、令和5年2月末時点で79名の方が認証登録され、うち熊本県防災士アドバイザーとして7名の方が登録されております。

防災士の方との連携につきましては、現在のところ、具体的な連携は行っておりませんが、本市におきましても、激甚化する災害に備え、自助・共助・公助のそれぞれが相互に機能することで、被害を最小限に抑え、早期の復旧・復興につながるような体制づくりが喫緊の課題となっております。

そのため、行政との協力関係も維持しつつ、地域の減災と防災力の強化の推進役でもある防災士の皆さんが連携して、地域に根差した防災活動ができるような組織は必要と考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

**○松見真一 議員**

熊本県では、地域防災リーダー養成講座火の国ぼうさい塾を開催し、防災士の普及に取り組んでいます。昨年12月、山鹿市議会議員4名が講座を受講し、防災士の

認証を取得いたしました。延べで3日間のカリキュラムで、朝9時から夕方4時まで、最終日には防災士資格取得試験が行われました。講義や演習、救命救急講習、中でも避難所運営、マイタイムラインの演習はとても重要に感じました。

マイタイムラインは、ハザードマップを理解し、どこに、誰が、いつ避難すべきかを確認するためのツールですが、個人では作成はなかなか厳しいものがあります。

避難所運営演習では、避難者をスムーズに避難所に誘導し、運営するのは、少人数では難しく感じました。避難所開設は行政で行いますが、被災者やボランティアの方々による運営の段階でいろいろな課題が出てきます。避難者の把握、救援物資の振り分け、トイレ・風呂の設置、ペット同伴の避難者、高齢者、乳幼児、挙げれば切りがないくらいです。地域の区長さん、民生委員さん、防災士だけでも難しいものがあります。山鹿市でも自主防災組織が238結成されています。全ての組織がうまく運営されているとは限りません。

先ほど、行政との協力関係も維持しつつ、地域の減災と防災力の強化の推進役である防災士の皆さんが連携して、地域に根差した防災活動ができるような組織が必要との答弁をいただきました。山鹿市においても、防災士の早急な組織化を望むところ です。

次に、スーパー中山間地域創生事業についてお尋ねします。日本では中山間地域が総土地面積の約7割を占め、農業については全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割を占めるなど、我が国の農業の中で重要な位置を占めています。

冒頭にも申し上げたとおり、山鹿市の面積の半分は森林であり、その多くを鹿北地域と菊鹿地域が占めます。これらの地域においては、少子高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行しており、中山間地域ならではの特色を生かした魅力ある地域づくりを行う必要があると考えております。

本事業については、菊鹿地域で令和3年度から取り組みを行われていますが、この事業についての必要性和取り組み内容についてお尋ねします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

#### ○石井耕一郎 経済部長

ご質問の、事業の必要性和取り組み内容について、お答えをいたします。

本市の大部分を占める中山間地域につきましては、水源の涵養や良好な景観形成など多面的機能を有し、その効果は地域全体に波及しており、その対策は重要な課題として捉えております。

こうした中、熊本県では、農林水産業の柱となり、若者の受け入れや新たな経済

循環等の取り組みによって、活力にあふれ持続可能な中山間地域を創生し、移住定住や関係人口の増加を図ることを目的に、令和3年度から本市を含めた県内の3地域で本事業が進められております。

本市では、全国的にも評価が高い菊鹿ワインや、その原料であるワイン用ブドウと、西日本一の生産量を誇るクリの生産が盛んである菊鹿地域をスーパー中山間地域として選定し、課題解決に向けた取り組みを行っているところでございます。

ワイン用ブドウにつきましては、生産者の高齢化などによる後継者不足などが課題ですが、安定的な生産を維持するため、農地の集約化やスマート農業用機械の導入などを図り、持続可能な営農体制の確立を目指しております。

また、クリにつきましては、生産拡大を図る上での取り組み、地域内で加工流通する仕組み、消費や観光促進体制が十分構築されていないことなどが課題となっており、現在、平地の休耕田などに新植するための技術支援や、加工施設などの整備に向けた協議を関係団体と連携し進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

**○松見真一 議員**

菊鹿地域には、番所の棚田や菊鹿ワイナリーなどの地域資源、菊鹿さきもり隊や相良地区地域活性化協議会などの人的資源も豊富で、スーパー中山間地域としてふさわしいと考えていますので、ぜひともこれらの資源も活用し、地域の方々と対話を行いながら、取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、早田市長にお聞きします。市長は、広報やまが1月号の新年のごあいさつで、日本一の和栗の産地化に一層力強く取り組む旨、言われております。ご承知のとおり、近年の和栗については、スイーツ素材として全国的に需要が高まり、相場は約5年前から右肩上がりで、市内で栽培が盛んな菊鹿地域や鹿北地域では、市外業者などが仮設の現金買い取りを相次いで設けるなどしている状況でございます。当面の間は、二大産地の茨城県や熊本県などでクリの需要が続くものと予想され、中山間地域農業の複合経営作物の一つと位置づけ、生産や流通面での支援策を拡大していく必要があるのではないかと考えております。市長の考えておられる日本一の和栗の産地化とはどのようなことか教えていただきたいと思います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

## ○早田順一 市長

私が考える日本一の和栗の産地化とは、地域で生産されたクリが、まずは地域内で生クリとして流通し、次に一次加工を経て、いろいろな商品として生まれ変わり販売することによる経済効果を期待し、さまざまな事業所等が新たな商品やサービスに活用されることで、消費拡大を図っていくことだと思っております。そのことにより、山鹿和栗の付加価値を高め、クリ農家の所得向上や次世代への継承を図り、さらには生産量増加へとつなげることで、好循環を生みだし、発展させることによる波及効果を拡大させ、地域が活性化することを目指すものです。

なお、取り組みを進めていく上では、先ほど経済部長が答弁したとおり、さまざまな課題があります。まずは、山鹿和栗の商標登録を行うとともに、生産から加工・販売までを一体的に捉え、各関係者の役割と体制を明確化し、農業者の所得向上及び地域活性化に寄与できるようにするため、日本一、和栗で稼げる山鹿市を目指し、生産者、民間事業者、J A、行政等からなる山鹿和栗振興を図る協議会を早急に設置いたします。

## ○服部香代 議長

松見議員。

[11番 松見真一 議員 登壇]

## ○松見真一 議員

昨年12月の一般質問で、古川和博議員に説明いただいた日本一のクリの産地化である茨城県笠間市の取り組みを再度お話しさせていただきます。

まずは、日本一のクリの産地づくりに取り組むため、官民が一体となって儲かる笠間の栗産地づくり協議会を設立され、6本の柱からなる1次産業から6次産業までの幅広い支援をされています。なお、市役所庁内に栗ブランド戦略室が設置され、強力な求心力により事業を推進されています。特に、生産者に対しての支援は充実しており、初めてクリを始める方、既に栽培をされている方にかかわらず、新植・改植、土壌管理、剪定に至るまで、細かい指導や機械導入の支援がありました。また、茨城県農業総合センター園芸研究所では、クリの品種の研究や新植・改植時の栽培研究、さらには企業と組んだ自動下草払い機、クリ収集機の開発など、まさに県と市が一体となって日本一のもうかる笠間のクリづくりを目指していました。このような取り組みを参考にされ、日本一の和栗の産地を目指していただきたいと思っております。

最後に、早田市長が就任時挙げられたマニフェストの農林業、商工業の後継ぎ支援では、市独自の予算措置を行うことと書かれています。まさに、今年度予算の農業担い手支援総合対策事業と商業振興対策事業はこれに当たると思っております。スーパ

一中山間地域事業もこの制度を活用して、多くの農林・商工業後継者が育つことを期待して、私の一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、松見議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時18分 休憩

○

午前11時24分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田壮拓議員の発言を許します。永田議員。

[2番 永田壮拓 議員 登壇]

○永田壮拓 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号2番、鹿政不動産会の永田でございます。

先日、市内中学校の卒業式に参列してまいりました。政府の方針により、卒業式での生徒のマスクの着用については、個人の判断に委ねられました。マスクをつける子、外す子、それぞれでありましたけれども、生徒たちの主体性を尊重し、多様性の中で式が進められ、新しい時代に突入したことを実感したと同時に、生徒たちのさまざまな表情を見ることができましたことは、大変印象的でありました。コロナ禍でさまざまなことが大きく変化してしまいましたが、やはり私たちが生きる社会は、人が主役でなければ成り立ちません。今回は、そのような思いを込めながら、一般質問をさせていただきます。よろしく答弁をいただきますようお願い申し上げます。

まず初めに、森林環境譲与税についてお尋ねいたします。本件につきましては、令和3年6月定例会におきまして、古川議員がその用途についてお尋ねをされておりますが、本日は全国的に問題視されております森林環境譲与税の利活用の状況から、山鹿市の現状を踏まえ、今後の活用策についてお尋ねしたいと思います。

先ほど、松見議員からもありましたけれども、本市における森林面積は総面積の51.7%を占めておりまして、本市森林産業の重要性は申すまでもございません。森林が持つ役割は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養など、国民に広く恩恵を与えるものであります。適切な森林の整備を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界がわからない森林の増加、担い手の不足などが大きな課題となっております。

このような現状のもとに、パリ協定における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設をされております。そして、令和元年度から、その譲与税の自治体への交付が始まりましたが、全国的にその税金が有効活用されず、基金積み立てへ回されているといった指摘がなされております。全国における譲与税総額に対する積立額の割合を見ますと、令和元年度52%、令和2年度47%、令和3年度32%と、少しずつは活用されている状況にはなっておりますが、3年間の交付総額1000億円のうち、42%に当たる約424億円が基金へ積み立てられているというのが現状であります。

山鹿市においての内訳はといいますと、令和元年度、交付額1380万円のうち、意向調査に440万円、残りの940万円を基金積み立て、令和2年度、交付額2940万円のうち、意向調査に407万円、また林道及び作業道の整備に1171万円、残りの1362万円を基金へ積み立て、令和3年度、交付額2940万円のうち、意向調査に598万円、林道及び作業道整備に2272万円、残り69万円を基金積立へ回されております。このように、3年間で本市においては、給付総額7260万円のうち、意向調査に1445万円、林道及び作業道整備に3443万円、そして積み立てへ2371万円、これが令和3年度までの実績であります。

そこで、まずはこの意向調査についてお伺いをいたします。令和3年度までに本市への交付総額のうち約20%がこの意向調査に予算化をされまして、実施されておりますが、この意向調査の内容、そしてその調査結果についてお伺いをいたします。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

#### ○石井耕一郎 経済部長

ご質問の、意向調査の内容等について、お答えをいたします。

令和元年度において、整備や管理が行き届いていない森林についての適切な経営や管理の確保を図るため、市町村が仲介役となり、所有者と林業経営者をつなぐことを目的とした森林経営管理法が施行されたところです。

その中で、本市においては、経営や管理が行われていない森林を対象に、今後の管理についてどのようにしていきたいのか、所有者の意向を確認することが義務づけられたことにより、森林経営計画が策定されていない森林を対象に意向調査を実施しております。

この意向調査では、まず林地台帳などから対象森林並びに所有者を抽出し、その

所有者に対し、森林整備の意向を伺うアンケート調査を実施いたします。

次に、アンケートの結果、所有者から経営や管理の委託申し出等があった森林のうち、林業経営に適したものであれば、まずは森林経営計画を策定し、各種補助事業を活用しながら、所有者による適切な管理運営を行っていただくよう促し、みずからの管理運営ができないものにつきましては、意欲と能力のある林業経営者に再委託することとしております。

また、林業経営に適さず、再委託もできない森林につきましては、市町村において経営管理権集積計画を定め、経営管理権を取得した森林について、市町村がみずから管理を行うこととなり、森林環境譲与税を活用して継続的に森林整備を進めていくこととなります。

今までのアンケートを集計したところ、38%が自分で管理したい、あるいは自分で委託先を探したい、残りの62%は山鹿市に経営や管理を委ねることについて検討してみたいという結果となり、これらの森林につきましては、今後の森林整備事業を実施するに当たって所有者への説明会などを実施した後、合意形成を踏った上で詳細な現地調査を行ってまいります。

なお、森林環境譲与税の使途につきましては、自治体ホームページなどを活用した報告が義務づけられておりますので、毎年、決算認定後に山鹿市ホームページにおいて使途を公表しております。

以上、ご答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

永田議員。

[ 2 番 永田壮拓 議員 登壇 ]

#### ○永田壮拓 議員

義務づけられた意向調査につきましては、アンケートの未回答や所有者不明の森林に対する調査、こちらが大きな課題になるかと思えます。いつまでも調査を実施していくわけにもいきませんので、所有者不明森林等に係る特例措置等も模索をしながら、今後も森林経営管理に努めていただきたいというふうに思います。

さて、令和6年度からは森林環境税として、国民1人当たり年額1000円が徴収されるわけではありますが、どれだけの国民、市民の方々がこの税を認識しておられるのかは疑問であります。国税ではありますが、森林環境譲与税として各自治体に交付される以上は、市民の皆様からご理解をいただけるような活用策と情報の発信が不可欠であります。

先ほど、積立金の話をしましたが、本市におきましても令和3年度までに総額の32%に当たる2300万円ほどが基金に積み立てられております。また、実施事業につ

いては、意向調査と林道及び作業道路整備の2事業のみの活用であります。現在、山鹿地域が抱える課題としまして、担い手の確保及び高齢の樹木の利用促進、この2点については特に大きな課題だと、私は認識をしているところです。

林野庁発表の全国市町村の活用、こちらを見てみますと、森林整備関係の活用が最も多くはなっておりますが、活用額のうち約3割は人材の育成、担い手の確保と木材利用・普及の啓発に活用がなされているのが実情であります。

全国の例を紹介しますと、教育分野において、木育に活用する自治体も見られ、福島市では、森林・林業の普及啓発を図るため、市内小学校を対象に森林・林業学習会を開催しておられます。学習会では、木材加工工場や市場の見学、また市内森林での森林整備事業の見学などが実施されており、令和4年度には300名の児童の参加があったと聞いております。そのほかにも、子供の居場所づくりとして、木製遊具を設置するなど、特に子供を意識しての譲与税の活用がなされております。

そこで、質問をさせていただきます。本市の森林産業の未来を見据え、学校教育への活用を含めた今後の森林環境譲与税の活用対策についてお伺いをいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

#### ○石井耕一郎 経済部長

ご質問の、学校教育への活用を含めた今後の活用策について、お答えをいたします。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第34条では、譲与税の用途につきまして、森林整備や木材利用の促進のほか、森林整備を担う人材の育成・確保などに充てることと示されております。

現在、本市においては、意向調査や林道の維持管理等の経費のほか、新規事業としての山鹿市産木材の家づくり推進事業など、森林整備や木材利用の促進に充当することとしており、当面はこれらの事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、将来的に森林整備を担う人材の育成・確保も重要な施策でありますので、現在は学校教育活用への取り組みは行っておりませんが、今後、他自治体の事例等を参考にしながら、調査・検討してまいりたいというふうに思います。

なお、市内の子供たちが森林・林業に触れ合う事業といたしましては、県や山鹿市、鹿本森林組合などで組織する鹿本地域みどり推進協議会主催の鹿本地域植樹祭や市民団体による山の見学会などのほか、県の水とみどりの森づくり税を財源とした熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業や、鹿本地域森林・林業振興協議会の木

材需要拡大推進部会によります森林・木工教室などが開催されております。

市といたしましても、これらについての情報発信を行ってまいりますとともに、興味や参加を希望される学校がございましたら、農林整備課までお問い合わせいただきたいと思いますというふうに思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[ 2 番 永田壮拓 議員 登壇 ]

○永田壮拓 議員

森林が多い本市におきましては、山鹿市産木材の家づくり推進事業にも、今後、新規事業として譲与税が活用されていくとのことであり、全国で見られるような深刻な未活用の問題はないように思われます。

一方で、譲与税の配分割合につきましては、森林面積のほかに人口に応じた配分が30%を占めており、森林が少なくても人口の多い自治体に多額の譲与税が交付されているのが現状であります。温室効果ガスの吸収源である森林の役割を考えますと、譲与税が森林整備に一層活躍されるように、森林が多い市町村に譲与税の配分が強化されるよう、山鹿市からもしっかりと国へ要望していくことも大事であるかというふうに思います。いずれにしましても、引き続き積立金も含め、譲与税の有効な活用に努めていただきますようよろしくお願いを申し上げます、次の質問に移ります。

急激な少子化の進行、コロナ禍で加速した児童虐待やいじめ、貧困問題、親の子育て負担の増加など、子供の取り巻く環境は目まぐるしく変化し、大変深刻な状況にあります。

そのような中で、政府は大人が中心となっていた国や社会の形から、こどもまんなか社会の実現に向け、子供政策の司令塔として、本年4月より、こども家庭庁をスタートさせます。こども家庭庁は、内閣総理大臣の直属の機関として、内閣の外局として設置をされ、これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども庁に一本化し、就学前の全ての子供の育ちの保障や、全ての子供の居場所づくりなどを主導していきます。

これを受け、山鹿市においては、本年4月からの組織再編において、こども家庭庁の設置及び所掌事務の見直しに伴う子育て支援に係る施策は、福祉部が所管すると市長所信での説明でありました。

一方で、子供にとって必要不可欠な教育は、文部科学省のもとで充実させながらも、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携する重要性が示されております。政府

は、こども家庭庁設置法の施行後5年をめどとして、子育て支援に関する施策に加え、小学校就学前の子供に対する質の高い教育についても施策の実施状況を勘案し、組織や体制のあり方について検討を加えるものとしております。

また、こども家庭庁発足後、こども家庭庁において、こども大綱が策定をされ、それをもとに各都道府県、各自治体において、こども計画の作成に努めていかなければなりません。つまり、今後、山鹿市においても、こども計画の策定はもとより、こどもまんなか社会の実現に向けては、福祉部だけにとどまらず、教育委員会や子供政策全般にかかわる関係部署との連携が大変重要になってくるわけであります。

お隣の熊本市においては、健康福祉局内にある子供関連の部署を独立させ、子供をめぐり課題への対応を強化するために、こども局を新設することが決まっております。

また、全国の自治体では、そのような独立した機関は設置しなくても、子供政策関係部局への教員や警察官の出向、校長経験者の配置など、連携向上に努める工夫も多く見られております。

そこで、この政府のこども家庭庁設置に伴い、今後の本市の組織体制の整備をどのようにしていかれるのか、お伺いをいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

#### ○山崎寿雄 福祉部長

ご質問の、こども家庭庁設置に伴う、本市の組織体制の整備について、お答えをいたします。

本年4月1日に、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることを基本理念に掲げる、こども基本法の施行のもと、こども家庭庁が発足いたします。

この国の動きに合わせて、本市では組織を見直し、令和5年度から、現在、教育委員会が所管をしております保育園や子育て支援部門を福祉部に移管することとしております。

こども基本法の定義における子供施策とは、新生児から大人になるまでの健やかな成長に対する切れ目なく行われる支援であり、教育施策も含めた幅広い施策が含まれるものでございます。

このことから、学校教育を所管する教育委員会とは切っても切れない関係であり、今後、国が示すこども大綱や、県が策定するこども計画を勘案しながら、本市がこども計画を策定する場面においても、教育委員会を初めとする子育て支援に係る関

係機関とは、これまで以上に強い連携が求められていくことになると考えております。

新年度から、こども家庭庁の所掌事務に応じた業務を福祉部内で取り扱うこととなりますが、特に教育委員会とは、国におけるこども家庭庁と文部科学省のような、ともに子供政策を推進していく上で、車の両輪の関係になっていかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

永田議員。

[ 2 番 永田壮拓 議員 登壇 ]

#### ○永田壮拓 議員

現段階では、未知な部分も多いかと思えます。しかしながら、こども家庭庁が発足後、速やかに対応ができる体制の準備というものは大変重要であるかというふうに思います。子供政策を効率よく推進できるように、本市に適した体制づくりを、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

さて、ただいまの答弁にもありましたように、こども家庭庁創設と同時に、こども基本法が制定をされます。我が国においては、1994年に国連で採択されました子どもの権利条約を批准したものの、子供を権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律がこれまで整備されてこられませんでした。今回のこども基本法成立によって、ようやく子供の権利が国内法で守られるわけであります。基本法では、地方公共団体に対して、その地域における子供の状況に応じた施策を策定・実施することを責務とし、市町村こども計画の策定についても努めていかなければなりません。さらに、子供施策やこども計画を策定するに当たっては、子供の意見や関係者の意見を聴取し、その意見を反映させることとなっております。

川崎市では、子ども・若者の声募集箱、君のつぶやきをきかせてと題しまして、小学校4年生から18歳までの若者を対象に、市政に対する子供の意見を集める取り組みを、昨年12月から開始をされております。1人1台端末からもその利用が可能となっており、多くの若者、子供たちの意見が集まっているようであります。

その声を紹介をさせていただきますと、ボール遊びができる公園が欲しいなどの公園に関すること、自習できる施設や子供だけが利用できるカフェが欲しいなどの居場所に関することなど、若者、子供の素直な意見が聞かれているようであります。

山鹿市においては、第2次山鹿市総合計画（後期基本計画）にも示しておりますように、次世代を担う子供たちを山鹿の宝と捉え、子供が心身ともに健やかに育つ社会、子育て世代が子供を産み育てることに誇りと喜びを感じることでできる社会の構築を目指しているわけであります。そのためには、子供たちの意見を幅広く拾

い上げ、政策に反映させる必要があります。また、若者、子供の意見を伺うことは、子供施策やこども計画を策定するためだけではなく、子供からのＳＯＳを聞く手段にもなり得ます。大変残念なニュースでありましたが、先日、2022年の子供の自殺者が過去最多であったといった記事も目にしました。

そこで、質問をさせていただきます。本市において、子供の意見を取り入れていくその仕組みについて、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

**○山崎寿雄 福祉部長**

ご質問の、こども基本法に示されている子供の意見を取り入れる仕組みについて、お答えをいたします。

こども基本法の基本理念の中では、子供の年齢及び発達に応じて意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会を確保することがうたわれております。

国では、子供の意見を聞き取る手段として、パブリックコメントや会議への参加、SNSや直接聞き取りを行うことなどが想定されております。先ほど、議員ご紹介の小中学校生に貸与されているタブレットを活用することも、有益なツールの一つになると考えております。

また、昨年の子供の自殺者数が全国で過去最高の515名であったことは、大変なショッキングなニュースであるというふうに捉えております。改めて、いかにＳＯＳを早い段階でキャッチするかが大変重要であると再認識したところでございます。

本市といたしましては、子供たちにとって、意見・要望・ＳＯＳなどの声を上げやすい手法につきまして、今後、他の自治体の好事例も参考にしながら、教育委員会などと協議を行い、選定してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

永田議員。

[2番 永田壮拓 議員 登壇]

**○永田壮拓 議員**

ユニセフ報告書のレポートカード16におきまして、子供の心身の健康や生活満足度などについて、先進国の比較分析がなされております。この報告書によりますと、我が国の子供の身体的健康は1位でありながら、精神的な幸福度は38カ国中37位と、

ワースト2位でありまして、日本の子供の幸福度の低さが報告をされております。そこには、生活満足度の低さ、自殺率の高さが背景にあり、子供や若者の意見に耳を傾けることは急務であります。早急に、その仕組みの形成に向けて取り組んでいただきますよう、よろしく願いをいたします。

次に、本市における国際交流について、お伺いをいたします。我が国の国際交流の歴史を振り返りますと、日本で初めて姉妹都市が締結されたのは1955年に長崎市とアメリカのセントポール市との締結であります。その後、2022年11月までに、我が国の各都道府県と各市町村は73カ国、1796の都市と姉妹提携を結んでおり、国際交流が盛んに行われてきております。戦後の姉妹都市事業は、世界における歴史的な和解と平和を目的として始まったとされておりますが、半世紀以上経過してきた中で、その目的や意義も大きく変化しております。

1994年には、政府が国際化を国家戦略として位置づけ、地方自治体の国際交流は、国際親善から国際協力へと移行をしてきました。20世紀後半以降からは、グローバル化が急速に進展し、今や金、人、物、情報が、国境の壁を越えて自由に行き交う時代を迎え、国際交流における地方自治体の役割も確実に以前とは変化しております。これからは、姉妹都市の原点となる精神を生かしながらも、自治体、住民、民間団体との協働を図り、時代に即した発想の転換が重要であると考えます。

そのような中、山鹿市における国際姉妹都市の締結は、1975年にオーストラリアのクーマ町との間で結ばれ、元中学校教諭とクーマ在住者との親交ゆかりとして交流が始まったということでもあります。

そこで、本市における国際交流活動におきまして、姉妹都市クーマ市とのこれまでの交流内容と、その評価につきましてお伺いをいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

#### ○渡邊義明 教育部長

ご質問の、国際交流について、お答えを申し上げます。

本市における海外姉妹都市との交流は、旧鹿本町において昭和50年にオーストラリアのクーマ町と締結されて以来、現在までその交流は続いております。

姉妹都市締結後は、両町での親善訪問が始まり、合併後の平成17年度以降も1週間程度の本市中学生とモナロ高校生とのホームステイによる相互交流が実施をされ、これまでに105名のモナロ高校生を受け入れ、山鹿市からは116名の中学生を派遣いたしております。

主な交流といたしましては、コロナ禍前の平成30年度にモナロ高校を訪問した際

には、伝統菓子の調理実習やスポーツを通じての交流が行われております。ほかにも、雄大な自然動物公園や農場を視察し、日本とは異なる言語・文化・自然に触れる貴重な体験などを通して、交流が図られてきております。

一方、令和元年度の訪日の際には、山鹿中学校英語部による英語を介しての、八千代座案内や、鹿北中学校全生徒との書道体験等での交流、城北高校ではお互いの学校の紹介、調理体験などで交流を深めております。

このような中、令和2年度には過去の参加者へのアンケート調査を実施し、その結果からは、ホームステイで英語に囲まれた生活をする貴重な体験だった、外国の文化にさらに興味を持った、英語教員を目指すきっかけになったなど、答えた生徒からは全員が有意義であったとの回答を得ているところでございます。

その後、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度からは、派遣交流事業は残念ながら見送られてきておりますが、今年度は新たな試みとして、昨年8月にモナロ高校生とのオンラインによる交流事業を実施いたしました。山鹿市からは、5校の中学校から22名の生徒が参画をし、自分たちが通う学校の紹介や、八千代座等の動画を英語で解説するなどの交流を図っております。

このように、これまでのクーマとの海外姉妹都市交流事業を通して、グローバル化の進展に対応するために、広い視野を持ち、異文化を理解し、これらを尊重する資質や能力が育まれ、さらにふるさと山鹿を誇りに思う人材の育成に寄与できたものと評価をしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

永田議員。

[ 2 番 永田壮拓 議員 登壇 ]

**○永田壮拓 議員**

在シドニー日本国総領事館の総領事は、コロナ禍により相互訪問が一切途絶えてしまったことを受けまして、日本からの代表団のかわりに、日本と姉妹都市を結ぶ都市を訪問され、コロナ後の交流再開に向けて活動をされております。こちらは、外務省のホームページでも紹介されておりますけれども、クーマ市長や市議会議員、そしてその交流を後押しする地元のライオンズクラブ会員様などの多くの方々も本年からの実際の往来の再開を心待ちにされているということでありまして、大変喜ばしいことでもあります。

ただいま答弁にありましたように、クーマ市との交流については、相互の異文化交流や交流をきっかけに将来の目標が定められるなど、大変有意義なものであります。この半世紀、築かれてきた両市の友好関係は、当然継続をしていくべきものだ

というふうに考えております。

一方で、時代の環境変化に伴い、当時の考え方や意義などにも変化が生じているのも事実であります。交流事業のマンネリ化や費用対効果への検証も実施しながら、時代に即した交流内容への転換や、行政のみならず、市民や民間団体との連携強化もより一層、今後図っていく必要があるというふうに考えております。

現在、本市においての国際姉妹都市はクーマ市の1件であります。当然、姉妹都市締結だけが国際交流ではありませんけれども、人的、文化、技術、経済といったさまざまな面で効果をもたらすのが姉妹都市交流であります。令和6年には、TSMCが熊本へ進出してまいります。阿蘇くまもと空港の新ターミナルビルが開業する3月23日には、熊本と台北を結ぶチャーター便も就航されます。さらには、定期便の就航に向けても、現在、活発に誘致活動が展開されているところであります。また、新型コロナを5類感染症へ移行することにより、台湾はもちろんのこと、海外との人的交流が活発になるのは必至であります。本市の持つ観光資源を最大限に生かし、このまたとない機会に台湾と積極的に交流を図っていくことは、今後のインバウンド観光を含め、選ばれる山鹿に向けた取り組みを強力に推し進めていくためにも、大変有効であります。

その手段の一つとして、台湾自治体との姉妹都市締結が考えられるわけですが、市長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

#### ○早田順一 市長

TSMCの進出を契機として、熊本県内におきましては、民間レベルも含め、台湾との交流が盛んになってきております。本市でも、この流れに乗り遅れることなく、しっかり取り組んでいく必要があると認識しておりますが、現在のところ、具体的な交流の計画までには至っておりません。

このような中、本年1月、台湾の総領事に当たる台北駐福岡経済文化弁事処の陳銘俊処長が、熊本市で行われた講演の後、本市の旅館に宿泊され、翌日、市役所を訪問されましたので、その際に、今後の台湾との交流等について意見交換をさせていただきました。

陳処長は、TSMCの新工場建設により、台湾との人的往来、経済協力がますます盛んになる中、私は日本と台湾のかけ橋になりたいと思っている。お互いの強みをシェアして交流を深めていきたいと思います、大変温かい言葉をいただきました。

また、山鹿温泉の泉質や、実際にご覧いただいた八千代座にも大変興味を持たれ

たようで、今後の取り組みに大きな励みとなりました。

このことから、鹿本地域振興局を通じて、県から台湾の自治体について情報収集を行うなど、新たな国際交流について検討を始めたところでございます。

○服部香代 議長

永田議員。

[ 2 番 永田壮拓 議員 登壇 ]

○永田壮拓 議員

人口減少問題に直面している今、地方創生は喫緊の課題であります。T S M C 進出による台湾との交流が活発になるこのチャンスをどうものにしていくのか、どのように山鹿市と結びつけていくのか、市長が掲げられる山鹿創生にも大きくかかわってまいります。今回の陳処長との意見交換、そしていただいたお言葉については、大変ありがたいものであります。ぜひ、この陳処長との出会いをきっかけに、国際姉妹都市交流に結びつけ、地域振興や未来人材育成策として、新たな視点で展開していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

今回は、人に焦点を当てまして、3点質問をさせていただきました。まず、森林の保全については、森林を守る人々の心おこしについて、次に、こども家庭庁に関する質問では、次代を担う子供たちの人格形成の重要性について、そして3点目は、台湾との姉妹都市交流を促進し、人と人との交流の重要性について質問をいたしました。キーワードは人であります。このことをしっかりと受けとめていただき、そして力強く施策を進めていただきますようよろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時30分から再開いたします。

午後0時11分 休憩

○

午後1時29分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、深牧大助議員の発言を許します。深牧議員。

[ 3 番 深牧大助 議員 登壇 ]

○深牧大助 議員

皆様、こんにちは。

議席番号3番、鹿政不動産、深牧大助です。

発言通告に従い、一般質問を2点行います。

11月臨時会において、議案第63号 令和4年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）で可決された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の支援状況について伺います。

この交付金は、令和4年4月26日に原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議で取りまとめられた、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を促すとされたことを踏まえ、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を令和4年4月に創設されたものです。

山鹿市の物価高騰による支援や消費喚起事業について、まず農林水産業者の物価高騰対策支援事業と、エネルギー価格高騰対策支援事業の支援状況を伺います。

#### ○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

#### ○石井耕一郎 経済部長

ご質問の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の支援状況について、お答えをいたします。

まず、農林水産業者物価高騰対策支援事業につきましては、農林水産業者を対象に令和4年11月14日から令和5年2月28日まで受け付けを行い、640件の申請があり、予算額1億4482万円に対し、申請額7635万円で、執行率は52.7%となったところでございます。

次に、エネルギー価格高騰対策支援金につきましては、農林水産業以外の幅広い業種を対象に、令和4年11月15日から令和5年1月31日まで受け付けを行い、462件の申請があり、予算額1億4800万円に対しまして、申請額は7695万円で、執行率は52%となったところでございます。

なお、申請が多かった業種につきましては、建設業、製造業及び飲食業で、支給額が多かった業種につきましては、順に、製造業、建設業、運輸業でございました。

以上、ご答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

#### ○深牧大助 議員

繰り返しになりますが、農林水産業者物価高騰対策支援事業、予算額1億4482万円に対して、申請数が640件、申請額が7635万円で、執行率が52.7%、エネルギー

価格高騰対策支援事業の予算額 1 億 4800 万円に対して、申請数 462 件、申請額が 7695 万円で、執行率が 52% であったとのことですが、これは周知が行き届いていたのでしょうか。また、予算組みの中で事業者数の把握や事業規模の把握ができていたのかと思うところです。

そこで、2 回目に周知方法と執行率が低かった理由について、お伺いをします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

**○石井耕一郎 経済部長**

ご質問の、周知方法及び執行率が低かった理由について、お答えをいたします。

まず、農林水産業者物価高騰対策支援事業につきましては、市ホームページ、やまがメイトでの配信に加え、広報やまが、さらには J A 鹿本組合員へのチラシ配付などにより、幅広く周知を行ったところでございます。

なお、執行率が低かった理由としましては、予算額を令和 2 年の農林水産業センサスの販売規模別経営体数をもとに最大値で算出していたこと、農業者の減少や支援額が低い経営体からの申請が少なかったことが影響していると分析しているところでございます。

また、エネルギー価格高騰対策支援金の周知方法につきましては、農林水産業者物価高騰対策支援事業と同じような周知方法に加えまして、山鹿商工会議所及び山鹿市商工会の会員に対しまして資料を配付いただいたほか、トラック協会や観光協会、金融機関など 41 団体に協力を依頼して周知を行ったところでございます。

なお、執行率が低かった理由としましては、予算額を平成 28 年経済センサスの結果により算出しており、事業者数が減少していることのほか、省エネルギー設備の導入や照明の LED 化による企業努力が進んだことにより、エネルギー経費が基準額に満たなかったことなどが影響していると分析しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

深牧議員。

[3 番 深牧大助 議員 登壇]

**○深牧大助 議員**

周知方法としては、ホームページ、やまがメイト、広報やまが、そのほか関係機関の協力のもと、幅広く周知がなされていることがわかりました。

しかし、経営体数の算出基準が令和 2 年の農林センサスの最大値 1500 件と算出し、3 年前の最大値より減少していることは明らかであったと思います。また、支援額

においては農林水産業者物価高騰対策支援事業では、支援額が低い事業者の申請数が少なかった。例に挙げると、100万円の販売金額では支援額1万円、1000万円の売上であれば支援額10万円、5000万円以上であれば上限の50万円です。販売額に応じた支援金ですので、支援金額の低い農家さんは申請しないという選択をしたのではないのでしょうか。

次に、エネルギー価格高騰対策支援事業について、事業者数の算出基準が平成28年、調査をした年は7年前でございますので、その中で基準940件で算出をされております。その7年前より事業者数が減少していること、これも予測はできたのではないのでしょうか。また、令和3年の経済センサスの活動調査速報集計結果も、令和4年5月に出ていたはずなのに、なぜ平成28年の経済センサスで算出したのかと不思議に思います。基準に満たない事業者も多くいたとありましたが、事業予算の設定は10万円以上20万円未満、5万円の支援額に354件、20万円以上35万円未満、10万円の支援額に160件、35万円以上50万円未満の支援額に135件、50万円以上には30万円の支援額に291件と算出されています。支援額が低い、少ないと感じて申請をしない方もいたのではないだろうかと思うところであります。区分の設定や支援額を決めるに当たって、何をもとに決めたのか、もっとこの先お聞きしたかったのですが、私の準備不足により間に合いませんでした。次回に持ち越しとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3回目に、令和4年6月定例会にて可決された観光・物産消費喚起対策事業、8月から11月に実施分と、プレミアム商品券事業、9月から12月に実施分、それぞれについての申込数を伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

**○石井耕一郎 経済部長**

ご質問の、消費喚起事業の結果について、お答えをいたします。

プレミアム商品券事業として行いました山鹿お店応援商品券につきましては、額面1万4000円の商品券を1万円で6万冊販売しましたところ、6万4135冊の申し込みがありました。そのため、申込数に応じ冊数を減らし、5万9900冊販売を行ったところです。

利用期間につきましては、令和4年9月15日から12月18日までとし、登録事業者数は607事業所、うち大型店は22カ所でした。

**○服部香代 議長**

レシートキャンペーンについての答弁が。

○石井耕一郎 経済部長

失礼いたしました。

レシートキャンペーンについて、お答えをいたします。

令和4年8月1日から11月30日までの期間に、市内の飲食店と物産振興協会会員等の組み合わせで2カ所のレシートの合計が2000円以上で応募をしていただき、総額150万円分の商品が抽選で460名に当たるというものでした。応募総数につきましては3113件で、内訳として市内1634件、市外1479件、市外からの応募のうち熊本市が522件、県外からは福岡県が415件と多く、どちらの事業も一定の成果があらわれたものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

プレミアム商品券事業については申込数が超えたものの、申込数に応じて冊数を減らし5万9900冊を販売、登録事業者607事業所とふえたようです。経済効果として8億3860万円ほどの効果以上であったと推測します。今回は、換金期間も長く設けられていたので、混雑や換金漏れが減っていると思われれます。

次に、観光・物産消費喚起対策事業、レシートキャンペーンは、前回のキャンペーンでは約1700件だったと記憶しております。それに対し、今回の3113件は大幅に応募数がふえ、市外からの応募も多かったように思います。

答弁にあったように、どちらの事業も成果が出ていると評価できると思います。5月8日には新型コロナも5類へと移行し、経済回復への施策を期待したいと思えます。

次の質問に移ります。2点目の熊本空港の新旅客ターミナルが3月23日に開業されることは皆様もご存じだと思いますが、観光客の増加やビジネス利用者の増加が見込まれ、さまざまな業種の事業者も利用客増加に期待をしております。

熊本空港と熊本県が修正案を出した空港アクセス駅に肥後大津駅とのアクセスポイントがとても重要であると考えます。経済、観光など、二度とない大きな機会であると認識をし、勝負をかける思いで挑まなければいけないというふうに思います。この先、2年から3年であろうと思います。

そこで、熊本空港から山鹿市への公共交通アクセス状況について伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の、山鹿市への公共交通アクセスの現状について、お答えいたします。

熊本空港から山鹿市へのアクセスについては、一般的に2つの方法が考えられます。1つは、熊本空港から肥後大津駅まで空港ライナーを利用し、同駅発の山鹿バスセンター行きの路線バスに乗りかえる方法です。もう1つは、熊本空港から熊本市の桜町バスターミナルまで空港リムジンバスを利用し、その後、山鹿市までの路線バスに乗りかえる方法です。所要時間はいずれも2時間程度、利用料金は前者の場合940円、後者が1830円となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[3番 深牧大助 議員 登壇]

○深牧大助 議員

自家用車やレンタカーであれば、熊本空港まで1時間弱であり、答弁のとおり、山鹿市へのアクセスは二通りで、2時間程度かかります。肥後大津駅を経由したほうが空港ライナーが無料で、おおむね30分に1本、毎日運行されているので、利便性や経済的にもお勧めできると思います。

しかし、山鹿市の山鹿探訪なびやさくら湯の公式ホームページには、熊本交通センターでの乗りかえしか案内がありません。両ホームページに路線バスや空港ライナーの運行ダイヤ表を掲載、リンクするなど、観光客向けのアクセス情報の発信が必要ではないでしょうか。

次に、誘客の観点から検討状況についてであります。熊本空港新旅客ターミナル開業を踏まえた観光客アクセス手段に関する検討状況はいかがでしょうか。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

○石井耕一郎 経済部長

ご質問の阿蘇くまもと空港からの、観光面でのアクセスにつきまして、お答えをいたします。

以前、令和元年度に3カ月間、高雄線の就航に当たり、熊本県北観光協議会により、県北地域と阿蘇くまもと空港を直接結ぶ無料バスを試験的に運行したことがございます。結果、乗車率が7%弱と厳しい数字であったこともあり、事業の継続を断念した経緯がございます。

今後、観光客の動向やニーズの推移を見ながら状況を踏まえて、改めて協議したいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

深牧議員。

[ 3 番 深牧大助 議員 登壇 ]

○深牧大助 議員

答弁では、乗車率が7%弱であったと、事業継続を断念されていることがわかりました。改めて、関係機関との協議をされるとのことですので、誘客の観点からも山鹿市から空港への公共交通機関のバスのアクセスも必要であると考えますので、ぜひ協議の場を設けられ、さらなる誘客に向け、前向きな検討をお願いしたいと思います。

最後に、市長にお尋ねします。熊本空港新旅客ターミナル開業について、市長の思いをお聞かせください。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

阿蘇くまもと空港については、極めて重要な拠点施設であると認識しております。今回のリニューアルは、交流人口の増加やビジネスの拡大につながるものと期待しています。

しかしながら、交通アクセスについては大きな課題でありますので、今後の地域活性化や利便性の向上につながるよう、近隣の市や町と広域的に連携し、対応してまいります。

○服部香代 議長

深牧議員。

[ 3 番 深牧大助 議員 登壇 ]

○深牧大助 議員

極めて重要な拠点であると認識をされ、交流人口の増加やビジネスの拡大につながるものとして期待する。広域的に連携し、対応すると答弁をいただきました、路線バス、地域の公共交通に関しては地域生活課、誘客に関しては商工観光課です。部局間、横の連携と近隣市町との連携で、今すぐ動かなければ取り残されてしまいます。早急な協議・検討をお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、深牧議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 1 時 51 分 休憩

○

午後 1 時 55 分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、関口和良議員の発言を許します。関口議員。

[ 1 番 関口和良 議員 登壇 ]

○関口和良 議員

皆様、こんにちは。

議席番号 1 番、れいわ創造の関口和良です。

発言通告に従いまして、3 点の質問を行いますので、一問一答でお願いいたします。

早速ですが、1 点目の地域観光戦略についてお尋ねいたします。世界中で猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症ですが、本年 5 月より感染症の分類が季節性インフルエンザと同じ 5 類になり、また来週の 3 月 13 日より、マスク着用の考え方も見直されるということで、新型コロナウイルス感染症のピーク時と比べて、名実ともに大きくさま変わりすることが考えられます。

先ごろ、3 年ぶりに関係者のご尽力により、山鹿灯籠浪漫・百華百彩が開催されました。そして、多くの方々にお越しいただき、普段寂しい山鹿の夜のまちが大変にぎわい、皆さん待ちに待たれていらっしゃったんだろうと実感したところです。今後もさまざまなイベントやお祭りが開催されると聞いております。コロナ禍でできなかつた行事、規模を縮小した行事等がどんどん復活し、まるで反転攻勢に出ているかの様相で非常に楽しみであります。

ですが、イベントやお祭りは毎日行われておりません。行われていない通常の日にもいかに人を寄せるかが誘客の大きなポイントだと、私は考えます。イベントやお祭りの大きな寄せる力と、何もない通常の日でも来ていただく魅力の二刀流が必要なのではないでしょうか。当然、観光商工関連に従事されている方々は、各自の魅力づくりのために今現在もできうることを一生懸命されていると思いますので、山鹿市としましても引き続きウィズコロナ、アフターコロナに向けての下支えをお願いいたします。

さて、山鹿市内外の方から、豊前街道沿いに関して歴史や文化があり、そして何

より町並みの雰囲気がいいといった高評価の声を本当に数多く聞きます。これは非常に曖昧な言い方ですが、何かいいねというものも、山鹿の武器ではないでしょうか。

そこで、1回目の質問です。これは以前、令和3年9月定例会で質問させていただいた件に関連しますが、市街地の中心地でもあります豊前街道沿線を主としたまちなみ再生事業のこれまでの取り組みと、今後についてお尋ねいたします。

**○服部香代 議長**

これより執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

**○松尾正都 建設部長**

ご質問の、地域観光戦略について、お答えいたします。

本市の中心市街地に位置する豊前街道沿線は、国指定重要文化財の八千代座やさくら湯、灯籠民芸館など、歴史的文化的価値を持つ建造物が並ぶ、景観形成重点地区に指定されている地域でございます。

しかし、近年、豊前街道沿線において、空き家・空き店舗が多く見受けられ、沿線の空洞化が進み、町並みの景観的連続性の維持が保てなくなっているところです。

このことから、まちなみ再生事業を本市の総合戦略のプロジェクトに位置づけ、豊前街道沿線を主とした市街地の活性化に取り組んでおります。

その主たる事業であります豊前街道歴史的まちなみ再生事業は、豊前街道に点在する空き家・空き店舗等を活用して、新規出店を行う方に対して景観向上を兼ねた建物の改修工事等に要する経費の一部を助成する事業で、平成30年度より現在まで計20件の出店を支援しております。

また、同沿線の景観の維持保全を目的とした外観修景工事等に対して助成を行うまちなみ整備事業も同時に行うことで、本市の強みを生かした独自の景観誘導により、豊前街道の景観形成を図ってきたところでございます。

今後も、選ばれる山鹿に向けたしごと・人材応援プロジェクトに取り組む関係部署が互いに連携を図りながら、豊前街道を主とする歴史や文化を生かした魅力あふれる町並みの再生に取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

**○関口和良 議員**

1年半前にお尋ねしたときは、15件の新規出店を支援されたとのことなので、このコロナ禍で5件の方が志を持って新規出店されてということになります。このウ

イズコロナ、アフターコロナの時代に、既存店さんとともに、地域の発展に寄与していただきたいと思いますし、引き続き、山鹿市においても支援やサポートを積極的にお願いいたします。

次に、ソフト面からのウィズコロナ、アフターコロナの誘客施策についてお尋ねいたします。こちらも令和3年9月定例会で質問した内容に関連しますが、1年半前にお尋ねしたときは、コロナの真ただ中でされている事業や、アフターコロナを見据えた支援策等をお答えいただきましたが、それ以降の実績と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

#### ○石井耕一郎 経済部長

ご質問の、誘客施策について、お答えをいたします。

令和3年9月に議員からご質問があつて以降、観光事業者支援事業や宿泊施設魅力向上事業などの支援により、観光事業者への経営の下支えや宿泊施設の高付加価値化を行ってまいりました。また、具体的な取り組みとして、プレミアム商品券による市内個店限定券の設定やレシートキャンペーンを実施するなど、市内の個店事業者への支援を行ったところでございます。

令和4年度における観光客誘致対策としましては、ウィズコロナの中でのイベントの開催を試み、残念ながら灯籠まつりこそ開催できませんでしたが、春の温泉祭や秋のさくら湯150周年記念事業などを実施いたしました。それぞれ多くの方々にご来場いただき、中心地のにぎわいづくりにつながったと思っております。

また、さくら湯記念事業では、市内の温泉の回遊を目的に温泉スタンプラリーを実施したところでございます。遠くは東京からの応募もいただき、やまが温泉郷のよさを広くアピールできたと考えております。さらに、議員からもご案内がございました山鹿灯籠浪漫・百華百彩が3年ぶりに開かれ、豊前街道の歴史的町並みが、より幻想的な雰囲気にも包まれ、多くのお客様に楽しんでいただきました。

また、同様にコロナ禍で実施回数が減っておりました八千代座定期公演も令和4年度は、予定どおり90回程度を実施できる見込みでございます。さらに、コンベンション宿泊助成事業も継続し、8000人を超えるお客様にご利用いただいております。このように、イベントの開催やその支援補助、さらにコンベンション支援などで誘客を図っております。

令和5年度におきましては、例年行っております祭り、イベントやコンベンション宿泊事業などに加え、新たに全国旅行支援にかかわる市内の飲食店や土産物店など

の観光事業者の店舗で利用できるクーポンを進呈する観光事業者応援事業を計画しております。

また、増加が見込まれるインバウンドにつきましては、これまで県北観光協議会や菊池川流域日本遺産協議会において、観光メニューの造成や観光資源の磨き上げなどを行ってまいりましたが、新たに今後の山鹿市独自の事業を展開するため、市内の関係団体と現在検討を進めているところでございます。

あわせて、情報発信につきましては、引き続きSNSやホームページ、YouTubeなど、デジタルによる情報発信を中心に進め、山鹿市の魅力発信に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

#### ○服部香代 議長

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

#### ○関口和良 議員

ぜひとも、今後、準備・計画されていく施策を、絶妙なタイミングで実施していただきたいと思っておりますし、答弁いただいたように、コロナ禍でストップしていたインバウンドもかなりふえることを見越して、山鹿市独自の施策を検討されているということなので、こちらぜひとも強力に進めていただきたいと思っております。

次に、骨髄等移植ドナー助成事業についてお尋ねいたします。この事業が今定例会に上程されて、非常によかったなと私自身思っております。実は、昨年の夏に公益財団法人骨髄バンクを通して骨髄提供を行いました。そこで、私が経験したことを踏まえて質問させていただきますが、まずは骨髄移植の概要と現状をお尋ねいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

#### ○山崎寿雄 福祉部長

ご質問の、骨髄等移植の概要と現状について、お答えをいたします。

まず、骨髄等移植とは、白血病などの血液難病の患者に対し、提供者・ドナーの造血機能を持つ正常な骨髄細胞や末梢血幹細胞等を移植する治療のことでございます。

その方法は、提供者・ドナーに全身麻酔を実施し、腰の骨から注射器で骨髄液を吸引し、採取した骨髄液を患者の静脈へ点滴で注入するものでございます。また、非血縁者間の骨髄等の提供をあっせんする、先ほどご紹介がありました公益財団法人

人日本骨髄バンクが実施をいたします骨髄ドナー事業によるドナー登録者数は、令和3年度末において、全国で53万7820人、うち熊本県で8828人、本市におきましては272人となっております。

次に、骨髄提供者数の実績につきましては、令和3年度末におきまして、全国で1173人、うち熊本県では26人となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

**○関口和良 議員**

骨髄バンクとの間で採取手術を行った年月日と手術を行った機関名を公に言わないようにという約束をしましたので、少しぼかしながら質問いたします。これは皆さんご承知かと思いますが、ドナーと患者の情報が相互に伝わらないようにする匿名性の維持が移植医療の大原則だからだそうです。

昨年の春ごろに骨髄バンクから骨髄を必要としている患者さんと私の白血球の型が適合しているとの知らせが届きました。その日から私の場合は3カ月弱で骨髄採取となりましたが、その間、熊本県内の指定された医療機関に検査や健康診断などで5回ほど通院し、その都度、2、3時間程度かかりました。また、山鹿からの移動を考えますと、それなりの時間を費やしたことになります。

骨髄提供者であるドナーは、困っている人が助かるならばという善意が動機であると思いますが、ドナーの負担がかかりすぎではないかと実感いたしました。実際、ドナー候補になっても、ドナーの都合で辞退される方が多く、時間的なもの、経済的なものを理由にされる方が多いようです。

それから、採取のために3泊4日の入院をいたしました。入院初日には、担当のナースさんが、冗談だとは思いますが、今から熊本市に住民票を移しませんかなんて言われ、当時、ドナー助成をやっていた熊本市のことを教えてくださいました。

そこで、この事業の内容と県内他市の状況をお尋ねいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

**○山崎寿雄 福祉部長**

ご質問の、本市の骨髄等移植ドナー助成事業について、お答えをいたします。

この事業は、骨髄細胞や末梢血幹細胞等の移植及びドナーの登録の推進を図るため、骨髄等を提供した者に対し、助成金を交付するものでございます。

助成金の額につきましては、公益財団法人骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、本市に住民登録がある者に対し、骨髄等の提供が完了した時点で、提供のための通院・入院等に要した日数に応じ2万円を乗じた額とし、1回の提供につき20万円を限度とするものでございます。

なお、助成金の交付は、1人につき年間1回に限るものとしております。また、県内14市の現状でございますが、令和4年度までに、先ほどありました熊本市を含む6市が事業化されており、令和5年度から、玉名市、阿蘇市、本市の3市が事業開始予定となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

**○関口和良 議員**

骨髄ドナー登録者は、著名人等が白血病にかかれたときなど、一時的に増加するそうですが、常時、登録者をふやすことが必要と考えます。骨髄ドナーは、20歳から55歳までと決まっており、またドナー登録者の高齢化、すなわち40歳代以上の割合が半分以上になっていることも課題となっております。また、骨髄を必要としている患者さんにとっても、ドナー登録者がふえれば、当然、適合確率も上がってきますので、患者さんの希望にもつながると思います。

そこで、この事業の周知方法についてお尋ねいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

**○山崎寿雄 福祉部長**

ご質問の、事業の周知方法について、お答えをいたします。

骨髄等移植は、人の命を救うという提供者の善意に基づく事業でございます。

しかしながら、提供者にあっては、通院・入院等による時間的負担、休業・休職による経済的負担、手術による身体的負担等が考えられますので、負担を少しでも軽減し、結果、一人でも多くの命を教えるよう、本市でも提供者の支援を行っていく必要があるというふうに考えております。

つきましては、次年度から開始を予定しております骨髄等移植ドナー助成事業をより多くの市民に知っていただき、ドナー登録がふえますよう、ホームページ、やまがメイト等の電子媒体や、チラシ等の紙媒体を活用して、市民の皆様への周知に努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○服部香代 議長

関口議員。

[1番 関口和良 議員 登壇]

○関口和良 議員

ぜひとも、この助成事業はもちろんのことですが、骨髄バンクのことを広く伝えていただきたいと思います。これも選ばれる山鹿の精神に通ずるものだと考えております。

また、当事業と直接関係はないのですが、現在、がんやがんの治療に伴う外見の変化による気持ちのつらさを和らげるためにサポートをしている自治体がふえてきているようです。そのことも検討していただきたいと思います。

では、最後の質問、ふるさと応援寄附金についてお尋ねします。我が会派が毎回お尋ねしているふるさと納税ですが、令和4年度は5億円を目標に新たな手を数多く打ってこられたと承知しております。ここ数年、年末が近づいてくると、各メディアなどでふるさと納税活用術とか、お得な返礼品などが特集されたり、またある自治体はふるさと納税のルールを違反したなどの報道もあり、いい意味でも悪い意味でも全国的にふるさと納税が注目されている昨今、競合相手も多い中、いかに寄附者の方々の心をつかむのかが肝となってくると思います。

それでは、令和4年の実績をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

ご質問の、令和4年の寄附実績について、お答えをいたします。

令和4年1月から12月の寄附実績につきましては、寄附額が2億4373万1000円となっており、令和3年と比較しますと約2.4倍に増加しております。

また、寄附をいただいた方へ贈呈する返礼品は、寄附額の多かった順に、米、肉類、果物類、ワイン、燻製などの加工食品となっており、返礼品の数も昨年3月末の343品目から2倍以上増加しまして、約700品目となっているところです。

令和4年に新たに追加した返礼品としましては、米や牛肉の定期便のほか、大手メーカーの釣りざおやシートなどが人気の返礼品となり、寄附額の増加につながったものと思われまます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

関口議員。

[ 1 番 関口和良 議員 登壇 ]

○関口和良 議員

原議員が12月定例会で質問された令和4年1月から11月までの寄附額が1億4436万4000円でしたから、12月、1カ月間で1億円ほど寄附をしていただいたことがわかります。確かに、年末は寄附額が大幅に増加する時期ですが、寄附していただける環境づくりに励んでおられたのだらうと思います。

が、残念ながら、目標額に届いていない現状を踏まえて、令和5年の展望をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

令和5年の展望について、お答えをいたします。

令和5年におきましては、令和4年の寄附実績の約2倍に相当する5億円の寄附額を目標にしております。この目標の達成に向け、寄附額をふやすための取り組みとしまして、まず本市に来ないと買えない山鹿和栗ブラックモンブランを、3月1日より数量限定でふるさと納税の返礼品に追加しております。

また、6月末で委託期間が終了するポータルサイトの管理や返礼品の開発、配送業務等を手がける新たな中間事業者の選定を進めております。これまで、さとふるを除く5つのポータルサイトを2つの中間事業者で管理していたものを、1つの中間事業者に集約することで、業務の効率化を図り、より地域に密着した活動を行いながら、新たな魅力ある返礼品の開発などに注力してまいります。あわせて、実績のある中間事業者の持つスキームやノウハウを活用し、効率的かつ効果的に寄附額の増加につなげてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

関口議員。

[ 1 番 関口和良 議員 登壇 ]

○関口和良 議員

ふるさと納税で実績を上げるためには、市役所と中間事業者と返礼品事業者との綿密なコミュニケーションが必要不可欠であるので、ぜひとも即戦力となる中間事業者を選定していただきたいと思います。

そして、令和5年は目標額を絶対に超えるという強い思いを持って臨んでいただ

きたいと思いますし、また今後のふるさと納税を見据えて、あらゆる可能性を排除せず、常にアンテナを張りめぐらせ、調査研究をし続けていただきたいと切に要望して、質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、関口議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 2 時 23 分 休憩

○

午後 2 時 29 分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田昭一議員の発言を許します。勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号15番、勢田昭一です。本日最後の質問者になります。

今回は、1つ目に検証とスクラムを組む視点で、2つ目に進捗状況を確認する視点で、3つ目に人口増加につながる視点での3つの視点に絞って質問をいたします。それぞれ一問一答でお願いをいたします。

それでは、最初の質問です。検証とスクラムを組む視点で、早田市政の2年間の成果と課題について伺います。早田市長は、市長就任後、前期の丸2年が過ぎ、いよいよ後期の3年目、4年目の出発点とされます。そして、市民のために日々ご尽力をいただいていることに深く敬意を表します。

さて、最近、早田市長の動静について、市民の方からお尋ねがあります、市長さんは元気ですかと。私たちは庁舎内や議会棟に来ますと、はっきりとわかります。しかし、市民の方は熊日新聞の毎日のきょうの動き、首長の日程で知らせるのが主なものです。年末からことしにかけて、早田市長の日程が載らないことをとても心配される声がたくさん聞こえてまいりました。そのようなことから、市長の動静を気にかけておられる市民の方が大変多いということを確認をしております。

さて、山鹿市長になられて丸2年です。そこで、これまでの早田市政の検証をさせていただきます。

そこで、1回目の質問です。早田市政の2年間の成果を伺います。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

私の公約である山鹿創生の実現に向け、まず第1に取り組んだことは、新型コロナウイルスから市民の皆様をしっかりと守り抜くことです。熊本県や鹿本医師会などの関係団体との緊密な連携のもと、ワクチン接種の推進を図りつつ、疲弊した地域経済を一刻も早く回復させ、市民の皆様の笑顔を取り戻すための対策に全力で取り組んでまいりました。

その上で、企業誘致に向けた取り組みとして、この2年間で本市に進出した企業が3社、地場企業において奨励制度を利用し、工場等を増設した企業が7社の計10社となっております。

また、保健医療の充実に向けた取り組みとして、がん検診の受診者数のさらなる向上を図るため、今年度から節目検診の無料化の対象拡大等を実施したところ、受診者数が前年度に比べ2200人増加するなど、しっかりと成果があらわれております。

さらに、私の公約に基づき、今年度から設置している総合戦略課の取り組みとして、県北地域で第1号となる特定地域づくり事業協同組合の設立や、くまモンと豊前街道のコラボによる新たな観光スポットの創出、山鹿市公式Y o u T u b eチャンネルの立ち上げなど、山鹿の未来を見据えた新たな取り組みに率先してチャレンジし、着実に成果を上げております。

このほか、将来の山鹿を担っていく若者を育成するための山鹿創生塾の創設や、移住希望者に対する相談体制の充実、山鹿和栗ブラックモンブランの限定販売、山鹿千人灯籠踊りにおける踊り手の全国募集など、山鹿創生の実現に向けた取り組みを積極的に推進しております。

以上、これまでの2年間における主な取り組みの成果をご紹介いたしました。本市が抱えるさまざまな課題の解決や将来の発展に向けては、市民の皆様のニーズやご意見・ご要望を的確に把握した上で、常に質の高い行政サービスを提供していくことが大変重要であると考えております。

今後とも、市民の皆様のご意見やご要望に真摯に向き合い、市民と行政が一体となったオール山鹿のまちづくりに全身全霊で取り組んでまいります。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

早田市長から、それぞれの成果がはっきりと述べられましたので、大変よくわかりました。

ただ、評価というものは、自己評価、それから他者評価、第三者が評価するという2つの方法があります。今の成果を聞いておきますと、すごく自信満々に聞こえて安心をしております。今回、市長の先ほどの成果の部分は自己評価として捉えております。市政の他者評価は市民の皆さんですが、それは4年ごとに評価が決まるというものであります。また、二元代表制により、その都度、評価を直接問えるのは年に4回開催をされる定例会である議会であります。そのことを踏まえて、評価と課題を問うことができるのです。

次に、成果を述べられましたけども、たくさんの課題も見えてこられたと存じます。

そこで、2回目の質問です。先ほど述べられた成果から見えてくる課題をお尋ねをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

**○早田順一 市長**

市政運営において、最優先で取り組むべき課題は人口減少問題です。

我が国全体が人口減少社会に突入する中、本市においても想定をはるかに上回るペースで人口減少が進んでおり、私自身、大変危機感を抱いております。

既にご案内のとおり、本市においては、年少人口、生産年齢人口ともに顕著な減少傾向にあり、市内の高校においては、卒業後に就職する市内在住の学生の約4分の3が市外に就職するなど、若者の流出に歯どめがかからない状況にあります。また、年間出生数についても、将来の人口推計より7年程度速いペースで減少するなど、少子化がより一層加速しております。

人口減少社会において対応すべき課題は多岐にわたり、いずれも一朝一夕にはいきませんが、今後とも私が先頭に立って人口減少対策を強力で推進し、山鹿の明るい未来を切り開いていきます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

それぞれの課題を挙げていただきましたが、そのとおりだと存じます。しかしながら、その課題は熊本県の45自治体、あるいは全国の1740の自治体も同じだと考えます。要は、他の自治体が実施していない施策をいかに早く立てるかであります。

これらの課題を踏まえた上で、早田市長は3月定例会の冒頭で述べておられます

が、令和5年度の重点施策と意気込みをお伺いをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

令和5年度における重点的な取り組みは、若者や子育て世帯をターゲットとした戦略的な人口減少対策の推進です。

本市においては、将来的な人口規模の縮小を前提としつつ、1つに、人口減少のスピードをできる限り抑制するための取り組みと、2つに、人口減少社会にあっても持続可能な地域社会を構築するための取り組みという2つのアプローチにより、10年先、20年先の山鹿の未来を見据えた戦略的な人口減少対策に取り組むこととしております。

そうした中、令和5年度においては、若者や子育て世代に主眼を置いた取り組みを人口減少対策の柱と位置づけ、次の3つのプロジェクトを重点的に推進します。

1つ目は、結婚・子育て応援プロジェクトです。市内において結婚や子育てを希望する方々を応援するため、結婚生活スタートアップ支援やファミリーサポートセンターの拡充などに取り組めます。

2つ目は、しごと・人材応援プロジェクトです。若者のチャレンジや山鹿の将来を担う人材の育成を応援するため、市内での創業・開業支援や専業農家の後継者支援などに取り組めます。

3つ目は、移住・定住応援プロジェクトです。移住者による山鹿暮らしを応援するため、Uターン子育て世帯住宅支援や、TSMCの県内進出を契機とした住宅用地整備促進、山鹿市産木材の家づくり推進などに取り組めます。

こうした3つの応援プロジェクトを中心に、住民や企業、市外在住者に、選ばれる山鹿に向けた取り組みを着実に推進し、人口減少社会にあっても市民の皆様が夢と希望を持って暮らし続けることができる、ふるさと山鹿の構築を目指してまいります。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

答弁にありましたように、市長は選ばれる山鹿の実現に向け、3つの大きなプロジェクトを推進されていくと力強く答弁をいただきました。

私は、その3つのプロジェクトを行政サイドだけではなく、市民や各種団体とス

コラムを組んでいけるキャッチコピーをつくられたらいかがかと考えます。例えば、1つ目の結婚・子育て応援プロジェクトは、例えば私のコピーでは、優しいママに、パパになれる山鹿、そういった新しい発想、柔軟な発想で、行政にも市民にも、ほかの市民以外の方々にもわかりやすい言葉でPRされることを希望いたします。

全国には、このようなキャッチコピーを掲げ、市政活性化の成功事例がある自治体もあると聞いております。それらの自治体から学ばれることをお願いし、3年目、4年目と、早田市政に期待を申し上げ、この質問を閉じます。

では、次の質問に移ります。私は、令和4年3月、6月、9月定例会で一般質問をしたことについて、その進捗状況を伺います。進捗状況を確認する視点で、4つの学校教育環境、社会教育環境の充実について質問をいたします。

まず、社会教育の環境充実についてであります。先日、3月5日、第11回鞠智城跡特別研究成果報告会を聞く機会がございました。この地元の鞠智城跡を研究されている若い研究者がおられること、またそれに関心をお持ちの方が全国から300人弱の皆様が参加しておられることに頭が下がる思いでございます。山鹿の文化のすばらしいこと、山鹿の文化のすごいことを実感した次第であります。

そこで、1回目の質問です。文化振興計画策定をお願いをしているかと思えます。その進捗状況について、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

#### ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

#### ○渡邊義明 教育部長

ご質問の、文化振興基本計画の策定について、お答えをいたします。

本市の文化振興基本計画の策定につきましては、来年度から令和6年度までの2年間をかけて策定することで準備を進めております。

文化振興基本計画は、本市の文化振興に関する基本的な方向性や具体的な目標を設定するなど、本市の文化施策を積極的に進めるための指針として策定するものです。

計画の範囲は、文化財を初めとして、芸術や伝統芸能、文化活動など、さまざまな分野に及びます。これらを体系的に整理をし、本市の文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本計画と位置づけられます。

計画の策定に当たりましては、これまで以上に行政が市民の皆様と協働して取り組みを進めることが重要であることから、まずは来年度に、広く市民の皆様や関係団体等からの意見を集約をいたしますとともに、文化活動やまちづくりに取り組むリーダー的な人材を育成することを目的に、市民ファシリテーター養成講座を開講

いたします。

ファシリテーターとは、会議や対話の場を運営したり進行したりする役割のことです。養成講座の参加者が文化振興についての課題や目標を共有し、討議や実践を重ねることで、計画の策定段階から主体的に参画することとなり、計画を策定した後、実際に文化振興活動を展開する上でも、意義あるものになると考えておるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

これまでも、何回も山鹿市の文化財については質問をしてきました。本当にすごい文化財が残っている地域でもございます。ぜひとも、この文化財を広く周知していただきますように、文化推進計画の策定をよろしく願いをいたします。今後の施策に期待をいたします。

次の質問に移ります。山鹿市博物館は、建設から45年の年数がたっております。そういうわけで、大変老朽化しております。今後の整備計画など、これまでもたくさんの議員が質問されているのはご案内のとおりです。また、昨年度予算で、博物館整備方針調査業務が委託されております。

そこで、2回目の質問です。博物館整備方針の進捗状況について伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

**○渡邊義明 教育部長**

ご質問の、博物館整備の進捗状況について、お答えを申し上げます。

山鹿市立博物館の整備につきましては、昨年の6月及び9月定例会の一般質問で答えをしておりますが、本年度は将来の博物館の望ましいあり方について、これまでの課題を整理することを目的として、博物館等整備方針調査研究業務に着手をいたしております。

この業務では、まず熊本県立装飾古墳館や歴史公園鞠智城・温故創生館など、関連施設へのヒアリングを行い、関係者からは博物館の存在意義や活動への要望、連携強化に対する意見などをいただいているところでございます。

また、整備方針を決定するために必要な項目には、施設に求められる機能、展示手法、収蔵品の管理方法などの課題が挙げられております。

一方、庁内では、関係各課からなる庁内検討委員会を組織をし、協議を重ねる中で、先月には先進地である長崎県対馬市の対馬博物館並びに壱岐市の壱岐市立一支国博物館を視察をし、施設整備を初め、経営形態や運営方法などに関し、調査・研究を行うなど、見識を広めております。さらに、来年度はワークショップなどを開催し、広く意見を聞く機会を設けるとともに、庁内においては関係各課との協議をさらに深めることで、各分野から専門的な意見の集約にも努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

答弁にもありましたように、山鹿市博物館の整備計画は喫緊のクリアすべき課題です。ぜひ早急な手だてをお願いをいたします。

社会教育についての質問はここで終わります。次に学校教育の環境充実について、2つ伺います。これまでの一般質問で数回質問をしております。登校できない児童・生徒の出席扱いです。特に中学生は高校進学時に出席日数が大きく影響をいたします。

では、3回目の質問をさせていただきます。フリースクールなどを利用する児童・生徒の出席扱いについて伺います。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。吉野首席教育審議員。

[吉野栄治 首席教育審議員 登壇]

**○吉野栄治 首席教育審議員**

ご質問の、フリースクール等を利用する児童・生徒の出欠の取り扱いについて、お答えいたします。

昨年の9月の定例会でも答弁しましたように、本年度、現場の様子をよく知る校長会と協議を行いながら、不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係るガイドラインを策定し、出欠の判断を行う目安を示したところです。

今後、このガイドラインをもとに、フリースクール等を利用する児童・生徒の出欠について判断していくこととなります。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

## ○勢田昭一 議員

今の答弁を聞いて、登校できない児童・生徒が救われる方策が少しずつ改善されていくことを大変うれしく思います。教育現場は、日々変化をしております。文部科学省、熊本県教育委員会や他市の動向をしっかり把握され、調査・研究されることを強くお願いを申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。現在の学校現場では、いじめ、学級崩壊、不登校、体罰、保護者とのトラブルなど、さまざまな問題が生じております。そこで考えられるのが、教職員の精神的な疾患があると存じます。働き方改革などの対策はとっておりますが、現状はどうであるか、あるいは教職員が楽しく働ける本市の学校教育環境の現状と要望などを質問してきました。先生方が楽しく働ける環境を提供するのが行政の役目だと考えます。

そこで、4回目の質問です。学校産業医の導入率と展望についてお尋ねをいたします。

## ○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

## ○渡邊義明 教育部長

ご質問の、本市における学校産業医制度の導入状況と展望について、お答えを申し上げます。

学校産業医とは、労働安全衛生法、同法施行令及び山鹿市立学校職員安全衛生管理規程に基づき、常時50人以上の学校職員が勤務をする学校に産業医を1人置くことになっており、本市ではその対象となる山鹿小学校及び山鹿中学校の2校に配置をしております。なお、産業医は有資格者であり、学校医を兼ねていただいております。

その産業医の役割といたしましては、健康診断の実施及びその結果に基づく学校職員の健康を保持するための措置、面接指導、ストレスチェックの実施に伴う助言、学校衛生委員会への出席などがあり、学校職員が教育活動に専念できる適切な労働環境を確保することとされております。

一方で、常時49名以下の学校職員が勤務する学校には、産業医を置くことまでは求められておりませんが、規程では衛生推進者を配置することとされ、各学校に配置された衛生推進者は、2名の産業医の助言や指導のもと、50人以上の学校職員が勤務する学校に準ずる形で労働環境の保全に努めているところでございます。

さらに、昨年度より、学校職員49名以下の学校を含め、全ての小中学校でストレスチェックを実施し、メンタルヘルスが不調となることを未然に防止する一次予防

を行っております。

今後につきましても、学校産業医等と十分相談をしながら、労働安全衛生管理体制の充実を図り、学校職員の安全と健康を確保するなど、学校職員が教育活動により専念できる適切な職場づくりに努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

**○服部香代 議長**

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

**○勢田昭一 議員**

答弁にありましたように、学校産業医もきちんと導入され、各学校で衛生管理委員会も機能しているとのことよくわかりました。教職員が楽しく働くことが児童・生徒も楽しく学べることだと考えます。前回の12月の一般質問でも、学校弁護士という言葉も使わせていただきました。そういった部分で、現場の教職員のいろんな問題に行政側が先に手だてを打つ。そして、働きやすい職場環境の構築を強く求めて、この質問は終わらせていただきます。

では、最後の質問に移ります。先ほどから、市長の答弁なり聞いておりますと、人口減少対策と言われます。私は、やはり人口増加対策、これがやっぱり言葉としては適切じゃないかなと、私的な部分ですけども、思っております。

そこで、人口増加につながる視点で、熊本市とつなぐ社会インフラの整備充実についてでございます。私は、月に2回程度、熊本市内に会議に出かけます。そのたびに、どの路線を通ろうかなと、かなり迷います。最近、鹿央地域から農免道路、農免道路から旧植木町へ、そして旧植木町から西回りバイパスを通り、熊本市内に出ます。この山鹿市から熊本市内へ通うときは、できるだけ交通渋滞を避けます。このように、山鹿市に住まいを構え、熊本市へ通勤する心地よさを感じるのは、交通手段と通勤経路でございます。そこで、私は鹿央地域からの通勤手段を容易にするためには、道路整備、すなわち社会インフラの整備充実と考えます。

それでは、最後の質問です。道路整備計画についてをお尋ねをいたします。

**○服部香代 議長**

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

[松尾正都 建設部長 登壇]

**○松尾正都 建設部長**

ご質問の、道路整備計画について、お答えいたします。

鹿央地域は熊本市北区と隣接しており、山鹿市における南の玄関口と認識しております。この地域の熊本市とのアクセス道路は、国道3号や主要地方道山鹿植木線、

一般県道植木山鹿線など、市域を越える広域的な道路と捉えており、市道によるアクセスのための整備計画は現在のところございません。

議員、ご案内のとおり、鹿央地域は熊本市と隣接しており、アクセス道路の整備は大変重要であると考えております。しかしながら、県道路線については、一部狭小な未改良部分があり、歩行者や車両の通行に支障を来している状況でございます。地域の有志者による道路改良期成会を結成され活動をされている路線もございますので、本市としましても、早期完成に向け県への要望を強化してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

勢田議員。

[15番 勢田昭一 議員 登壇]

○勢田昭一 議員

皆様は、けさの熊日新聞をご覧になられたでしょうか。鹿本鉄道の記事が載っておりました。その鹿本鉄道では、年間約、乗客の数が70万人ということで掲載してございました。本当にこの数にびっくりした次第です。そのように、社会インフラというのは、その時代時代でかなりの重要性を持っております。ですから、今の山鹿に必要なことは社会インフラの充実です。道路のほかにも、橋の建てかえ、住宅地の整備などです。これらを整備するのが人口増加の第一歩と考えております。

さて、今回は令和4年度の一般質問をした項目を基本に、早田市政の2年間の成果と課題、それから学校教育・社会教育環境の進捗状況、熊本市とつなぐ社会インフラの整備について質問をし、それぞれの現状と課題を再認識することができました。

さて、ことしの正月、大学箱根駅伝では本市出身で1区を走られた新田選手を思い出します。あの走りは私たち市民に勇気と元気を与えてくれました。そして、山鹿市をPRしていただきました。早田市長が言われる選ばれる山鹿の実現に向け、行政、市民、各種団体がスクラムを組んで、オール山鹿で頑張っていきたいものです。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

○

散 会

○服部香代 議長

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

午後 3 時 07 分 散会

~~~~~

3月8日(水曜日)

令和5年（第1回）山鹿市議会3月定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年3月8日（水曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

○

発言通告

1. 芋生よしや

一般質問

- (1) 自衛隊への名簿提供について
- (2) 山鹿市の小学校のクラス編制について
- (3) 学童クラブについて
- (4) 商工業振興について

2. 古川和博

一般質問

- (1) 地域公共交通網形成計画について

3. 金光一誠

質 疑

- (1) 議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算
P 102（目）農業振興費 未来のリーダーづくり支援事業

一般質問

- (1) 山鹿市未来創造基金について
- (2) 土地利用計画について（農業振興地域整備計画）
- (3) 物価高騰対策について

4. 有働辰喜

一般質問

- (1) 学校施設（屋内運動場）について
- (2) 学校施設売却収入の使途について

5. 永田紘二

一般質問

- (1) 市民の健康と幸せづくりについて
- (2) 部長の役割について
- (3) ふるさと納税について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

1 番	関	口	和	良
2 番	永	田	壯	拓
3 番	深	牧	大	助
4 番	原		芳	郎
5 番	隈	部	賢	治
6 番	高	橋	龍	一
7 番	豊	田	新	二郎
8 番	山	下	誠	治
9 番	古	川	和	博
10番	金	光	一	誠
11番	松	見	真	一
13番	小	川	榮	二
14番	芋	生	よ	しや
15番	勢	田	昭	一
16番	有	働	辰	喜
17番	服	部	香	代
18番	富	丸	洋	一郎
19番	北	原	昭	三
20番	永	田	紘	二

○

説明のため出席した者

市	長	早	田	順	一			
副	市	長	阿	蘇	品	貴	司	
教	育	長	堀	田	浩	一	郎	
総	務	部	長	大	林	秀	樹	
総	務	部	首	席	審	議	員	
池	田	淳	志					
市	民	部	長	中	尾	雄	二	
福	祉	部	長	山	崎	寿	雄	
経	済	部	長	石	井	耕	一	郎

建設部長	松尾正都
教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	有尾壽朗
市民部次長	白石浩二
福祉部次長	野満ふみ子
經濟部次長	栗原昭浩
建設部次長	山城一夫
総合戦略課長	吉岡隆
総務課長	永田健一
財務課長	迎田祐樹
地域生活課長	鬼塚敦夫
福祉援護課長	原幸徳
長寿支援課長	田上博之
健康増進課長	徳丸和孝
農業振興課長	三森一幸
水道課長	功能宇治
学校施設課長	淵上邦広
子ども課長	豊田義幸

事務局職員出席者

議会事務局長	小山天
局長補佐兼議事係長	森英州
書記	木村隆寛

午前10時00分 開議

○

○服部香代 議長

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 質疑・一般質問

○服部香代 議長

日程第1、昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。芋生よしや議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

ロシアのウクライナへの侵略は、1年たってもとまらず、多くの犠牲者が続いています。戦争は始めてはならない、始めない努力こそやるべきだと実感するとともに、一刻も早く平和が訪れることを願っています。

また、昨日のニュースでは、石垣島に自衛隊が初めて配備され、装甲車150台が搬入されたことと、昨日じゃなくて、もう一つ前ですね。原稿を書いた日からの昨日でした。この自衛隊の配備に、市民グループが反対集会を開き、子供を持つ母親の立場での子供たちの未来のためにも、ミサイル基地はいらない、島を戦場にしたいくありませんと訴えたり、住民避難やシェルター設置が当然のように語られ、戦争への準備を進める動きに、多くの住民が不安に思っているとして、政府に戦争を避けるための対話と外交を求める文書を参加者で採択したとも報道されていました。

私は、今回、自衛隊の名簿の提供、山鹿小学校の学童とその後、商工業振興など、4項目について質問します。一問一答でお願いします。

まず1項目め、自衛隊への名簿提供についてです。しんぶん赤旗2023年2月28日付1面に、自衛隊に個人情報6万人という主見出し、肩見出しに北海道3市周知せず提供との記事が出ました。自衛隊に募集のための個人情報を約6万人分を市民に周知せず提供していたことが、27日までに判明したというものです。

市民からは、子供の個人情報が市から提供されていたなんて知らなかった、制服姿の隊員が孫を訪ねてきた、子供を戦争に巻き込ませたくないなどの怒りが上がっている。自衛隊は、それまで住民基本台帳を閲覧して、募集のための情報を入手していました。ところが、3市では2022年5月、6月に初めて自衛隊に対して個人情報を提供する方法に変更しました。

札幌市では、市のホームページに掲載し、除外申請ができるとしているが、対象者に知らされていないため、申請はわずか2人。旭川市、帯広市では、除外申請さえ行わず、市民に知らせないまま提供されていたという内容のものであります。また、ことし2023年2月1日、NHK鹿児島ニュースでは、鹿児島市が名簿閲覧から紙での提供に変更し、除外申請制度導入の受け付けを始めたとの報道がっております。

これまで山鹿市でも自衛隊への名簿の提供は行われていることは知っていましたが、きちんと確認をしてきませんでしたので、お尋ねしたいと思います。自衛隊への名簿提出は、いつから、どんな形で提供しているのか。名簿提供の中身、使用目的、ここ3年の提供数はどうなっていますか、答弁をお願いします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の、自衛隊への名簿提供方法について、お答えいたします。

本市における名簿提供は、合併後の平成17年から行っており、自衛隊からの求めに基づき、18歳及び22歳を迎える市民の氏名、生年月日、性別及び住所情報を紙媒体で、令和2年度は803人分、令和3年度は1233人分、令和4年度は1217人分を提供しております。

なお、自衛隊熊本地方協力本部山鹿事務所長からの依頼文書においては、その利用目的として、自衛官及び自衛官候補生の募集対象者に対して、募集に関する案内の送付に利用することが明記されております。

また、提供された情報は、法令に基づき適正に管理すること、目的外に使用しないこと、使用後は破棄することが明記されており、当然ながら適正に管理されているものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

まず、自衛隊法第97条の第1項で、法定受託事務と定めているとのことですが、先ほど冒頭にお話をしましたように、札幌市などの状態や、今、新聞記事になった、市民に周知せず提供しているなどの新聞記事があったという紹介をしましたが、この法定受託事務、このことに関しても見解が、全市町村の中で分かれているところですよ。

自衛隊法の第97条、同施行令第120条ですが、そこにはプライバシー権を制限する趣旨が明確に読み取れる規定がないと多くの専門家も指摘しています。自衛隊の要請に義務ではないことに加え、個人情報保護の観点もあり、平成29年度の名簿提出は全国市町村の36%にとどまっていました。その中に山鹿市も入っているということになりますね。令和元年、ここで中谷、また石破、両元防衛大臣らも、自治体の名簿提供の根拠が法律ではっきりしていない、きちんと法律を改正しなければいけないと話しています。自衛隊法施行令第120条の資料の提供ができるという、この資料が名簿を含むというのが防衛省などがいつている解釈です。法的根拠がないわけですから、個人情報保護条例や法に照らして明文化されていない法令に従うのか、判断が厳しく問われています。

示していただきました令和3年2月5日の防衛省、総務省の通知についてですが、令和元年2月13日、当時、安倍首相が自衛隊の募集に対して、自治体の非協力は残念と国会で答弁しました。これを受けて、令和2年、地方からは明確化を求める意見書が上げられておりました。その意見書を少し紹介します。

合志市は、提供における法令上の根拠について、市民から問い合わせが寄せられている。住民基本台帳法上の解釈が必ずしも明文化されていないため、対外的な説明が困難となっている。対外的な説明の観点から、通知などにより、その旨、明確化することを求める。自衛隊法の第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に、市区町村が同規定に基づき住民基本台帳の一部の写しを提供することが、住民基本台帳法上可能であるとは明記されていない。明確化することにより、対外的な説明が可能となるとの意見書です。

長崎県の大村市では、住民基本台帳法または自衛隊法に明確に規定することを求める。自治体によって判断が分かるといったことがなくなるという内容の意見書です。つまり、名簿提供の根拠は、明文化はされておらず困っているから明文化してほしいと要望しているのです。令和3年2月5日には、自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてという通知が防衛省などから出されました。

一方、こうした防衛省や総務省の通知や、自治体からの先ほどのような意見書などを受けて、新たに法令解釈に不明瞭な点があるとの認識を新たにしたとして、名簿を提出しないことが現行法令の解釈の範疇と考えているとの見解を示して、閲覧対応に戻したのが、神奈川県の上野原市です。

本市は、平成17年から提供しているとのことですから、判断や根拠が明確化される前でもあったし、令和3年発出の通知に従うとしても、国からの通知のままに、これに追随していることになります。特段の問題を生じるものではないとの答弁は、地方自治の立場から、住民を代表する見解でないことを指摘しておきます。

私が、今質問しましたが、1個飛ばしてしたようですので、ちょっとおかしいな
と思いながら、すみませんが、もう一度、2回目の質問は、自衛隊の名簿提供の根
拠法令について確認したいと思います。先走って、ちょっと進んでしまいましたが、
もう一度、答弁よろしくをお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の、自衛隊への名簿提供の根拠法令等について、お答えいたします。

自衛官等募集事務については、自衛隊法第97条第1項の規定において、市町村の
法定受託事務と定められております。

また、自衛隊法施行令第120条においては、防衛大臣は、自衛官等の募集に関し、
必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定され、さらにこの必要な資
料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法上、特段の
問題を生ずるものではないことが、令和3年2月5日に防衛省及び総務省から通知
されております。

一方、山鹿市個人情報保護条例では、第10条第2項において、法令等の定めがあ
るときは個人情報を提供することができる旨規定しており、これらの法令等に基づ
き、本市では名簿提供を行っているものです。

なお、4月施行の改正個人情報保護法において、制限されることとなる個人情報
の利用及び提供については、法令に基づく場合は提供できるとされているため、影
響はございません。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

大変失礼いたしました。

今、お答えいただきました自衛隊法第97条第1項の規定に、法定受託事務と定め
られていることや、自衛隊法施行令第120条において、防衛大臣は自衛官等の募集
に関し、必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されていて、特
段の問題を生じるものではないことが、令和3年2月5日に防衛省及び総務省から
通知されているとの答弁でした。

これを受けて、私は先ほど申し述べましたところに行きたかったわけですが、飛

ばしてしまいましたので、先ほどのことを繰り返さず行きたいと思います。すみません。

それでは、特段の問題を生じることがないとの答弁は、地方自治法の立場から住民を代表する見解でないことを指摘をしておきます。

それでは、ちょっとおかしくなりましたが、個人情報保護条例との整合性についてお伺いをいたします。答弁をお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の、個人情報保護条例との整合性について、お答えいたします。

個人情報保護条例との整合性は、今月末に山鹿市個人情報保護条例は廃止され、4月から山鹿市個人情報保護法施行条例が施行されます。この施行条例は、4月施行の改正個人情報保護法を施行するためのものです。

現在、山鹿市個人情報保護条例では、法令に基づく場合は、個人情報を提供できることとされておりますが、4月施行の改正個人情報保護法においても、同様の条文が規定されているため、影響はないと考えます。

以上、ご弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

個人情報保護条例との整合性についても影響はないとの答弁でした。

個人情報保護条例は、当該自治体の保有する個人情報の利用などにつき、適正な取り扱いを義務づけ、住民の人権保障と公正な運営に寄与するものとして定められ、個人情報につき、実施機関による収集から外部提供までの情報管理を厳密に制限しています。本市が提供している氏名、生年月日、性別、住所、この4情報は、個人識別情報として憲法第13条で保障された人格権のうち、プライバシー権によって保護の対象とされています。憲法第13条は、国民の私生活上の自由が公権力に対しても保護されるべきだと規定しており、何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示または公表されない自由を有する。最高裁昭和44年12月24日大法廷判決です。住民基本台帳4情報が法的に保護されるべき情報に該当することは、個人情報保護法第1条、第2条及び最高裁判決でも認められています。最高裁平成15年9月12日第二小法廷、同平成20年3月6日第一小法廷。住民基本台帳4情報は、憲法第13条

で保障されたプライバシー権によって保護されており、市町村長が本人の同意なしに、自衛隊という国家機関に提供することはプライバシー権を制限することになります。

もう一つ紹介します。住民基本台帳法では、平成18年に法改正があり、それまで誰でも4情報の写しを閲覧することが可能だったが、改正により、原則非公開となり、閲覧できる要件が厳格となりました。

選挙人名簿が閲覧になった経過を、山鹿市の選管に確認しましたところ、やはり平成18年公職選挙法が改正されたためだとのことのお返事でした。さらに調べてみますと、この改正は個人情報保護の観点などから明確化、限定され、制裁措置まで新設されたとなっています。本市でも、一方では平成18年の法改正を厳格に守っているのです。

それでは、質問の4回目、市長にお尋ねします。先ほど、熊本県内45市町村が情報を提供しているとの答弁がありました。憲法第13条、プライバシー権、個人情報保護法に基づき、昨年は国の1741自治体のうち779自治体は、提供に応じてないという実態があるのをご存じでしょうか。これまで紹介しましたことを踏まえて、山鹿市も情報提供に応じるべきではないとお考えにはならないでしょうか、答弁を求めます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

昨今の自衛隊においては、緊迫化する国際情勢に対応した防衛・警備のみならず、自然災害における人命救助や復旧活動など、公共性の高い、重要な役割を担っており、自衛官の募集に当たっては、法定受託事務として協力を行っております。

本市としては、その活動の源となる人材の確保は、重要な役割と考えておりますので、今後も名簿提供を行いたいと考えております。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市長がおっしゃいますように、災害時などにはなくてはならない仕事につかれる、重要な役割を担ってあるのが自衛隊です。また、緊迫化する国際情勢に対応した防衛、警備についても述べていただきました。この77年間、自衛隊は他国の人を1人も殺さず、1人の戦死者も出していません。しかし、岸田政権は安保3文書で敵基

地攻撃能力を打ち出し、ミサイル購入を方針として明らかにしました。こういった状況を心配する方は多いのです。

若者の賃金は上がらず、苦しめておいて、少しの給料のよい自衛隊をアピールしている、戦争に向かう動きがある中で心配、自治体が自衛隊入隊に手を貸している、名簿が提供されている事実は知らない人が多い、嫌だと思える人が拒否できるような仕組みは必要、こういった声が市民から上がっています。

個人情報の取り扱いは、今の時代、より厳しく市民の意識もより高まっていることとはご承知のことだと思います。私は、情報提供は憲法第13条を侵害していて問題であり、閲覧にとどめるべきだとの前提に立った上で申し上げます。情報を望まない方に対しての対応はどうでしょうか、市長に答弁を求めます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

先ほど申しましたとおり、自衛隊の担う重要な役割に鑑み、自衛官募集に係る協力は行っていきます。その上で、名簿の提供を望まない方に対しては、配慮した形での提供に努めたいと考えています。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

神奈川県の上野原町の例を先ほど紹介いたしました。法令解釈に不明瞭な点があるとの認識を新たにされたとして、名簿を提出しないことが現行法令の解釈の範疇と考えているとの見解を示して、もとの閲覧対応に戻したということをお示ししたと思います。

本来であれば、市長に情報提供、紙媒体での提出ではなく、閲覧に戻すと言っていたかかったのですが、情報の提供は続ける、また配慮した形での提供に努めたいと答えていただきました。

情報提供を望まない方には、提供の詳細を広く市民に周知し、提供を望まない市民については除外申請ができるようすべきではないでしょうか、答弁を求めます。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の、市民への周知、除外申請ができるようすべきではないかとの質問にお答えいたします。

現在、自衛隊への名簿提供については、市民への周知は行っておりません。

そのため、今後、市民へ自衛官等募集事務や名簿提供に関する情報の周知、そして自衛隊への情報提供を望まない方に対して配慮するため、除外申請ができるよう市のホームページに情報掲載するなど、必要な措置を講じてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

今の若者は、戦争になったら戦いに行きたくないと思う人が多いと思っているが、自分たちの情報が、何も知らされず提供されるのはおかしいと思うし、嫌だ。3人の子供さんを持つ若いお父さんの言葉です。しかし、ホームページなどで周知をされても、見る機会はほとんどないとも話してくれました。高校生からは、やっぱり怖いと思う、市が名簿を渡して資料とか送られてきたら嫌だ、学校にチラシを掲示するなど、直接的に周知をしている自治体もあります。周知を丁寧に行い、自分の意思がきちんと示せるようにすべきであり、市民の権利を守るべきであることを指摘しておきます。

今、ホームページでの掲載ということでしたが、周知方法についてはもっと広く周知できるように、ぜひしていただきたいと思いますが、その点について、再度、答弁を求めたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の、市民へ除外申請の周知方法について、お答えいたします。

対象となる市民の方々への周知につきましては、市ホームページへの掲載を行う予定であり、その他の必要な措置については、先進自治体等を参考に検討していきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

その他必要な措置については、先進自治体を参考にしていきたいと考えていますということでしたので、先ほどから申しておりますように、自分の意思がきちんと示せるように、市民の権利を守っていただくことを重ねてお願いをして、次の質問に移ります。

2項目めは、山鹿市の小学校のクラス編制についてです。統合により山鹿小学校の児童数が変わりますが、少人数学級に対応したクラス数に見合う普通教室や特別支援教室、教師の確保はできているでしょうか、お答えをお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、山鹿小学校の教室と教職員の確保について、お答えを申し上げます。

山鹿小学校は、平小城小学校、三岳小学校との統合により、来年度は全校児童数が788名となり、本年度に比べ77名の増を見込んでおります。各学年の内訳は、普通学級で、1年生111名、2年生119名、3年生110名、4年生125名、5年生125名、6年生134名で、各学年とも4クラス編制となります。教室数の確保では、現校舎は平成25年度に統合整備を行い、普通学級教室は各学年に4教室を割り当てており、必要な教室は確保ができております。

次に、特別支援学級につきましては、来年度は、本年度から2クラス増加し、既存の特別支援学級の教室では不足をするため、4月の新学期スタート時点では、授業での利用頻度が少ない図工室を特別支援教室として使用することといたしております。

なお、教職員の数、配属に関しましては、ご案内のとおり、非常勤講師を含め、熊本県教育委員会が配置をいたしますが、その配置に加え、本市では独自の取り組みとして、サポートティーチャー制度を設けております。4月からは、山鹿小学校にそのサポートティーチャー1名を増員し、支援体制の充実を図ることといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

1年生から6年生まで4クラスとのことですので、35人学級が対応できるという

こととなります。サポートティーチャーも独自に増員・配置するとのことですが、
では、給食設備についてはどうでしょうか、答弁をお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、給食設備について、お答えを申し上げます。

平小城及び三岳小学校との統合による給食提供食数増加への対応といたしましては、現在の設備から冷蔵庫や食器の消毒保管庫などを充実させる必要がございますことから、その設置のスペースを確保するため、本年度末までに給食棟の増改築を終え、不足する設備が補充できるよう準備を進めているところでございます。

なお、増設をする給食機器設備については、平小城及び三岳小学校で使用しておりました機器を移設し、再利用することといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

統合の準備はいろいろありますが、できているようです。

今後の山鹿小学校の教育環境はどうなっていくのでしょうか、答弁をお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、山鹿小学校の今後の対応について、お答えを申し上げます。

山鹿小学校は、今回の統合により、一時的には児童数がふえることとなりますが、全国的とはいえ、近年の出生数などから推測をいたしますと、本市におきましても、今後、児童数は減少することが予想されております。

このようなことを踏まえ、今後も児童数の推移等を注視しながら、広く教育に関わる人材はもとより、児童数に見合う教室の確保など、児童の教育環境の保全に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

出生数の減少は、全国的とはいえ、山鹿市でも一丸となって出生数が増加していくことを対策をとっていくことが必要だと、改めて思いました。では、引き続き、教育環境の整備をよろしく願いいたします。

3項目め、学童クラブについて、お尋ねをいたします。12月議会の中で、山鹿小学校の図書室をお借りしている2つの学童クラブについて、1日も早い解決に向けて取り組んでまいりますとお答えをいただいております。協議・検討していくとの答弁もありました。私は、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所、事業に必要な設備・備品を備え、指導員の作業スペースがある学童クラブの施設保障を、市が責任を持って進めていくことを求めていました。教育会館の退去時期が迫っていますが、山鹿小学校内の学童のその後はどうなっていますか。また、現状、今後どうしていくのか、お答えをお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、山鹿小学校の学童クラブのその後と今後につきまして、お答えを申し上げます。

まず、学童クラブの活動場所は、現在、学校図書室の一部を使用しておりますが、月に1回程度、図書委員会などの学校活動と重なる際は、体育館を活用するなど、対策を講じております。

次に、職員の居場所と事務所の機能は、学校施設内に事務所機能を設けることが困難なため、すでに民間施設に場所を確保し、移転準備を進めていただいております。

次に、図書室機能等への影響に関しましては、現在、図書室の一部を使用していることから、学校活動で図書室や他の特別教室が使用される際に、支障が出ないように、学校・クラブと協議の上、書架のレイアウト変更やパーティション設置など、一定の環境整備を図りながら、学童クラブの専用スペースを確保するとともに、同一エリア内の特別教室への影響が出ないように、改善が必要と思われる対策に関しては、学校やクラブ並びに関係各課と協議を進めているところでございます。

次に、現状を踏まえた対応につきましては、これまで学童クラブで使用していた図書室の一部を来年度以降、学校教育活動として使用するため、1クラブの移転が必要となることから、既に学校近隣の施設を確保し、クラブの活動に支障が出

ないよう、トイレや収納部分などの改修を行っておりますので、今月中旬には新たな場所での活動は可能となってまいります。

このことから、現在、図書室を使用している2つのクラブのうち、1クラブは引き続き図書室を活用し、もう1つのクラブは新たな施設を使用することとなりますが、今後につきましては、当面は現在の運営形態を維持しながら、児童数の推移や校内の施設状況等を注視をし、児童が安心・安全に活動できる場所を常に確保できるよう、クラブや学校と連携し、よりよいクラブづくりに努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

改善が必要と思われる対策につきましては、学校やクラブ、学校施設課と協議を進めているところですのでの答弁もいただきました。

図書室は、あくまでも学校の施設であり、学校の1室としての機能であること。図書委員会があるときは体育館を使用できるようにしてもらっているが、学童さんの中には別の場所に移動することに抵抗を示すため、指導員が1対1での対応が必要だったりする。体育館でもランドセルを机がわりにしている。新たな移転先の施設は地元との共用であり、地元からは若干の不自由はあるが仕方なし、協力しようとのことだという話も聞いております。

まさに答弁どおり、協議をしっかりと進めていただかなければなりません。ぜひ、児童が安心・安全に移動できる場所、活動できる場所を常に確保できるよう、お願いをいたします。

それでは、統合してくる平小城小学校・三岳小学校の学童の状況はどうなっているのでしょうか、答弁お願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、平小城及び三岳小学校の学童クラブの状況について、お答えを申し上げます。

これまで活動を続けてきた平小城小学校・三岳小学校の学童クラブにつきましては、統合後も引き続き、クラブを存続をしております。

その対策といたしまして、利用者の増員が見込まれる平小城小学校学童クラブは、

必要となる施設面積の基準を満たすための改修を終えております。

一方の、三岳小学校学童クラブは、これまで使用をしていた校内の旧用務員室からの移転が必要なため、三岳保育園近くの民家を確保し、円滑なクラブ活動ができるよう、施設内の改修を進めております。

なお、両クラブへの児童の送迎は、スクールバスを利用することとなりますので、これまでにスクールバスのルートや乗降所の確認、乗降時の安全対策など、必要な対応について、関係者間で情報共有をしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

平小城・三岳小学校の学童もそれぞれスタートが切れるような状況であるということはおわかりました。しかし、12月と今回、学童のことについて質問に立ちましたが、現場の声が十分に届いていない、また協議が不十分であるという思いを、また新たにいたしております。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。山鹿市内でも学童保育の役割はますます重要になってきております。学童保育がきちんと保障されるべきだと思いますが、教育長はどうお考えでしょうか、答弁をお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

[堀田浩一郎 教育長 登壇]

○堀田浩一郎 教育長

学童クラブに対する私の思いを申し上げます。

放課後学童クラブは、保護者の就労支援はもちろん、放課後における児童の健全育成が主な目的でございますけれども、放課後だけでなく、長期休業期間など、年間を通して児童が過ごす大事な教育の場であると考えております。

したがって、多くの児童が過ごす貴重な時間を有効に生かし、いかに児童の成長に寄与できるか、求められるものは大きいと感じております。そのためにも、まだまだ課題がありますが、子供たちが安心して過ごせる場所を確保しながら、活動内容や目指すべき目標をしっかりと定めることが大切であると考えております。

今後も、各クラブや学校、関係機関と連携・協力し、よりよい学童クラブの運営に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

教育長に答弁していただきましたように、関係機関と連携・協力し、よりよい学童クラブの運営にはしっかりと努めていただきたいと思います。子どもは宝だの宣言をしている山鹿市として、学童保育にもよりよい環境づくりをぜひお願いしておきたいと思います。

それでは、最後、4項目めの質問、商工業振興について、お尋ねします。少子高齢化が進むことに、市長も対策を講じていく姿勢を示されております。高齢者にとっては、歩いて出かけることができる商店の数も減少していて、生活が脅かされてきています。本市には、山鹿市商工業振興基本条例がつくられていますが、どう生かされているのかをお尋ねします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

○石井耕一郎 経済部長

ご質問の、商工業振興について、お答えをいたします。

山鹿市商工業振興基本条例をもとに商工業の振興に取り組んでおり、令和4年度につきましては、市内全域を対象とする空き店舗を活用した新規開業の支援を行っておるところでございます。

既存事業者に対する支援といたしましては、店舗改装等魅力向上支援事業による内外装の改修や設備購入の支援や利子補給金の支給、山鹿商工会議所及び山鹿市商工会と市の3者で構成するにぎわい創出協議会によるまちゼミ事業や事業者を対象としたセミナーなども開催しております。

また、消費喚起策などいたしましては、昨日、深牧議員にお答えしましたとおり、プレミアム商品券事業やエネルギー価格の高騰対策として、支援金事業を行っておるところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

これまでさまざまな支援が行われています。商工業振興に力が入っていること、

これもよくわかります。さらに、現存の商店が減少しないような支援も、市民は願っております。

関口議員が、以前、これまで各地区にあった小売店が閉店したというか、なくなっているのが現状だということで、今後の対応を尋ねられたこともありました。

高齢者が歩いて行ける商店が減少することに対して、買い物弱者と定義をして、経済産業省が2014年に公表した報告では、1、高齢者の外出頻度の低下による生きがい喪失、2、商店までの距離が遠くなることによる高齢者の転倒・事故のリスクの増大、3、食品摂取の多様性が低下することによる低栄養化及びこれによる医療費や介護費の増加の可能性があるとしております。こういった視点でも、まちづくりを進めていくことが大事だと考えます。

ここで、市長のお考えをお尋ねします。答弁をお願いします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

選ばれる山鹿の実現に向けた人口減少対策として、しごと・人材応援プロジェクトを重点的な取り組みの柱の1つに位置づけています。令和5年度は、公約にも掲げております事業承継に対する支援や、創業・開業に対する支援制度を新たに設立いたしました。

私が就任してから、市内にある経済8団体と定期的に意見交換会を開催し、地域経済の状況を踏まえながら、情報交換を行っております。

今後も、商工業の振興に努めてまいります。

○服部香代 議長

芋生議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

市長からは、選ばれる山鹿の実現に向けた人口減少対策として取り組んでいくことを答弁いただきました。

今、山鹿市は、新規での開業・創業などに対する支援制度はしっかりとあると思います。先ほどから申しましたように、これまで頑張ってきた商店がなくなっていくことがないように、またさまざまな苦勞をしている商店にもしっかりと目を向け、市民生活を守るとともに、商工業の方たちが地域環境として大変重要な役割を果たしてあることも鑑みていただき、さらなる支援をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○服部香代 議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時54分 休憩

○

午前11時04分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、古川和博議員の発言を許します。古川議員。

[9 番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

皆様、おはようございます。

議席番号 9 番、清風やまが、古川和博です。

発言通告に従い、1 点、地域公共交通網形成計画について質問します。一問一答にてよろしく願いいたします。なお、本件につきましては、昨日の北原副議長の質問と一部重複なり、執行部答弁を引用しますことをあらかじめお断りいたします。

本年度当初予算編成に当たり、早田市長は人口減少対策に主眼をおかれ、選ばれる山鹿に向けた過去最大規模となる322億1800万円、うち未来創造基金造成も含み、戦略的予算を計上されております。ほかに類を見ない独自施策を上程されました。あわせて、事業効果の最大化を目指し、4 月には組織改編に取り組むとの強い決意も述べられました。まさに日本全体が抱える人口減少に真正面から取り組むという強い危機意識のあらわれであると思えます。

我が国の総人口は、2008年、平成20年に1億2800万人と過去最高を記録、以降、減少に転じています。県内推計人口調査から、2022年人口は171万7766人であり、12年連続の減少とのこと。さらに、1 万人を超える減少は2 年連続を記録、本市は624人減で、減少数上位から4 位と熊日報道にありました。

年間出生数でも2019年に90万人割れとなって、わずか3 年で80万人を割り込むなど、想定を上回るペースで少子化が加速している現状です。本市では290人を切る状況にあります。

加えて、2025年、あと2 年ほどですが、には75歳以上の高齢者人口がピークを迎えられます。2040年には少子高齢化が極限に至り、社会保障制度が非常に危険な状態になると予告されております。残り18年間に、短期・中長期的な対策を講じなければ、本市の人口ビジョン予想で3 万8000人になると推計されています。

このような中、働く障害者は増加し、2021年、民間雇用59.8万人、障害者の自立

による日常生活及び社会生活を確保することの重要性から、移動手手段の確保、移動の円滑化の実現が必要であると、2022年交通政策白書に掲載してありました。

これらを踏まえ、1回目に2点の質問をいたします。1点目、路線バス、あいのりタクシーの直近3カ年の補助金額の推移、2点目、令和5年度におけるあいのりタクシー制度の見直し、70歳の根拠、100円値上げ積算要因についてお尋ねいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の1点目、路線バスに対する直近3カ年の補助金の推移につきましては、令和元年度が23路線に対し1億3429万4000円、令和2年度が19路線に対し1億2958万9000円、令和3年度が19路線に対し1億3837万6000円です。

一方、あいのりタクシーの直近3カ年の状況ですが、4つのエリアの運行に対し、令和元年度が3290万6000円、令和2年度が2948万2000円、令和3年度が3169万9000円を助成しております。

次に、ご質問の2点目、令和5年10月に予定しているあいのりタクシーの見直し、バス停からの距離制限の廃止につきまして、その対象を70歳以上の高齢者とした根拠につきましては、本市におけるあいのりタクシーの利用者の6割超が80歳以上であること、運転免許証の高齢者講習が70歳から始まること、本市では運転免許証自主返納者が70歳から急増すること、さらには本市の新規要介護認定者数の発生率が75歳を境に加速する傾向にあること、これらを総合的に勘案し、70歳以上としております。

また、あいのりタクシーは、導入以来、路線バス廃止に伴うエリアの拡大は行ってきたものの、運行内容につきましては導入当時のままであります。今回、高齢者の利用拡大、運行日数の拡充を図ることから、持続可能な公共交通とするため、利用者の皆様方には100円の追加負担をお願いすることとしております。これにより、計画に定める目標収支率を達成できるものと見込んでおります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

古川議員。

[9番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

ただいまの答弁により、路線バスに対する年間補助が1億3000万円強であるとい

うことがわかりました。

また、昨日の北原副議長の質問に対して、あいのりタクシーを平成20年に導入後、大きな見直しは15年ぶりという回答があり、今回のあいのりタクシーを拡充されたのも施策の一環と考えます。

加えて、70歳以上の500メートル以内の対象者は3700人との答弁でありました。運転免許は持てない、もしくは自家用車を持たない社会的に弱い立場にある交通弱者に手を差し伸べることと同時に、近年多発する高齢者による深刻な交通事故の防止につなげ、交通難民を生まない踏み込んだ対応が求められています。鉄道がない山鹿市においては、住民にとっても路線バスとあいのりタクシーは重要な公共交通手段であり、高齢社会が進展する中、それらの重要性、依存度は高まるばかりです。

また、あいのりタクシー利用者からは、自宅を起点とするため、A病院に行って、離れた病院やスーパーなどの相乗りができず、別の日に予約して2カ所の病院に行かれている現状。また、運行範囲が山鹿大橋までと制限され、JA本所や手前のクリニックに行かれないこと、ドライバーによる利用料金の認識違いがあり、障害者の付添人から普通に料金を請求されトラブルなど、数多くの改善要望を聞いています。

4月に開催される地域公共交通活性化協議会では、最大限、利用者の声に耳を傾けられ、でき得る限り弾力性のある改善を図られますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、3点目、地域公共交通網計画の今後について質問します。山鹿市では、持続可能な地域公共交通網を形成することを目途に、公共交通に求められる役割として、市民の日常生活における移動手段の確保、地域の活力維持を支援と整理され、持続可能な地域公共交通体系の構築のため、さまざまな対策を講じると記されています。本件に関しては、一昨年、12月議会において松見真一議員も質問され、その際、執行部からの答弁で、当初想定もしていなかったコロナ感染症などの影響等により、地域公共交通を取り巻く環境が激変しているが、安全で安心して利用できる体制構築に向け検討すると回答がなされています。今後の交通網計画について伺います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

[中尾雄二 市民部長 登壇]

○中尾雄二 市民部長

ご質問の、地域公共交通網形成計画について、お答えいたします。

現在の網計画につきましては、その期間が令和6年3月までであることから、来

年度中に令和6年4月を起点とする5年間の新たな計画を策定することとしております。

策定に当たり、公共交通の現状を見ますと、令和3年度において山鹿市を発着する全ての路線バスの年間利用者数が、コロナ禍以前の令和元年度から43万3723人が減少し、約66%の利用率となっております。これから徐々に回復することを期待するものの、路線バスとタクシー双方とも運転士不足という問題も抱え、現在の運行を維持することが危惧されるほど、厳しい状況にあることも事実です。

このような状況下でありながらも、公共交通が市民の暮らしを支える社会基盤である以上、ますます進展する超高齢化社会などに対応していかなければなりません。今後の国の方針なども見据えながら、持続可能な公共交通ネットワークの形成を推進するため、市民の利便性の向上やAI化を含めたあいのりタクシーの運行内容の検討など、山鹿市地域公共交通活性化協議会において協議を重ね、効率的で効果的な計画となるよう進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

古川議員。

[9 番 古川和博 議員 登壇]

○古川和博 議員

答弁にありましたように、効率的で効果的な計画を期待するものの、先月、熊本市で開催された国や自治体、バス会社による公共交通の協議会の報告では、2021年度、熊本市内路線バス5社の赤字は42億円、コロナ禍前から10億円膨らみ、行政支援は36億円に上ると報告され、今後とも赤字拡大が予想されると、熊日報道で知りました。答弁にもありました運転士不足は社会問題化しており、令和6年度からの労基法改正対応でさらなる運転士不足が深刻化すると危惧しております。

このような中に、市民から寄せられた声を紹介します。熊本城マラソン参加者の方からは、日曜日の休日ダイヤでの普通運行ではなく、平日ダイヤであれば、ゆとりを持って山鹿から乗車でき、かつ宿泊もふえると。参加者1万2000名を超える大会であり、その一部でも取り込む努力を、行政からお願いできないかとの要望がありました。

さらに、鹿北町民からは、バス路線の時間配分が窮屈で、往路・復路の時間帯のゆとりがあればと、現在35分しかありません。行政手続を初め、日々の買い物、郵便局、JA等での用事がこなせるなど、バス利用の希望を強く訴えられました。

また、鹿北線の終点は、道の駅小栗郷であり、道の駅には野菜はもちろん、日々の商材も多く、これからはタケノコのシーズンを迎えます。朗報になりますが、4

月1日にはあか牛生産量日本一の熊本県の中で、畜産における6次産業化トップである、あか牛の三協グループと契約が締結され、現在、あか牛専門レストランとして、東京恵比寿店を初め、熊本サクラマチ及び23日オープンする予定の熊本空港ビルの10店舗目に次ぐ11店舗目となる直営店として、よかよか食堂小栗茶屋がオープンします。現在、世界的なヘルシー志向の高まりを受け、褐毛和種の需要は増加している現状で、単に一つのレストランのオープンにとどまらず、返礼品としてふるさと納税による、菊鹿ワイン及び山鹿ウイスキー等の抱き合わせ商品として市場に投入すればと期待感が膨らむところです。

今後、道の駅小栗郷では、新たにドッグランの開設などにより、地元はもちろん、広く誘客に努めていくことにより、コロナ禍で疲弊した分を取り戻すべく準備を進められておられます。道の駅が終点下車として、たくさんの利用客でにぎわうよう、ぜひとも民の活力を、公が後押しできるよう願うところであります。

最後に、先進事例の取り組みとしてご紹介します。人口減少や少子高齢化に伴い、一般路線バスによる地域の生活交通の維持が困難になる中で、地域の足を確保する公共交通システムの一つとして、コミュニティーバスやデマンド交通の導入が全国で展開されています。コミュニティーバスとは、交通空白地域なり、不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するバスをいいます。デマンド交通とは、利用者の要望に応じて機動的にルートを迂回したり、利用希望のある地点まで送迎するバスや乗り合いタクシー等を指します。

2020年国土交通省自動車局調べによれば、全国で1367の市区町村においてコミュニティーバス、573市町村においてデマンド型乗り合いタクシーを導入されています。また、バス、タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難かつ地域の関係者で協議が整っている場合、市町村やNPO等による自家用車を使用して、有償運送を可能にする自家用有償旅客運送が2020年度末現在、3137団体で実施されていると交通政策白書にありました。利用者よし、事業者よし、行政よしの3方よしを目指され、本市将来人口推計が7年前倒しで進む中、昨年4月時点での本市高齢化率38.2%、うち鹿北町では47.7%、ほぼ2人に1人は高齢者と、厳しい現実です。今後とも計画の進捗状況を見守りながら、今回の質問を終わります。

ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、古川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、金光一誠の発言を許します。金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

おはようございます。

議席番号10番、れいわ創造の金光一誠です。

質疑1件、一般質問を3件行います。

最初に、未来のリーダー支援事業についての質疑をします。予算書の102ページ、(款)5農林水産業費、(目)3農業振興費の説明欄にあります、未来のリーダーづくり支援事業750万円についてお尋ねをします。この事業は、令和5年度選ばれる山鹿に向けた重点プロジェクトの、しごと・人材応援プロジェクトにも掲げてあります。専業農家の後継者支援については、会派の重要案件でもあり、12月議会でもお尋ねをし、今回の令和5年度の当初予算に計上されており、大変ありがたいと思うとともに、担当職員の農業に対する熱き思いに感謝をするところです。あわせて、市長にも感謝します。ありがとうございます。

新規事業の未来のリーダー支援事業は、他市に例を見ない事業であり、将来にわたり、本市の専業農家育成に大きな影響を与えてくれるものと確信するところです。この事業の支援内容についてお尋ねをします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

○石井耕一郎 経済部長

ご質疑の、事業内容などについて、お答えをいたします。

本事業につきましては、人口減少とともに、農業後継者不足が深刻化している中、地域農業を担う専業農家の後継者を目指す親元就農者に対しまして、農業経営の継承や発展に資する支援を行うことで、就農意欲を促すとともに、未来のリーダーとして位置づけ、地域農業を盛り上げ活性化させていくことで、魅力ある農業の実現を図るものでございます。

なお、支援の内容としましては、専業農家の親元経営体をさらに発展させ、かつ地域農業を担う農業者となることについて強い意欲を有している者を対象に、農業経営の継承に向け、就農を開始したときから3年間、1年につき150万円を交付するものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

親元就農により、専業農家の規模拡大が図られるならば、そこには新たな雇用も

生まれてきますし、そのことが農家人口の増加にもつながります。大変期待をしています。

次に、一般質問、山鹿市未来創造基金についてお尋ねをします。まず、質問の要旨は、1つ目に、この未来創造基金がどのようにして組み立てられているのか、その根拠について。2つ目に、基金の事業内容と活用方法について。3つ目に、未来創造基金への市長の思いについて質問を行います。

今定例会に議案第9号 山鹿市未来創造基金条例、議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算に、特例債の借入や基金積立金が上程されています。およそ20年ぐらい前になりますが、山鹿市が合併を進めていく中、目玉的な事業となる5つの構想事業などの新市建設計画と、その将来像を実現させるため、合併特例債を活用した財政計画が策定されています。これまで特例債を活用し、旧市町を結ぶ市道の整備や、学校の統合等、ハード事業に活用されてきました。

また、特例債の活用期間は、合併後15年間と定められていましたが、平成30年4月18日、議員立法により5年間延長する法律が成立し、山鹿市の場合、2024年度まで延長されたと理解するところです。上程されています未来創造基金積立金については、予算書の135ページに15億9440万円が計上され、その財源内訳は地方債15億1460万円、残りの5%になる7980万円が一般財源で充当されています。

1回目の質問は、どのような考え方で基金を積み立てるのか、その算出根拠についてお尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

ご質問のありました山鹿市未来創造基金、この概要からお答えしたいと思います。本基金は、旧法であります市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項第3号の規定に基づきまして、合併特例事業債を活用して、地域住民の連帯の強化、または旧市町の区域における地域振興等のためのソフト事業を行うことを目的として設置するものでございます。

基金の規模につきましては、合併市町数や人口を基礎として算出することとされておりまして、本市の場合、30億9440万円を上限に積み立てることができます。この積立額に対しまして、合併特例事業債を、ご案内のとおり、95%充当することができます。発行額としては令和5年度及び令和6年度の合計で29億3960万円を予定しております。

なお、基金に係る合併特例事業債につきましては、建設事業に係る合併特例事業

債の発行可能額である248億2030万円とは別枠となります。この合併特例事業債に係る国の財政措置としましては、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入され、普通交付税として交付されます。具体的に、今回の基金に係る合併特例事業債の元金部分で申しますと、20億5772万円の財政措置がなされますので、この額が新たな財源として確保されることとなります。

発行期限につきましては、議員ご案内のとおり、合併年度及びこれに続く20カ年度とされておりまして、平成16年度に合併した本市の場合は、令和6年度までとなります。

このため、令和5年度は、議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算に計上しております15億9440万円を、令和6年度につきましては、基金積立上限額の残り15億円の積み立てを予定しております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

基金の目的や要件など、理解したところです。今後2年間で30億9440万円を積み立てるということで、少し驚きもしました。

2回目の質問をします。基金条例の第1条設置で、地域住民の連帯の強化、地域振興等に要する経費の財源に充てるための条例とはなっておりますが、具体的にどのようなソフト事業を考えておられるのか、そしてどのように基金を活用していくのかお尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

ご質問の2点目、対象事業と活用方法について、お答えをいたします。

本基金は、基金条例第5条の処分規定に基づき、同条例第1条の設置目的に記載のとおり、地域住民の連帯の強化、地域振興等に要する経費の財源に充てる場合に限り、取り崩すことができるものであります。対象事業としましては、新市建設計画に位置づけられた事業とされており、大きく2つの区分があります。

1つ目が、新市の一体感の醸成に資するものとして、山鹿灯籠まつりなどのイベントの開催や、子供たちの郷土愛と誇りを育む事業による古代史巡回バスなど、新しい文化の創造に関する事業の実施でございます。

2つ目として、旧市町単位の地域振興として、かほくまつりやきくかまつり、かもと招魂祭や鹿央ふるさと祭りなどの地域の行事を初め、和紙工芸振興事業などの伝統文化の伝承等に関する事業の実施、またコミュニティー活動や自治会活動、商店街活性化対策などを想定しております。

なお、取り崩しに当たっては、基金設置のために発行した合併特例事業債の元金償還が完了した額の範囲内において取り崩すことができるとされております。このため、財政状況を見極めつつ、10年以内を目途として、なるべく早期に基金に係る合併特例事業債の償還を終える計画としております。

また、活用方法につきましては、毎年度の予算編成において、財源不足の状況を勘案しつつ、年間1億円程度を目安として、必要な額の取り崩しを行っていく予定としております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

3回目の質問をします。合併特例債は、辺地債や過疎債同様、財源的にも大変有利な起債でもあります。先ほどの答弁でもありましたように、基金の積立額が2年間で30億9440万円、うち特例債が95%充当されますので、先ほどもありましたが、借入額29億3960万円、残る5%の1億5480万円を2年間で一般財源から持ち出すこととなります。

また、特例債の7割、20億5772万円が地方交付税として措置されますので、残りの3割、8億8188万円に利子をつけて償還期限内に返済していくこととなります。単純計算で積立額の3分の1、10億3668万円が市の持ち出しになります。大きな負担であるということは言うまでもありませんが、自主財源の乏しい山鹿市にとっては恩恵ある合併特例債であるのも事実であります。

しかし、この基金活用に当たっては、灯籠まつりやイベント、旧市町単位の祭りなどへの活用も視野に入れてありますので、事業の検証などを行い、この基金が生き金として利用されることに期待をします。

この基金を活用し、早田市長が目指していかれる山鹿創生への考え方、思いについて伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

今後の財政見通しは、人口減少や過疎化の進行といった本市が抱える構造的な課題により、市税の減少を初めとする歳入不足の状況が予想されます。そのような中、今回の合併特例事業債を活用した基金の設置は、国の財政措置を最大限に活用し、新たな財源を確保する観点からも、非常に有効な手段であると考えております。

今般、令和5年度と令和6年度で合わせて30億9440万円の基金を設置することができるのも、ひとえに合併直後から行政改革や財政構造改革の大綱などを定め、職員定数の適正化、民間活力の推進、事務事業の全般的な見直しなど、市民、議会のご協力のもと、歳出の適正化に取り組んできた成果であると思っております。

私は、合併する前には、鹿北町の町会議員でございました。だから、合併協議会のときはいつも議長さんから報告を受けておりまして、いろんな状況の中で1市4町合併をすることができました。その合併特例債が令和6年度までとなりました。今回、合わせて30億円以上の基金を設置することとなりますけれども、今、私が思っていることは、令和6年度までに、これまで合併して17年以上たっておりますけれども、この1市4町の市民の皆さんがもっともっと交流をするべきだというふうに思っております。そういった意味で、本当の意味で山鹿市が一つになれるように、しっかりとこの予算を使いながら進めてまいりたいというふうに思います。

今後引き続き、将来世代に負担を先送りすることなく、規律ある財政運営に努めながら、この財源を有効に活用することで、選ばれる山鹿を目指すとともに、市民のニーズに合った地域振興策を戦略的かつ積極的に展開してまいります。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

今、市長の本当の思いを聞かせていただきました。ありがとうございます。

次に、土地利用計画についてお尋ねをします。令和6年度に農業振興地域整備計画の見直しが行われますので、当然、本市においても令和5年度に計画の見直し作業が始まることかと思っております。

会派の原議員が、12月議会で本案件について質問を行いました。市長の答弁をお聞きすることができませんでしたので、改めてお尋ねをしたいと思います。

昭和43年に国土の均衡ある発展、そして都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法ができています。また、1年遅れの昭和44年に農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用、優良農地の確保、地域農業の振興を図るために農振法が定められています。いずれも、無秩序な土地開発を生じさせないためにできた法

律で、優良農地などが除外されることなく、これまで守られてきたと思うところです。今後も国内食料自給率を高めるための施策や、土地改良事業などを進めていくためにも、農振農用地の確保が重要なことであることは言うまでもありません。

一方で、T S M Cの熊本進出による企業誘致のための対応、核家族化や定住促進のための対応、あるいは国道4車線化への対応など、社会状況の変化は目まぐるしく、これらに対応するため、整備計画の見直しも必要になってくるのではないかと考えます。

今回提案されている議案にも、山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例、予算には継続事業の工業団地整備に向けた候補地選定のための企業誘致対策事業、それから開発可能な住宅用地の絞り込み、開発計画の策定、住宅用地整備促進事業、さらには市有財産についても住宅用地や事業所用地の洗い出しに財産管理費が計上されており、今まさに土地が動き出そうとしています。大変重要な案件だと思えます。そのためには、事業計画の見直しを進める中、担当部署だけでなく、全庁的な組織体制が必要になってくるのではと考えます。また、農業者を初め、関係する組織などの調整も必要になるかと思えます。

1点目の質問は、見直し作業については、当然、担当課が進めていかれると思いますが、予算計上されている事業などとの関連性もあり、調整が必要になってくるかと思えますので、組織体制も含め、どのように進めていかれるのかお尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

[石井耕一郎 経済部長 登壇]

○石井耕一郎 経済部長

ご質問の、組織体制と事業の進め方について、お答えをいたします。

農業振興地域整備計画の全体見直しにつきましては、各地区において、順次、農用地区域への編入・除外の意向調査を実施しているところで、それぞれの地区の現況に応じた農用地区域を設定する予定にしておるところでございます。

しかし、T S M Cの熊本進出に係るような工業団地や住宅用地につきましては、企業進出などの具体的な整備計画がない限り、農用地区域からの除外はできないこととなっております。

ただ、将来を見据えた工業団地等の候補地選定に当たりましては、現在、専門家による適地条件の整理や半導体産業等企業誘致推進本部及び庁内の関係部署で組織しておりますプロジェクトチームにより協議を進めているところでございます。

今後、具体的な計画が固まった段階で、速やかに農用地区域からの除外の手続が

できるよう、県や関係部署との連携を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

答弁では、具体的な整備計画がないと、農用地区域から除外されないということですが、遅くとも令和5年度末で継続事業の工業団地の候補地と、開発可能な住宅用地の絞り込みが完了しますので、農振整備計画に反映できるよう願うところです。

2回目の質問は、早田市長に、見直しをどのように捉え、思い、描いておられるのかお伺いしたいと思います。農業発展のためには、優良農地の確保も必要です。山鹿市発展のためには、柔軟な土地利用計画も必要になってきます。優良農地の確保については、農地の集積、農地の交換分合などを活用した各種事業の調整も必要になってくるし、先ほども言いましたが、地権者や関係団体との調整も必要になってくるかと思われま。

また、農用地区域は生産性の高い農地のため、工業団地や宅地など、他の用途にかえるは厳しく制限されており、実際に許可される可能性は低く、農用地の転用は難しくもなります。いろんな状況を把握しながら、かつ山鹿市の将来を見据え、企業誘致の候補地選定箇所となる土地や、新たな住宅用地の土地を勘案して進めていくのか、見直しの判断が重要になってくるかと思えます。

そこで、質問をします。絞り込まれた候補地等については、今回の見直しで農用地から除外して整備していくのか、これまでどおり、開発するときに期間がかかっても除外していくのか。期間が長くかかれば、企業撤退も考えられます。これはトップダウンの判断が非常に重要かと思っております。早田市長は、見直しをどのように捉え、思い、描いておられるのかお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

農業振興地域整備計画の全体見直しは、5年ごとに農用地等の面積、土地利用、農業就業人口などの事項に関する現況及び将来の見通しについて調査し、計画を作成するものです。

本計画の中では、農用地等の利用の方針に基づき、集団農地内における農用地の

虫食的な開発を抑制しつつ、優良農地を確保するための整備及び保全を推進していくこととしております。

しかしながら、農業の振興を図るだけでなく、工業、商業施設を誘致することによる雇用機会の拡大・確保や宅地開発による計画的な市街地の形成を図ることは、若い世代の定住を促進させるとともに、人口減少の抑制につながり、本市の均衡ある発展に大きく貢献するものであります。

このため、令和6年度から始まる農業振興地域整備計画につきましては、社会経済情勢の変化に対応した計画にする必要がありますが、具体的な事業計画策定後でも、県の協力を得て、農村産業法などの特例法を活用することで、除外に要する期間も短縮できますので、個別協議において対応したいと考えております。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

今の答弁では、農村産業法などの特例法を活用していくとの答弁でありましたが、この法律には支援を受けるための要件があります。1つ目には、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保、2つ目には、産業導入に伴う土地利用調整により、農村地域における農地の集積・集約化が図られることなどの要件がありますので、要件をクリアできる企業がどれほどあるか疑問に思うところでもあります。今回の見直しが大変重要になると考えますので、将来を見据えた計画となることに期待をします。

最後に、物価高騰対策についてお尋ねをします。ロシアのウクライナ侵攻とコロナ感染症は、いつになったら終わるのか、また収束するのか先が見えません。また、6日の新聞記事に、追加の物価高騰対策に予備費5兆円を活用し、生活困窮世帯や子育て支援に直接的な給付を行いたいという記事が掲載されていました。さらに、今月には多くの品物が値上げされると聞くところでもあります。農業でも、畜産業、特に酪農においては、非常に厳しい状況が続いています。

このような状況が続いていくなら、物価の安定も望めず、今後も倒産や廃業される方、そして家庭への負担もますます増してくると懸念するところです。これまで子育て世帯への生活支援や事業者への支援策など、国を挙げて多くの対策が講じられてきました。大変ありがたいと思っはいますが、日々の生活は待ってくれません。今までの支援策が終了し、振り返ってみると単発的というか、一過性のようにも思えてなりません。これから雇用がふえ、賃金等が上がり、地域経済が活性化するのがいつになるのか不透明感が強く、山鹿市でも同じ状況にあるのではないかと

思うところです。物価高騰対策を市単独で実施する場合には、明確な目的が必要で
すし、多額の金額も必要となりますので、財政状況等を勘案しながらの支援になる
かと思います。

少し横道に外れますが、議案第13号 水辺プラザかもと条例の一部を改正する等
の条例で、入浴料だと思いますが、改定があります。加えて、今回、指定管理料の
見直しも行われており、このような時期にあっては入浴料の改定は行わず、物価高
騰対策として指定管理料に反映させるべきではなかったかと思うところです。公共
施設の利用料や使用料で対応することも、市民に対しての物価高騰対策になるの
ではないでしょうか。

山鹿市として、個別案件ではなく、総体的な物価高騰に対する支援策について、
どのように対応していこうと思っておられるのか、早田市長にお伺いをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

本市においては、コロナ禍における原油価格や物価の高騰から、市民生活や事業
活動を守り抜くため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最
大限活用し、市民生活への支援と地域経済の下支えに最優先で取り組んでおります。

そうした中、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症・物価高騰対策の
第4弾として、物価高騰の影響を受けている低所得の子育て世帯に対する生活支援
特別給付金の追加給付や、エネルギー価格の高騰により諸経費が増加している公共
施設に対する指定管理料の増額といった支援策に係る補正予算案を提案している
ところです。

世界的な物価高騰は依然として予断を許さない状況にあり、我が国においても、
令和4年12月の消費者物価指数が前年同月比4%の上昇率を記録するなど、エネ
ルギーや食料品を中心に物価上昇が続いており、国民生活に大きな影響を及ぼして
います。

こうした状況を踏まえ、国においては、電力料金の抑制に向けた取り組みや、飼
料価格高騰対策、賃上げ原資の確保を含めた価格転嫁対策の強化など、国民生活と
事業活動を守り抜くための対策を進めており、令和5年度予算案では、今年度と同
様、新型コロナウイルス禍や物価高騰などに機動的に対応するため、5兆円の予備
費が計上されたところです。

市としましては、令和5年度当初予算に物価高騰対策関連予算を計上しておりま
せんが、今後とも、エネルギーや食料品価格の動向や国の対策の効果等を注視しつ

つ、市民や事業者への影響を的確に把握した上で、本市の実情に応じた支援策を機動的かつ的確に講じる必要が出てくるものと考えております。

○服部香代 議長

金光議員。

[10番 金光一誠 議員 登壇]

○金光一誠 議員

地域経済を守ること、そして市民生活を守っていくことも重要な市の役目であり
ます。市長が言われましたように、状況に応じ支援策を機動的に講じていただくよ
うお願い申し上げ、私の質疑・一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上で、金光議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時57分 休憩

○

午後0時59分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働辰喜議員の発言を許します。有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

皆様、こんにちは。

議席番号16番、有働辰喜です。

発言通告に従い、一般質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まずは、学校施設屋内運動場についてお尋ねをいたします。

早田市長におかれましては、けさ、めのだけ小学校のあいさつ運動に参加されま
したので、私の一般質問の対象施設である体育館を間近で目にされたことと思いま
す。目にされました体育館が、閉校する2校を含めた市内10の小学校中、児童数で
3番目の子供たちが利用する、面積で最下位というアンバランスな施設であります。

そこで、私は、国が政令で定めた学級数に応じた最低必要面積を確保しないで、
なぜ、めのだけ小学校の屋内運動場は既存施設利用で開校したのか、また現状の必
要面積不足解消をどう考えているのかという疑問点をお尋ねしてきましたが、市の
答弁は、既存施設は平成26年3月に大規模な耐震改修工事を終えたことにより、耐
力度調査では問題がないこと、平成29年3月策定の山鹿市公共施設等総合管理計画、
及び令和2年10月策定の山鹿市学校施設長寿命化計画の中に位置づけて、両計画に

基づき対処する。よって、耐力度調査の結果、建てかえを要すると判断するまでは現状を維持するとの答弁に終始され、必要面積の不足という視点からの見方が欠落をしております。

もちろん、答弁にあります耐力度調査により、強度面で問題がなかったからという理由は、建物の安全性、安心感はとても大事な要素ですから、耐力度という判断基準には当然異論はございませんが、国が定めた建物の I S 値と耐力度の基準値が確保されているのと同様に、国が定める教育を行うのに必要な最低必要面積も確保された施設であるべきではないでしょうか。

めのだけ小学校の場合、開校時の学級数12学級に応じた国が定める必要面積は919平方メートル、それに対して、526平方メートルの面積しかない既存施設で、なぜ開校したのか。そこには、必要面積の4割以上が不足した既存施設であっても問題はないと、山鹿市が判断した何らかの理由があるはずです。その理由をお伺いしているのですが、納得のいく答弁をいただけていませんので、今回もお尋ねをいたします。

まず、めのだけ小学校は、学校教育法第38条小学校の設置義務の規定に基づき定められた、山鹿市立学校条例に基づいて設置された学校だと理解をしておりますが、間違いはないでしょうか、お尋ねをいたします。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、めのだけ小学校の条例に基づく設置について、お答えを申し上げます。

めのだけ小学校は、学校教育法第38条に基づき設置された学校であり、山鹿市立学校条例において、平成27年6月26日山鹿市条例第33号で、名称を山鹿市立米野岳中学校校区4小の統合小学校（仮称）に改正をし、その後、平成27年12月24日山鹿市条例第45号にて、現在のめのだけ小学校の名称に条例改正をしたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

小学校設置に関する省令、政令等の趣旨として定められた設置基準は、編制、施設、設備等は、必要な最低の基準であり、設置者は定められた設置基準より低下し

た状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならないとされていますので、答弁でも確認できたように、法律に基づいて設置された小学校ですから、当然、法律に定められたことは遵守して設置されるものと思いますので、お尋ねをいたしました。

ただいまの答弁にもありましたが、統合校のためのだけ小学校の設置条例は、学校の名称及び位置を示す第2条関係別表から、千田、米野岳、山内、米田の各小学校を削り、新たに仮称の統合小学校を山鹿市南島1125番地に設置するという内容で、平成27年6月定例会に執行部が提案、本会議で可決され、平成27年6月26日条例第33号として条例改正をされています。

この設置条例は、山鹿市が平成27年度に予定している統合校施設整備のため、国の補助認定申請を予定、その際、統合校の名称、位置、統合年月日を明示することが必要な条件とされていることから、統合校名は仮称で条例改正を行っております。

条例改正後、条例改正の目的である統合校施設整備のための国の補助認定申請を義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律、同法律の施行令に基づき申請されたと思います。

そこで、校舎棟増設費、既存施設の教室棟、管理棟、屋内運動場の改修費に申請をされました補助対象額と、交付された補助額はおいくらかお尋ねをいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、統合に要した施設整備費用の国の補助金等について、お答えを申し上げます。

校舎増築にかかった費用は約3億円で、そのうち補助対象の費用が約2億300万円、これに対し国の補助金が約1億1100万円でございます。

また、既存施設の改修にかかった費用は約3億2700万円で、そのうち補助対象の費用が約1億7300万円、これに対し国の補助金が約9500万円でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

既存施設の改修費用が、一括での答弁でございましたので、屋内運動場の改修費がいくらかわかりませんでした。施設ごとの答弁であれば、平成27年6月26日の

条例改正後の補助認定申請時点で、既に屋内運動場は建てかえではなく、必要最低面積を確保せず、既存施設の改修、トイレの洋式化等の申請ということが証明できると考えてお尋ねをいたしました。

学校教育法第3条では、学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならないと規定をされております。国の補助金を受ける工事費の算定基準となる学級数に応ずる必要面積は、校舎または屋内運動場のそれぞれについて、教育を行うのに必要な最低限度の面積として政令で定めると、義務教育諸学校等の建設費の国庫負担等に関する法律の第6条第1項に規定をされ、同法律の規定に基づき制定されました政令、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条第3項に、屋内運動場に係る政令で定める必要最低限度の面積として定められております。

めのだけ小学校は、学校教育法第3条の規定に基づき定められました山鹿市立学校条例に基づいて設置された学校ですので、この政令で定められた屋内運動場の必要最低限度の面積は、学校設置者として確保するべき項目だと考えますが、見解をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、必要最低限度の面積の確保について、お答えを申し上げます。

義務教育諸学校施設費国庫負担法及び施行令は、学校施設の新築や改築、増築などの施設整備に要する経費の一部を国が負担することを定めたものでございます。

国庫補助金の交付対象の算定基礎として、面積の基準が定められており、必要最低限度と記載をされておりますが、実際は補助対象の算定に係る最高限度の面積となるものでございます。

したがって、屋内運動場の建てかえ等を行う場合は、この基準面積を参考に、当該校で必要とする面積を算定するものと考えているところでございます。

以上、ご答申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

質問にある法律や政令の制定趣旨は答弁のとおりだと思います。政令で、小学校

の場合、学校規模に応じる屋内運動場の面積は894平方メートル、919平方メートル、1215平方メートルの3段階が定められていますので、答弁どおりで、法律ではこの面積が補助対象面積の限度額でありますけれども、同時にこの面積は教育を行うのに必要な最低限度の面積として定められております。国は、限度額を決めておかなければ、無秩序に提出される補助申請面積の工事費の負担割合分を負担することになります。

そこで、教育を行うのに必要な最低限度の面積を限度額とし、それ以上の面積については学校設置者の全額負担としているのだと、私は解釈をしますが、私がお聞きしたかったのは、条文の解釈ではなくて、ましてや今後建てかえ等を行う場合の算出根拠でもなく、学校設置者として法律を遵守し、必要最低限度の面積を確保して開校するべきではなかったかと思うが、どう考えますかということです。

答弁からは、この必要最低限度の面積は、国庫補助金交付算定基準であって、屋内運動場の必要最低限度の面積ではないというのが、山鹿市の見解だということがわかりました。学校教育法第3条の規定に基づき、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び施行令とは別に、小学校を設置するのに必要な最低の設置基準を示した小学校設置基準が文部科学省令で定められております。この省令の第12条では、小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができるとされていて、山鹿市は鹿北小学校の設置に際し、この条文を適用し、運動場は鹿北グラウンド、屋内運動場は鹿北体育センターを使用して開校したと、私は考えております。

また、この第10条には、小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないとして規定されております。

同省令の第8条には、校舎と運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除くとして、最低面積が定められていますが、この省令には体育館の最低面積はどこにも記載がございません。したがって、この条文の体育館面積の最低面積は、政令で定める学級数に応じる屋内運動場必要面積だと私は考えますが、山鹿市の見解をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

4回目のご質問にお答えを申し上げます。

小学校設置基準や中学校設置基準は、地域の実態に応じた多様な学校の設置が可

能となることを基本方針として制定されている規定であり、学校を新たに設置するために必要な設置基準を定めているものでございます。

本市の学校統合の整備は、鹿北小学校のみが新たな場所に設置された学校であり、その他の統合校は既存校を統合校としておりますので、新たな学校を設置するための小学校設置基準と既存校を利用した統合校の整備とは、異なったものとなります。

よって、既存施設の建てかえや新築・増築などに当たっては、義務教育諸学校施設費国庫負担法及び施行令に基づいた基準面積を参考に整備を進めるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

山鹿市が、めのだけ小学校の施設整備に際しては、小学校設置基準に基づいた整備を行っていないということがわかりました。私は、もしかすると、小学校設置基準第10条の特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りではないという条文で、最低必要面積が4割以上不足する既存施設で開校したのではと考えたこともありましたので、お尋ねをいたしました。

ただ、答弁により、同じ学校規模適正化による統合校であっても、新しい場所に設置される小学校と、既存校がある場所に既存施設を取り壊し、新しい施設に建てかえた小学校及び既存施設の増改築・改修では、異なった整備基準ということがわかり、めのだけ小学校は国庫負担法及び施行令に基づく基準面積と確認ができましたので、私の考え方と同じということがわかりました。

私は、山鹿市立学校条例の一部改正により、統合校として利用される既存校敷地に設置された小学校名も当然廃止されますので、統合校は新たに設置される小学校との認識でしたが、そうではなく、既存校の扱いになることもわかりました。

政令で定めます、めのだけ小学校の開校時の最低必要面積は919平方メートルと、山鹿市も認識しております。それは、次の事例で確認できます。鹿央・米田地区統合小学校の位置選定用に作成された評価表に、統合校における文部科学省基準面積等の根拠と題された箇所があり、そこには教育を行うのに必要な最低限度の面積として、政令で定められた校舎面積3881平方メートルとその計算方法、屋内運動場12学級919平方メートルの面積が明記され、政令に記載のない運動場の面積は省令で示された計算方式と、それによって求められた面積3450平方メートルを明記しております。

しかし、米野岳中学校校区4小の統合小学校開校準備委員会部会日より、ナンバー1、平成27年7月発行では、平成27年6月26日開催の第1回総務部会において、山鹿市より基本設計が完成したことを報告。統合により、児童数が約320名となり、教室数が不足するので校舎を増築。現在の校舎と管理棟は改修し、体育館も一部改修をするとの説明を受けたことが書かれております。

この総務部会の協議・検討事項には、学校施設の整備計画に関することと書かれていますが、委員会発足から開校までに発行された7回の開校準備委員会日よりと、3回の部会日よりには、このほかには整備計画に関する報告はございません。強いて挙げれば、工事概要パンフレットが1回、進捗状況報告は1回、進捗状況の報告を受けたことの報告が1回であります。つまり、総務部会委員の皆さんは、この第1回の会合だけで屋内運動場の最低必要面積の約半分の既存施設利用で開校することを承認したことになります。仮に、説明の中で、国の基準面積の約半分しかないと言われたら、私は建てかえを希望いたします。総務部会委員24名中、教育委員会関係者7名を除く17名の委員の中には、私と同様の考えの方もおられたらと思います。ただ、基本設計が完成したとの報告がなされておりますので、このことも事後報告であり、山鹿市の決定が覆ることはなかったかと思いますが、面積不足の既存施設利用で開校することが、どういう説明を受けて承認されたのかがとても気にかかります。

この開校準備委員会は、開催ごとに山鹿市から報酬が支払われていますので、公式の会議だと思えます。そういたしますと、会議録が作成されていると思えますが、この総務部会の会議録の有無をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、開校準備委員会の平成27年度第1回総務部会の会議録の有無について、お答えを申し上げます。

会議録につきましては、保存してございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

会議録が残されているということでございますので、今後、情報公開請求などを

行い、どのような経緯で国の最低基準面積の57%の既存施設で開校することが、開校準備委員会の総務部会で説明、承認をされたのか検証したいと思います。

市内統合小学校5校のうち、めのだけ小学校と菊鹿小学校の屋内運動場は、既存施設利用で最低必要面積不足の開校です。菊鹿小学校の屋内運動場は、最低必要面積が894平方メートルに対して、保有面積が843平方メートルと、51平方メートル、率で6%ほど不足をしています。

利用施設は旧六郷小学校体育館、平成8年1月竣工で、鉄筋コンクリート造の新耐震基準建築物のため、平成28年4月開校時、築20年ですが、強度面からは問題ないと思われませんが、政令で定める教室数に応じる最低必要面積が不足をしております。

平成26年8月20日開催の山鹿市議会全員協議会において、議員から、菊鹿小学校については子供が倍近くになると思いますが、体育館の面積的なものは十分確保可能かとの質問に対して、執行部は現在の体育館の面積が843平方メートルございます。統合いたしましても、220名、8学級の児童数になりますが、国の示す面積的には十分ではないかと考えておりますと答弁をしております。

国の定める最低必要面積に51平方メートル足りないのに、国の示す面積的には十分だと判断をされた理由をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、菊鹿小学校の屋内運動場について、お答えを申し上げます。

菊鹿小学校の屋内運動場は、平成8年に建築された施設で、他の小学校に比べ、新しい建物でございます。また、統合により児童数がふえても、体育の授業等には支障なく利用が可能であることから、施設使用に当たっては十分と判断をしたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

国の定める最低必要面積894平方メートルを満たさなくても、843平方メートルの面積があれば、児童数220名、学級数8学級でも、体育の授業には支障がなく、施設としては十分と判断したとの答弁であります。

現在、八幡小学校屋内運動場が建てかえ工事を行っております。八幡小学校屋内運動場の建てかえ理由は、耐力度不足と学校規模に応じた基準面積不足とされ、最低面積919平方メートルを超える規模で建築するとして、985平方メートルで発注をされております。

八幡小学校の児童数は、令和4年5月1日現在で206名、学級数は特別支援学級も含めて12学級、通常学級6クラス、特別支援学級6クラスで、一方、同様に必要面積不足のめのだけ小学校の平成4年5月1日現在の児童数は278名、学級数は18学級、通常学級12クラス、特別支援学級6クラスです。学級数に応じる必要面積では、特別支援学校も含まれますので、八幡小学校は11学級から15学級の919平方メートルとなり、めのだけ小学校は16学級以上の1215平方メートルとなります。特別支援学級は、児童数が1名でも1学級とカウントされますので、全児童を通常学級とした学級数で見ると、実態に即した必要面積が求められると考えますと、八幡小学校は6学級ですから、1学級から10学級の894平方メートル、めのだけ小学校は12学級ですので、11学級から15学級の919平方メートルとなります。

建設中の八幡小学校の最低面積算出根拠で求めますと、めのだけ小学校は1215平方メートル必要となり、実に689平方メートルの面積不足で、不足率約57%、現施設の2.3倍の施設が必要となります。

八幡小学校は、現在のままの単独校で存続する学校であります。他の学校と同様に、今後、児童数が大幅にふえる見込みはないと考えます。しかし、必要面積算出には特別支援学級も含まれますし、屋内運動場は地震や台風などの災害時には地域住民の避難場所や学校の儀式的行事、学芸的行事、各種集会、学校開放などにおける地域住民の利用、また最近の自然災害の発生規模等を考慮すると、現在発注済みの面積は必要と考えますので異論はありませんが、ただ統合時の菊鹿小学校よりも少ない児童数と通常学級数にもかかわらず、菊鹿小学校は51平方メートルの不足でも十分との判断で、八幡小学校は通常学級数での場合の必要面積を91平方メートル、特別支援学級を含めた必要面積でも66平方メートルも上回る面積での建設であります。

菊鹿小学校の十分との判断基準は、体育の授業には支障がないということであり、昨年9月定例会での私の質問に対する答弁の中に、めのだけ小学校も体育の授業等では支障なく使用されているとの発言がありました。山鹿市の判断基準が最低必要面積ではなく、体育の授業等が支障なく行えればよいのであれば、八幡小学校の児童数の場合、意地悪な言い方をすれば、建てかえで強度はありますから、めのだけ小学校の526平方メートルでもよいということになります。

学校設置者である山鹿市のめのだけ小学校の必要面積不足に対する対応との違い

は一体何だろうと思います。1校だけ突出した最低必要面積不足の教育施設にもかかわらず、現状維持を続けるのは明らかに教育の公平性を欠いており、差別していると捉えられても仕方ないと思いますが、山鹿市の見解をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、八幡小屋内運動場の対応について、お答えを申し上げます。

八幡小学校の屋内運動場は、老朽化が進み、平成30年度に行った耐力度調査において、建てかえの判定結果が出たため、建てかえを計画をしたところでございます。

したがいまして、めのだけ小学校の屋内運動場についても、今後、調査等により、老朽化などの理由で安全性が確保できないと判断された場合は、国が示す学級数に応じた必要面積の基準を参考に、建てかえ等に向けて準備を進めることになると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

先ほども述べましたけれども、八幡小学校の建てかえの理由には、何の異論もございません。めのだけ小学校は強度面は十分ですが、財政面での方針計画で面積不足の既存施設使用を続ける理由である財政面から見ますと、八幡小学校の面積は学級数に応じる必要最低面積の919平方メートルでよく、国庫補助金の交付対象の算定に係る最高限度面積を66平方メートルも超える985平方メートルは必要ないのではと思います。児童数、通常学級数で見ると、894平方メートルでも十分です。それでも、児童のために985平方メートルの面積が必要との判断で建設をされているわけでございます。

法律により、国民、市民から税を徴収し、その税金と法律にのっとって運営されている自治体が、法律で定められた教育を行うのに必要な最低限度の面積を無視するのはおかしいと、私は思います。

今回も面積不足の既存施設で開校した理由はいただけませんでしたけれども、答弁を通しまして、少しずつではありますけれども、見えてくるものがありました。それは、まず使える既存施設は利用するという市の方針です。確かに使える施設は利用するという方針は理解をいたします。しかし、そのことは条例でもなければ、

ましてや法律ではありません。次に、考えられる補助金申請をしないから、最低限度面積は適用しなくてもよいという考えであります。この2点で面積不足でも問題ないとの判断で、現状維持を容認しているのではないかと、私は思い始めております。この推察が正しいのかどうかはわかりませんが、この考え方で本当に必要面積がなくても問題ないのか検証をして、児童たちのためにも必要面積不足解消のため、質問を続けたいと思っております。

次に、学校施設売却収入の用途についてお尋ねをいたします。学校規模適正化事業で廃校になっていた山鹿市の財産であります旧鹿央町の旧山内小学校が、令和4年12月定例会の議決を経て民間企業に売却をされ、土地・建物売却価格3816万円で財産の処分がなされました。

今定例会に提出されました議案第2号 令和4年度山鹿市一般会計補正予算（第8号）の予算説明書に、歳入では（款）財産収入、（目）不動産売買収入として3816万円を計上、歳出では（款）教育費、（目）教育委員会費、（節）積立金499万6000円が計上されていて、全額、学校施設整備基金に積み立てをされます。

以前、教育委員会の職員の方に、廃校売却後、学校施設建設時の補助金を償還できていない場合は返金することになるのかとお尋ねをしたときに、国に返金はせずに、学校施設整備基金に積み立てることになっていて、山鹿市も条例を設置していると教えていただきましたので、山鹿市が発表する財政状況の基金の状況欄で積立額を見るのですが、条例が公布されて8年半経過した令和3年度末で45万1000円、今回の基金積み立てで約545万円になります。

同じく、旧鹿央町の旧千田小学校も地域振興につながる利活用を図るため、公募型プロポーザルで売却先を募集し、本年2月21日、山鹿市のホームページで売却候補者名が公表をされ、今後、市と売却候補者による地元説明会等の手続を経て、議会承認後、売却されることになると思います。

旧千田小学校の補助金未償還金があった場合は基金に積み立てられますが、当然ながら、それ以外は売却収入となります。旧山内小学校売却では、売却価格から基金積立金額を差し引いた3316万4000円が売却収入になりますが、これがどこに使用されるのかは予算書ではわかりませんでした。

山鹿市学校施設整備基金条例の第1条には、山鹿市立の学校の整備に要する経費の財源を確保するため、山鹿市学校施設整備基金を設置すると定めています。であるなら、他の目的に使用せずに、学校施設の売却収入は全て基金に積み立てるのが目的に合致すると思いがたかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

[渡邊義明 教育部長 登壇]

○渡邊義明 教育部長

ご質問の、学校跡地の売却収入の用途について、お答え申し上げます。

学校跡地の有償譲渡による収入については、土地建物売却収入として受け入れ、その一部については、国が定める補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適正化法に基づき、国庫補助金返納相当額以上を学校施設整備費に充てるための基金として積み立てることになるため、学校施設整備基金に積み立て、小中学校の施設整備の費用に充てられることとなります。そのほか、残りの収入については、今回、財政調整基金に積み立てられます。

いずれにいたしましても、学校跡地の売却収入については、関係課と協議をし、その用途について効果的な運用を図っていく必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

有働議員。

[16番 有働辰喜 議員 登壇]

○有働辰喜 議員

旧山内小学校売却収入の用途は、財政調整基金に積み立てられるということがわかりました。先ほども申し上げましたけれども、今年度は旧千田小学校の売却収入もございます。ぜひ、この基金に積み立てていただきまして、山鹿市の学校施設の整備充実のために、必要なときに少しでも早く対処するための資金としていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○服部香代 議長

以上で、有働議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後 1 時 41 分 休憩

○

午後 1 時 46 分 開議

○服部香代 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

議席番号20番、永田紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を3点、1つ目は市民の健康と幸せづくりについて、2つ目は部長さんの役割について、3つ目はふるさと納税について、一問一答でお願いをします。

まず、1点目の市民の健康と幸せづくりについてお伺いをいたします。令和4年3月定例会で高齢者対策について、現状の介護保険認定者、老人会、シルバー人材センター登録者、婦人会会員等のグループに対する活動支援等についてお伺いをしております。特に担当窓口がばらばらでありますので、連携の強化をお願いをしたところであります。

少し状況をおつなぎしますと、山鹿市の高齢者65歳以上、1万8977人、令和4年11月調査であります。介護保険認定者3703人、同じであります。老人会連合会会員が1403人、極端に減っておりますけども、令和4年4月1日で調査をしてあります。それから、シルバー人材センターで頑張っておられる皆さん方が548人、令和4年3月末現在であります。婦人会の会員さん、活動されている皆さん方が165人ということでもありますので、極端に減ってきておりますが、こういう人たちに対する支援についてのお尋ねもしましたし、答弁もいただきました。参考までに、この1万8977人の中に、ひとり暮らしの家庭が3023人、高齢者のみ二人暮らしの家庭の皆さんが6070人、合わせますと50%ぐらいがひとり暮らしか二人暮らしの高齢者の皆さんの形態であるということでもあります。すなわち、この活動支援をした合計を足してみますと、5800人ということになります。だから、1万8000人から5800人を引きますと、約1万3000人も高齢者の皆さん方が、いろんな形の中で生活をされて生きていると。

ここでお尋ねしたいわけでもありますけども、この1万3158人に対しまして、高齢者の保健だとか介護予防だとか、いろんな実施事業があると思いますが、概要と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思っております。

○服部香代 議長

これより執行部の答弁を求めます。山崎福祉部長。

[山崎寿雄 福祉部長 登壇]

○山崎寿雄 福祉部長

ご質問にお答えをいたします。

国は令和元年度に、超高齢社会に起因する急激な後期高齢者の医療費の高騰と、介護保険給付費の増加を背景に、後期高齢者医療制度及び介護保険制度の見直しを行い、令和2年度より新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を実施する方針を示しました。

この事業は、40歳から74歳までの国保加入者及び75歳以上の後期高齢者を対象と

した保健事業と、65歳以上の方を対象とした介護予防事業を一体的に取り組むこと
によって、切れ目のない支援を実施し、年齢を重ねても疾病の重症化や合併症の発
生を防ぎ、健康寿命の延伸、医療費の抑制、社会保障制度の安定へとつなげていく
ことを目標とするものでございます。

本市におきましても、令和2年度に福祉部内の健康増進課、国保年金課、長寿支
援課で連携体制を整え、翌年度から高齢者の健康課題の共有化を図り、3課に所属
する保健師等が連携をし、保健事業と介護予防事業を一体的に取り組んでおります。

具体的には、後期高齢者健診の結果に基づき個別訪問指導を行い、必要に応じて
介護予防事業につなげております。また、高血圧・糖尿病予防教室の開催、後期高
齢者医療受給者証交付時の健康教育の実施、さらには地域でのふれあいサロン、生
涯学習講座における相談・指導等を3課で一体的に行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

市民の健康と幸せづくりについて、2回目の質問を行います。

早田市長は、本会議の冒頭、市長説明要旨の中で、市民の皆様が健康で生きがい
を持ち、心身ともに豊かに暮らせる健康都市づくりにつなげるというお話をされま
した。また、健康都市づくりについては、公約でも示されております。先ほど、高
齢者対象の健康づくり支援については報告がありましたけれども、こういう高齢者
もひっくるめての健康と幸せづくりによる、健康都市づくりについての市長のお考
えをお聞きしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

私の健康都市づくりについての思いを申し上げます。

私の公約において、社会の安定、発展の基礎は健康です。5万総活躍山鹿市の実
現のため、コロナに負けない健康市宣言を起草するとしております。

このためには、まずは産官学の連携が必要と考え、令和4年2月に明治安田生命
保険株式会社、同年6月に大塚製薬株式会社と健康増進に関する連携協定を結び、
10月には健康をこれからのまちづくりの基本と捉える、積極的かつ先進的な考え方
及び実践を希望する全国の市町村長と連携するため、筑波大学を事務局とする首長

の研究会に入会をしました。

生まれたときから死ぬまで、健康で幸せに暮らせる山鹿市、選ばれる山鹿をつくるために、今までの健康診断や保健指導だけではなく、市役所や市民一丸となった健康都市づくりを目指します。

そのためには、健康寿命等の指標の明確化を行い、部署間の連携を図り、健康都市宣言につなげていきたいと思えます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

続きまして、2点目の部長さんの役割についてお伺いをいたします。

私たちは、一般質問の答弁は部長さんがされます。ヒアリングは課長さん、係長さん方とやります。ヒアリングした後にまた修正のために部長の意見を聞いて報告に来る。こういう席に部長を呼ぶわけにはいかんのかなという疑問が今あります。各部長さん方は、所管事業の施策の遂行や部下職員の人事管理に当たって、常に目配りを行いつつ、報告、相談を受けたり、指示を出す立場にありますが、現在の執行環境、パーティションや壁に包まれて一人でおられますが、十分な執行が可能であるのかなという疑問を持ちます。

それで1回目の質問をしますが、部長所管事業の施策の遂行について伺っていきます。部長の役割として、所管事業や所管施策の適正な遂行や、進捗状況の管理を担うには当然のこととして、また部下職員の人事管理に当たっては常に目配りを行いつつ、報告や相談を受け、指示を出すというのが肝要であろうと考えます。現状、パーティションの中でどのような形で業務進捗管理をされているか、お尋ねをしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

部長所管事業の施策と遂行について、まずお答えをいたします。

各部における所管事業等につきましては、年度計画に基づきまして、部内の課長や職員から適宜、進捗状況の報告・連絡・相談を受け、その適正な執行を図っております。

また、人事管理に当たりましては、部長においては所属の各課長について、課長においては課所属の職員について人事評価を行っておりますが、こうした部内の所

属長による現状把握と情報共有と合わせて、時宜に応じた指示・指導等を行うことにより、その適切な実施に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

部長の役割について、2回目の質問をしたいと思います。

非常に、大林部長だけにお尋ねして、総合的に答弁いただいて、大変苦慮されていると思いますけれども、本来であれば一人一人、部長さんに聞きたいなというような感じがしております。

職務執行の環境について、各部長の執務室については、簡易な壁やパーティションで仕切りを設けられております。閉ざされたスペースに見られますし、相談しやすい執行環境とは思えないような気がします。特に人事管理を実施するということでありましたけれども、人事評価をするのは、やっぱり職員の職務体制を常に見えるという環境がいいのかなと。

それからもう一つは、来庁者の皆さん方の動きが全く見えないだろうと、どれくらいのお客さんが来て、どこに行きよんなとか、部長さん方がまず把握できないだろうと。こういう十分な対応はできないと思いますが、そこら辺の解釈というかな、解決というかな、どう考えられているかお尋ねをしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

部長職の職務環境について、お答えをいたします。

ほとんどの部長室につきましては、簡易な壁やパーティションなどで仕切りを設けておりますが、これは案件によっては限られた職員間で情報共有をする必要性があるものもふえてきており、特に人事関係については強い秘匿性が求められることによるものと考えております。また、現在の簡易壁、パーティションなどの執務環境がゆえに、事業の進捗管理や人事管理がおろそかになっているとは考えておりません。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

○永田紘二 議員

部長の役割の3回目の質問をしたいと思います。

各部長の執務室については、現況、閉ざされたスペースであります。新庁舎ができたときには、多分フロアいっぱいの真ん中に部長さん方が座っていたような気がしますし、いつごろから閉ざされてきたのかよくわかりませんが、これは私の感じですが、例えば部長はこもつとれば、部長さんは何しとるかわからん、何をやっても、どういう態度でおられるかもわからん、職員は全然見えない。逆に、職員さん方にすると、部長は見えらっさんけんよかたいという、緊張感というのがなくなるのかなというような気がします。

今、私が見た範囲内で、この辺はどうかなと思いますのが、まず1階のフロアを見ます。最初入ってくるとは市民の受付であります。市民部長がその受付がまず見えてないだろうと。極端にはどれくらい来られてるのか、どういう件かわかってないと思いますし、とにかく受付の席が少なくて、足らなくてというような苦情も聞きますけれども、そういう現況はまず見えんだろうと。特に職員の態度はまず見えないと思います。

それから、福祉部長さん、一番角っこの端っこに構えておられますけども、福祉部というのは非常に福祉関係にお客さんが来られておりますし、それに職員さんがそれぞれ対応している。狭いと、狭いから福祉会館でもつくろうという話まで、この前は出ているわけですから、それをやっぱり開かれた福祉部であってほしいなという気がします。

2階のフロアに行きます。建設部長の席はパーティションとかある、ただあれは隠しているだけですね。部長の席に行って相談できるごたる席もない。ただ、見えんごとく囲って、もう外から来たらたいぎゃ見苦しかと思いますよ。反対側の経済部と、今度、観光部ができると思いますけれども、あそこに今、経済部長のところが見え隠されている。今度は観光部長ができれば、また隠す。北側の窓は何のためにあるとかわからんような感じだし、特に僕が感じたのは、農業委員会の委員長さんの席はオープンなんですよね。逆ならわかるけど、そういうことからして、私はやっぱり部長本来の職務をするためにはオープンにしてほしいと。先ほど来から総務部長が一生懸命答弁しとる、それは内部の自分たちの意見であって、外部からの意見も考えてほしいなというような気がします。

そこで、一応2年経過しましたし、3年目に入りましたので、執務の環境について市長に少しだけお尋ねをしたいと思います。行政側からすれば今の答弁となると思いますが、外部から見ると部長席の周りを仕切りで囲むということは非常に弊害

が多いような気がします。本件に関して、市長はどのような捉え方をされているかお尋ねをしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

パーティション等による仕切りに関しましては、外部の視点からすると、部長の職務執行上、弊害があるのではないかとのご指摘かと存じます。私としましては、今後、よりよい職場環境づくりの観点も踏まえながら、各所管の業務実態に応じた適正な運用を促していく必要があると考えております。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

部長の役割につきましては、先ほどお話したとおりでありますけれども、外から見た目、内部の皆さん方、それぞれ、大林部長、非常に苦勞して答弁されてきたけれども、それぞれやっぱり確認し合って、市長にお願いしたいのは、やっぱりみんながどんなに思っているか、内部が全部がこれでよかと思いきよとかという話を確認してほしいなという気がいたします。

それでは、3点目のふるさと納税についてお尋ねをしていきたいと思っております。

令和4年度ふるさと納税、これは寄附額ですが、5億円、収入計画を立てたと思っております。令和4年度の見込みについてお尋ねをし、その見込み未達成の分析等についてもご報告をお願いしたいと思います。

昨日、関口議員さんの質問の中の実績につきましては、1月から12月の実績ということでありましたけど、私のほうは事業年度で4月から3月までということでのお尋ねをしていきますので、数字が若干変わるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

ご質問の、ふるさと納税の令和4年度の見込みと分析について、お答えをいたします。

今年度は、昨年度の寄附実績の約5倍に相当する5億円を目標にして、総合戦略

課内にふるさと納税を担当する職員を配置し、市内事業者への訪問等を強化して、返礼品の充実に努めてまいりました。また、6月からは新たに3つのポータルサイトを追加し、計6つのポータルサイトで寄附受付を行っております。あわせて、11月には、本市のホームページ内にふるさと納税の特設ページを開設し、人気の返礼品や旬の返礼品などの情報を随時発信しております。こうした取り組みの結果、今年度の寄附額は昨年度の約2.5倍の2億5000万円を見込んでいるところでございます。

しかしながら、寄附額は昨年度より増加してはいるものの、目標の5億円には未達成となっております。その原因としましては、中間事業者と返礼品提供事業者、行政の3者で取り組む魅力的な商品開発の遅れや、効果的なPR等が十分にできなかったことが大きな要因ではないかと考えております。

また、返礼品の中で人気のある農産物や、ワイン、釣りざおなどが提供数量に達し、その後、返礼品として提供できなかったことも影響しているのではないかと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

ふるさと納税について、2回目の質問を行います。

収入計画5億円に対して、2億5000万円の見込みという話がありました。その答弁の中に、5億円の目標という表現が出てきました。目標は事業計画じゃないですよ。それは長期間、来年、再来年先に向かっての目標であるという理解をします。なので、そういう表現をしてほしくない。

それから、もう一つは前年度よりも2億5000万円、2.5倍になりましたという表現をされましたけども、前年度のそういう経過は聞いてないのであって、令和4年度にどうだったかという表現をしているので、そこまで話す必要はないのかなと、要らんことですが、そこら辺も指摘をしておきたいと思います。

まず、先ほど報告がありました、未達成の報告がありましたが、これは事業計画5億円、2億5000万円しか達成せんというのは、行政会計ではこれですんなりいきますよね。一般企業の会計で見てもらうと、5億円の事業計画の半分も収入がなかったというとは、やっぱり部長の一人ぐらい飛ぶぐらいの事業だと思います。それくらい真剣に計画と目標と実績とは、ちゃんと整理をして、企業会計と同じようにやっぱりとるべきところの収入については、予算で組んだわけですから、予算は

100%に向かって進むのは必要なのでありますので、そういうことを踏まえて、じゃあ令和5年度はどういう形で、目標という表現じゃなくて、5億円の寄附金を集めるために、どういう戦略を組んでいくのかということをお尋ねをします。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

[大林秀樹 総務部長 登壇]

○大林秀樹 総務部長

令和5年度は、令和4年度中の目標達成が厳しい寄附額5億円に再度チャレンジをいたします。寄附額増加を図るための取り組みとしまして、現在6月で委託期間が終了する新たな中間事業者の選定作業を進めております。先ほどご答弁申しましたように、返礼品提供事業者や行政、その他関係団体等との関係性の希薄化を避け、より地域に密着し、本事業の遂行のために必要な実施体制がとれる実績ある中間事業者を導入し、魅力ある返礼品の開発と、安定的な供給量の確保、効果的なPRを図り、寄附額の増加を一層目指してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

ふるさと納税について、3回目の質問を行います。

ふるさと納税寄附額については、令和4年度計画5億円、実績見込みが2億5000万円、内容分析等もいただきました。令和5年度計画5億円、納税額収入のために戦略を報告をいただきました。本当に令和5年度、5億円達成ができるのかなという心配をしております。というのは、ほとんどの事業が中間業者委託、これは中間業者を強化するという話がありましたけれども、中間業者委託であり、本市が直接手を差し伸べている部分が少ないような気がします。効果的なPRという表現をされましたけれども、どういうPRをされているかわかりませんが、前回質問したときに、経費分析について問い合わせをしたことがあります。高森町が30億円か32億円やっている、人口は7000人ぐらいしかおらんです。しかし、それは高森町自身で200万円から300万円のPR費用というのを出している。ところが、山鹿市の実績の中にはPR実績はゼロだったですね。それはこの前も話したとおりであります。というのは、独自で動いてないから将来本当にそれが確保できるのかなと心配をします。

それから、前回の質問では、他自治体を参考に勉強されて、組織体制とか、外部

ポジションをつくるとかいう、そういうことも研究してくださいよというお話をしておりましたけれども、全くそれは令和5年度の計画の中には入ってない。説明もあってない。

それから、なぜ今度もふるさと納税の質問をせにゃいかんかなということでありまして、前回の質問の中に、古川議員さん、山下議員さん、原議員さん、今回は関口議員さんが、納税確保のためにという質問をされました。目的は、私もそう思いますけども、自主財源を確保していくと、少しでもたくさん入れるために唯一に認められている財源確保の手段であるのがふるさと納税であるということでもあります。

それから、ふるさと納税の返礼品をふやすことによって、地元産物のPRにもつなげると。PRをつなげると、販売品がたくさん売れやすくなってくるといようなことが皆さん方のお考えだと思いますし、特に市長にもお願いしたいけども、職員さんにもちょっとわかってほしかなということ、あえてここで数字ば少し出してみます。平成29年度と令和3年度との比較をちょっと出していきますね。ちょっとメモだけしていただければ、例えば歳入の一般会計です。平成29年度が308億円、令和3年度が331億円、22億円ふえております。その中の自主財源は86億円から80億円になっていますので、自主財源が6億円減っていると。依存財源は、国からのいろんな施策があるんですけども、依存財源が222億円から251億円ですから、30億円ぐらい、まずふえています。だから、自主財源は6億円減っている、全体枠は依存財源でふえてきているというので賄っているということでもあります。

それから、歳出を見てもみますと、これはピックアップだけしますけれども、経費が平成29年度278億円、令和3年度が306億円ですから、27億円ふえております。その中の義務経費、給料ですね、扶助費ですね。どうしてもこれは食わないかん経費が145億7000万円から158億円になっておる。というのは、義務経費は5年間で12億円上がっておる。そして、普通建設費、科目だけ拾いますけど、これは普通の道路行政とかの災害復旧費用外のやつですね。普通建設費、マイナス14億円です。34億円から20億円になってるから14億円ぐらい減っております。結局、自主財源が減って、義務経費が上がって、そして普通建設事業費が減っていると。普通建設費を守るためには、自主財源の減ってくる、人件費がふえた分ぐらいはよそから持ってくるにゃいかん。これも一つの財源としてふるさと納税かなという理解をします。

参考までに、例えば地方債だったら、328億円から320億円、ふえてないんですね、借金はですね。それから、基金については、140億円から146億円になっていますが、普通基金ですけども、これはちょっとふえていますという現状の中で、ふるさと納税の役割は大事だなという気がします。

ここで、市長にお伺いしますけども、現在の取り組み状況、それは執行部は一生

懸命やっておられると思います。やっておられると思うけど、こういう形態でいつて、本当にその5億円は確保したとしても、上に10億円、20億円という納税寄附増が見込まれるのかなということでもあります。私たちはやっぱり外部ポジション、もしくは担当直接課、そういうのをつくって、前向きに行くべきかなという気がしますし、今後の方向性について、市長にお尋ねをしておきたいと思います。

○服部香代 議長

執行部の答弁を求めます。早田市長。

[早田順一 市長 登壇]

○早田順一 市長

ふるさと納税は、ご指摘のとおり、自主財源の少ない本市にとって貴重な財源となっており、その寄附額をふやすことは重要かつ必要なことだと考えております。同時に、ふるさと納税によって、本市の自然・文化・産業・特産品などを幅広くPRでき、全国の皆さんに本市の応援団・ファンになっていただくことや、返礼品の開発によって地場産業が振興し、市内事業者の新たなビジネス展開が図られることなどが、本来のふるさと納税の趣旨であり、結果として、大幅な寄附額の増加につながればと考えております。

今年度も、先ほど部長が答弁しましたさまざまな取り組みを行ってまいりましたが、昨年度に比べ寄附額は2.5倍程度にふえてはいるものの、他自治体に比べると取り組みの効果が十分にあらわれたとは言いがたい状況です。

私も2年たちますけども、私が入ったときはこのふるさと納税の担当者、責任者がおりませんでした。そういったことで、私もこれは責任者をつくらなきゃいけないということで、本年度から1人、責任者をつくって、その結果が少しは伸びておりますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

議員のご提案の推進体制の見直し、中間事業者のあり方につきましては、中間事業者の更新を7月に行いますので、更新後の返礼品の開発、PRの効果、寄附受入額の推移等を踏まえて、総合的に判断する必要があると思いますが、まずは6つのポータルサイトのうち5つを管理する中間事業者を、現在の2社から1社に集約することで、業務の効率化を図るとともに、返礼品提供事業者の皆様と密にコミュニケーションをとりながら、新たな魅力ある返礼品の開発や効果的なPRを実施する推進体制のもと、寄附額目標5億円の達成を目指します。

○服部香代 議長

永田議員。

[20番 永田紘二 議員 登壇]

○永田紘二 議員

今、答弁いただきまして、ありがとうございます。

ただ、私がお願いしたかったのは、先ほど5億円の達成に努力をと言われましたけど、私は長期的なビジョンの中でお願いしたいなということで、一応お話をしとったつもりであります。ただ、前回、市長ともお話したきらいがありますが、ふるさと納税が必ずしも、いつまで続くかわからんという段階で、ふるさと納税がなくなったときどうするかという話になるんですが、これがなくなったときに返礼品として地元の産物をしっかりアピールをしておけば、それがなくなってもそれを販売戦略、観光戦略、外貨収入のために生かせるんじゃないかという気がするんですが、そこ辺もひっくるめて、やっぱり今後、ふるさと納税については先ほどお話したとおり、少しでもふやすような努力をみんなでやってほしいと思います。

一般質問を終わります。

○服部香代 議長

以上をもちまして、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

○服部香代 議長

お諮りいたします。議案第40号から議案第56号までの17案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第56号までの17案件は、委員会付託を省略することに決しました。

_____ ○ _____

日程第2 委員会付託

○服部香代 議長

日程第2、委員会付託を行います。

議案第1号から議案第39号まで、及び陳情第3号については、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

_____ ○ _____

散 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 28 分 散会



3月23日(木曜日)

令和5年（第1回）山鹿市議会3月定例会会議録

議事日程（第4号）

令和5年3月23日（木曜日）午後1時30分開議

- 第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和4年度山鹿市一般会計補正予算（第7号））
- 議案第2号 令和4年度山鹿市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第3号 令和4年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 令和4年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 令和4年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 令和4年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 山鹿市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 山鹿市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 山鹿市未来創造基金条例
- 議案第10号 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する等の条例
- 議案第14号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 山鹿市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 山鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 山鹿市家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 山鹿市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算
- 議案第21号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計予算

- 議案第24号 令和5年度六郷財産区特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度城北財産区特別会計予算
- 議案第26号 令和5年度稲田財産区特別会計予算
- 議案第27号 令和5年度山鹿市水道事業会計予算
- 議案第28号 令和5年度山鹿市病院事業会計予算
- 議案第29号 令和5年度山鹿市下水道事業会計予算
- 議案第30号 令和5年度山鹿市農業集落排水事業会計予算
- 議案第31号 財産の譲渡について
- 議案第32号 権利の放棄について
- 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について
(山鹿市矢谷溪谷キャンプ場(奥矢谷溪谷きらり))
- 議案第34号 山鹿市と菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)に関する事務の事務委託の変更について
- 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第36号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第37号 市道路線の認定について
- 議案第38号 市道路線の認定について
- 議案第39号 市道路線の認定について
- 議案第40号 教育委員会教育長の任命について
- 議案第41号 教育委員会委員の任命について
- 議案第42号 公平委員会委員の選任について
- 議案第43号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第44号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第45号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第46号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第47号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第48号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第49号 六郷財産区管理委員の選任について
- 議案第50号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第51号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第52号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第53号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第54号 稲田財産区管理委員の選任について

議案第55号 稲田財産区管理委員の選任について

議案第56号 稲田財産区管理委員の選任について

陳情第3号 個人の意思を無視した自衛隊への名簿提供の中止を求める陳情書

(委員長報告)

討 論

採 決

第2 議員提出議案第1号 山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号 山鹿市議会個人情報保護条例

第3 所管事務調査の委員会付託

----- ○ -----

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

----- ○ -----

出席議員 (19名)

1番	関	口	和	良
2番	永	田	壮	拓
3番	深	牧	大	助
4番	原		芳	郎
5番	隈	部	賢	治
6番	高	橋	龍	一
7番	豊	田	新	二郎
8番	山	下	誠	治
9番	古	川	和	博
10番	金	光	一	誠
11番	松	見	真	一
13番	小	川	榮	二
14番	芋	生	よしや	
15番	勢	田	昭	一
16番	有	働	辰	喜
17番	服	部	香	代
18番	富	丸	洋	一郎
19番	北	原	昭	三
20番	永	田	紘	二

----- ○ -----

説明のため出席した者

市 長	早 田 順 一
副 市 長	阿蘇品 貴 司
教 育 長	堀 田 浩一郎
総 務 部 長	大 林 秀 樹
市 民 部 長	中 尾 雄 二
福 祉 部 長	山 崎 寿 雄
経 済 部 長	石 井 耕一郎
建 設 部 長	松 尾 正 都
教 育 部 長	渡 邊 義 明
市民医療センター事務部長	木 下 実
消防本部消防長	有 尾 壽 朗
市 民 部 次 長	白 石 浩 二
福 祉 部 次 長	野 満 ふみ子
経 済 部 次 長	栗 原 昭 浩
建 設 部 次 長	山 城 一 夫
水 道 局 長	阿蘇品 健
教 育 部 次 長	園 田 正 尚
総合戦略課審議員	松 山 政 史
人 権 啓 発 課 男女共同参画推進室長	阪 本 麻 子
環 境 課 審 議 員	宮 本 和 明
国 民 年 金 課 長	林 弘 子

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	小 山 天
局長補佐兼議事係長	森 英 州
書 記	木 村 隆 寛

午後 1 時 30 分 開議

○

○服部香代 議長

これより本日の会議を開きます。

令和 5 年 2 月 28 日付で提出されました有働辰喜議員からの予算決算常任委員会副委員長辞任許可に伴い、令和 5 年 3 月 9 日の予算決算常任委員会において、永田壮拓議員が副委員長に選任されましたので、ご報告をいたします。

○

日程第 1 議案第 1 号～議案第 56 号

陳情第 3 号

○服部香代 議長

日程第 1、各常任委員会に付託しておりました議案第 1 号から議案第 39 号まで、及び陳情第 3 号、議案第 40 号から議案第 56 号までの全案件を議題といたします。

各委員長の報告を求めます。小川建設経済常任委員長。

[小川榮二 建設経済常任委員長 登壇]

○小川榮二 建設経済常任委員長

皆さん、こんにちは。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は議案 17 件であります。

去る 3 月 13 日、午前 10 時から、501 会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、現地調査をいたしました。

議案第 36 号の市道路線の廃止及び認定について、市道杉方保田の 1 路線、また議案第 37 号から 39 号の市道路線の認定について、川田高道線、栗林 2 号線及び青井線の 3 路線を調査し、担当職員から詳しい説明を受けました。

現地調査終了後、委員会を再開、初めに建設部所管の議案を、その後、経済部所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、ご報告いたします。

議案第 6 号、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 13 号、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 14 号、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 24 号、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 25 号、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 26 号、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第29号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第30号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第31号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第32号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第33号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第34号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第36号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第37号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第38号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
議案第39号、原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○服部香代 議長

勢田市民福祉常任委員長。

[勢田昭一 市民福祉常任委員長 登壇]

○勢田昭一 市民福祉常任委員長

皆さん、こんにちは。

引き続きまして、市民福祉常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案10件、陳情1件であります。

去る3月14日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催をいたしました。

初めに、市民部所管の議案を、その後、福祉部及び市民医療センター所管の議案を、慎重に審査いたしました。

その結果についてご報告をいたします。

議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号は、委員より、軽減見直しは、高齢者にとって負担がかかるとし、賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号は、委員より、国民健康保険の保険料の引き下げをするべきで、賛成

できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第22号は、委員より、後期高齢者医療制度自体に問題があり、保険料引き下げを求め、賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号は、委員より、介護保険料は市民にとっても大きな負担になっており、賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第3号、まず、執行部に現状の確認を行い、今後は自衛隊への情報提供を望まない方に対して、他の自治体を参考にホームページ等で除外申請できるように講じていくとの回答がありました。

委員からは、同意しない方は除外申請できるようにしてほしいとの趣旨に賛成意見と、法的根拠に基づいて名簿の提供を行っているので、法令的に違反ではないので賛同できないとの反対意見が出されました。

挙手採決の結果、不採択にすべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会からの報告を終わります。

○服部香代 議長

富丸総務文教常任委員長。

[富丸洋一郎 総務文教常任委員長 登壇]

○富丸洋一郎 総務文教常任委員長

皆さん、こんにちは。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託された案件は議案9件であります。

去る3月15日、午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

初めに、教育部所管の議案を、その後、総務部及び消防本部所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果についてご報告いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○服部香代 議長

北原予算決算常任委員長。

[北原昭三 予算決算常任委員長 登壇]

○北原昭三 予算決算常任委員長

皆様、こんにちは。

予算決算常任委員会のご報告をいたします。

今期定例会にて、当委員会に付託されました案件は議案3件であります。

去る3月9日、午前10時から、議場において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催し、議案第1号・議案第2号 令和4年度各補正予算及び議案第20号 令和5年度当初予算の詳細について、担当課長より説明を受けました。

3月17日、第1会議室にて、議案ごとに各分科会に分担いたしました審査内容を分科会長より報告を受け、分科会長への質疑、討論、採決を行いました。

各分科会長からの報告は、議案第1号についての質疑はありませんでした。

議案第2号について、建設経済分科会から指定管理料の債務負担行為の補正は、4つの物産館における適正な管理運営ができるように指定管理料の算定見直しをするものであるとのことと、総務文教分科会からは一般退職者手当の増額については、早期退職者の内容について確認をしたとの審査報告を受けました。

最後に、議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算については、建設経済分科会から、農業振興費の未来リーダーづくり支援事業の内容及び農林振興施設管理費のバイオマスセンターの今後について、道路橋梁維持費の交通安全施設整備事業の予定工種と箇所数について、市民福祉分科会から、収納業務委託費にかかる目的や効果と福社会館構想推進事業の事業概要について、総務文教分科会からは遠距離通学対策事業に係るスクールバス・タクシーの運行について質疑応答を行ったとの審査報告を受けました。

採決の結果、議案第1号は原案のとおり承認、議案第2号は原案のとおり可決するものと決しました。

議案第20号は、委員から、マイナンバーカード交付については反対との討論があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決するものと決しました。

採決後、委員間討議で、予算に係る積算根拠資料が少なく、予算審査に苦心するため、説明資料の提供と内容説明をしてほしいことや、鹿本広域農道1号線のように災害復旧事業など多年にわたる事業については、経過報告をしてほしいとの意見が出ました。

以上、予算決算常任委員会からのご報告といたします。

○服部香代 議長

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があつておりますので、発言を許します。芋生よしや議員。

[14番 芋生よしや 議員 登壇]

○芋生よしや 議員

皆さん、こんにちは。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、市民の負担になることに反対する立場、また市民からの陳情にはしっかり応えるべきだという立場から賛成の討論を行います。

まず初めに、議案第12号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてです。この条例改正は、傷病手当金に係る事務処理の改正ではありませんが、その中に所得割率0.0995から0.1026に均等割が、また5万600円から5万4000円に増額される、また賦課金も64万円から66万円に大きくふえるなど、新型コロナで今、大変高齢者の罹患もふえておりまして、10月には窓口負担2割となり、それから年金の引き下げ、今、皆さんを苦しめている物価高騰の中で、暮らしは圧迫し続けております。後期高齢者の負担になる改正には反対をいたします。

議案第13号 山鹿市水辺プラザかもと条例の一部を改正する等の条例です。この条例改正には、2019年10月1日に改定された温泉料金、大人が300円から390円になっていました。小学生は200円から250円と改定がされていきました。それをさらに、これは一番高い上限額とのことですが、さらに390円だった大人の料金は500円を上限に、小学生は250円の現在を340円まで上限額とする改正です。

私は、水辺プラザに、この間、この条例改正を受けて2度ほど訪問してまいりました。そこで見かけたのが、全国から来たキャンピングカーでした。1回目に行ったときも十数台とまっております、県外のナンバーで驚きましたが、2回目

に行ったときも、筑豊、福岡、久留米、所沢、伊豆、札幌、愛媛、会津と、ナンバーがあって大変驚きました。それほど、キャンピングカーが利用しやすい場所だということを実感いたしました。おいでになっていた方に聞きましたが、全国に行くが、ここはお風呂もあって、また樹木や川もあり、散歩も楽しめてよいところで、温泉代金が上がるとなれば、大変利用しにくくなると思うとおっしゃっておいりました。また、温泉施設の中には休憩場所もあって、とてもいいところだと評価が高かったです。先ほど申し上げましたキャンピングカーの全国からの台数が物語っているのかと思いました。全国からも近辺からも利用者がふえる状況を前に、値上げでは逆効果ではないでしょうか。

また、後ろにありますらんらんハウス、研修室、会議室、調理室の3部屋があります。今回、それを市民福祉の福祉関係から廃止してらんらんハウス条例も廃止をするとなっていますが、このらんらんハウスは設置された目的が、1、高齢者を中心とした世代間交流の事業。2、障害者の社会参加に伴う支援事業。3、福祉活動の活性化につながる事業。4、その他必要な事業と、目的がなっております。

21日に訪問してきたときに、利用されていたご婦人の皆さんは、ハウスなどで以前は花もつくっていて、今もつくりたいと話をしている。以前は、高齢者と学生さんとの交流も行われていた。今、山鹿市も介護予防に力を入れているというが、こういった場所に集まって話をしたりすることが介護予防になると思い、週1回、私たちは利用している。施設を利用して活動することによって、健康を維持することもできる。この施設をもっとアピールして、利用者をふやすことができるとよい。とてもよい施設だ。残念ながら、今、調理室のガス器具は外されていて調理ができないようになっているなどのお話をされました。

これまで利用ができていたものに制限もかかっております。保健福祉施設であった本来の目的から外れ、産業、観光の公の施設になり、受益者負担50%とする改定とのことですが、隣接する温室の利用者は1事業者だけが利用されていて、その方たちはらんらんハウスは利用しておりませんでした。市民の皆さんが交流の場として毎週利用しているらんらんハウスです。こちらも地方自治法第1条の2第1項は、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして規定しています。住民の福祉の増進、つまり住民サービスの向上のために自治体は存在しているのです。受益者負担で値上げになれば、負担できない方は使えないことになり、料金が上がれば使う回数も人も少なくなるのではないのでしょうか。市民の活動が後退することになります。

市民が使うためにつくった施設は、お金があるかないかにかかわらず、誰でも気

軽に利用できるようにすべきですし、新型コロナウイルスの対応が変わり、これから活動再開しようとするとき、今、物価高騰で暮らしが厳しくなっているこんなときに、値上げができるようにすべきではないと考えます。改善すべきは、別なところにあります。利用者をふやすことに力を入れるべきだと考え、この条例改正には反対をいたします。

次に、議案第20号 令和5年度山鹿市一般会計予算についてです。今回の予算案には、もはや人口規模の縮小は避けられないと、人口減少スピード抑制と減少社会にあっても持続可能な社会構築を打ち出し、こども家庭センター準備事業など、結婚・子育て応援事業や、移住定住促進事業が拡大されるなど、こういった取り組みが提起されていることには評価をいたしますが、ウクライナ情勢は円安などによる物価高騰を受け、2022年、2023年度、県内自治体では学校給食の無償化が新たに6市町村、計画されているとの報道がある中、山鹿市では物価高騰分の支援も行われず、値上げとなります。何らかの支援を行うべきではないでしょうか。41年ぶりという今の物価高騰に苦しむ市民の暮らしや、経済を立て直すための予算とはいえません。

次に、任意取得であったマイナンバーカードや、ポイントや保険証一体化などで、事実上、強制させようとしているマイナンバーカードです。カードにふなれな方や、取得ができない方には配慮も必要であり、政府が閣議決定した健康保険証を廃止し、一体化することには、医療機関にはオンライン資格確認が必要になるなど問題があり、義務化は違法であるとの訴訟や、国会前での反対集会などが全国でも起こっております。日本では、顔認証データベース、顔認証システムの利用が行政にとどまらず、民間でも広がっているにもかかわらず、市民のプライバシーを不当に侵害されることがないように規制する法律はありません。日本弁護士連合会は、繰り返し法整備の必要性を求める意見書を出しています。

EUでは、顔認証は原則禁止となっております。表現の自由を重んじる自由の国アメリカでも、州段階で顔認証データに規制をかける法整備が進んでおります。マイナンバーカードの利用拡大、顔認証を広げるということについても、世界の流れと逆行する動きが日本の動きです。カードを多く普及した自治体に地方交付税を多く配分するとの国の方針も、住民の利便性ではなく、個人情報保護をないがしろにして、個人情報利活用を促すものであり、不安に思う声は減っておりません。マイナポイント事業に、総額2.1兆円もの予算を使って取得をあおったのに、全国で63%、本市では60.4%の取得率です。あくまでも任意取得のマイナンバーカードの取得に、個人番号カード交付関連事務1689万5000円、マイナンバーカード交付事業に1701万2000円を組み、取得を促すことに対して反対といたします。

次に、議案第21号 令和5年度山鹿市国民健康保険事業特別会計予算です。国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、医療費の水準が高い、また所得水準が低く、小規模な保険者では高額な医療費が発生した場合に、保険料の変更や財政運営が不安定になるという課題がある。国もそう言っていますし、誰もが異論のないところではないでしょうか。

そんな中、国も未就学児の均等割は5割減額としましたが、就学年齢からは大人と同額の均等割保険料がかかってきます。市が独自に上乘せをして、18歳以下の子供の均等割を免除にして、保険料を引き下げるべきです。よって、議案第21号に反対といたします。

議案第22号 令和5年度山鹿市後期高齢者医療特別会計予算、自治体レベルでは昭和35年に、国が老人医療について無料化を始めたのは昭和48年でした。高齢者が大切にされていたとっておりました。その制度が75歳になると年齢で分けられるようになりました。また、昨年10月からは、一定の所得がある方の窓口負担は2倍、2割負担となりました。さらに、ことし2月には中間層以上を対象に、保険料を来年2024年度から段階的に引き上げることを盛り込んだ改定案を閣議決定されております。給付抑制や本人負担をふやす問題のある制度であり、この後期高齢者医療制度そのものを認めるわけにはまいりません。

次に、議案第23号 令和5年度山鹿市介護保険事業特別会計予算、3年ごとの改定を行うこの介護保険料、第7期は50円、山鹿市は値下げに、近隣、大幅値上げの中、市民から大変喜ばれました。2021年は820円の値上げ、9割が年金引きである保険料は、年金引き下げと、コロナ禍での市民の暮らしを壊すもので認められまないと、そのとき、私は反対をいたしました。自治事務の介護保険制度は、保険者が、自治体が工夫し引き下げることができると国も認めています。来年度改定を迎える介護保険料ですが、介護保険給付費準備基金が5億8618万1000円あります。1人当たりになると3万円になると答弁をいただいております。3年ごとの会計で使っていくとなっているのですから、これを充当して来年、本年度の保険料は引き下げるべきだと考え、反対といたします。

次に、陳情第3号 個人の意思を無視した自衛隊への名簿提供の中止を求める陳情書に、今度は賛成の立場で討論をいたします。今、議員の皆さんと一緒にシチズンシップ教育、主権者教育で、各学校に出前講座に行き、生徒たちと一緒に主権者とはと学んでおります。憲法第16条が保障する請願・陳情は、選挙権と並び国民が直接、国や地方の諸機関に要求を提出できる権利であり、国民の声を政治に生かす上で重要なものです。請願権とは、国または地方公共団体の機関に対して、いろんなことについて希望を述べる権利です。その内容に特に制約はありません。どん

なことでも何についてでも、こうしてほしい、ああしてほしいという希望を述べる
ことができるものです。個人でも提出できることになっておりまして、それは受理
し、誠実に処理しなければならないとなっております。主権者である市民が提出し
た陳情や請願には、誠実に対応するべきです。

本市では、市民には知らせず、氏名、生年月日、性別、住所の4情報を、令和4
年度は1217人分提供しているということがわかりました。この4情報、憲法第13条
で、保護の対象とされ、全国1741自治体の中で779自治体は提供に応じておりませ
ん。防衛省、総務省の通知、また自治体からの意見書などを受けて、新たに法令解
釈に不明な点があるとの認識を新たにしたとして、名簿を提出しないことが現行法
令の解釈の範疇であるとの見解を示して、名簿提出から閲覧対応に戻した自治体を前
回紹介しました。神奈川県葉山町のことです。市側が除外申請に対応する用意があ
ると、私の一般質問の中で答弁されましたが、まだ実施がされる前であれば、市民
の願いを生かし、反映されるように、この陳情書を採択すべきであると考え、陳情
に賛成といたします。

これで終わります。議員の皆さんの賛成をどうぞよろしくお願いいたします。

○服部香代 議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は全て終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第1号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決するこ
とにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第2号から議案第11号までの10案件を一括採決いたします。議案第2
号から議案第11号までの10案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告
のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、10案件は原案のとおり可決することに決しまし

た。

次に、議案第12号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号から議案第19号までの6案件を一括採決いたします。議案第14号から議案第19号までの6案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、6案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決

することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号から議案第39号までの16案件を一括採決いたします。議案第24号から議案第39号までの16案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、16案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号 教育委員会教育長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第41号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第42号 公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第43号から議案第56号までの14案件を一括採決いたします。議案第43号から議案第56号までの14案件については、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、議案第43号から議案第56号までの14案件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、陳情第3号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採

決いたします。陳情第3号は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立少数であります。よって、本案は不採択とすることに決しました。

○

日程第2 議員提出議案第1号・議員提出議案第2号

○服部香代 議長

日程第2、議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。永田壮弘議員。

○永田壮弘 議員

議員提出議案第1号 山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年12月定例会で可決されました、部設置条例の一部改正に伴い、建設経済常任委員会の所管事項を改正する必要があるとあり、提案するものであります。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、議員提出議案第2号 山鹿市議会個人情報保護条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が法律に一元化され、全国的な共通ルールとして適用されることとなりますが、同法は原則として議会は適用除外となるため、本市議会としても引き続き個人情報の適正な取り扱いを確保する必要があるとあり、本条例を制定するものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

○服部香代 議長

これより、ただいま議題となっております全案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております全案件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議員提出議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議員提出議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○服部香代 議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

————— ○ —————

日程第3 所管事務調査の委員会付託

○服部香代 議長

日程第3、所管事務調査の委員会付託を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、所管事務審査資料収集及び調査を、令和5年度中に実施したいとの申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○服部香代 議長

ご異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ○ —————

閉 会

○服部香代 議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和5年（第1回）山鹿市議会3月定例会を閉会いたします。

午後 2 時16分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 服部香代

山鹿市議会議員 原芳郎

山鹿市議会議員 深牧大助